

令和8年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和8年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4
第 1 号 (3月2日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	5
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○市長挨拶	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○日程の追加	9
○議長辞職の件	9
○日程の追加	10
○議長選挙	14
○新議長挨拶	15
○日程の追加	16
○副議長辞職の件	17
○日程の追加	17
○副議長選挙	20
○新副議長挨拶	22
○常任委員会委員の選任について	22
○各常任委員会正副委員長の互選結果報告	24
○議会運営委員会委員の選任について	24
○議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	25
○日程の追加	25
○大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	26
○日程の追加	26

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について	27
○日程の追加	27
○議席の一部変更について	28
○散会の宣告	28

第 2 号 (3月3日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	30
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	30
○議会事務局職員	30
○開議の宣告	31
○諸般の報告	31
○施政方針説明	31
○報告第1号、議案第3号～議案第25号の一括上程、説明	45
○散会の宣告	50

第 3 号 (3月5日)

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	51
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	51
○議会事務局職員	52
○開議の宣告	53
○諸般の報告	53
○一般質問	53

1 番 榊 原 一 和 君

支援を要する子どもたち～インクルーシブ保育・教育を潜考する	54
-------------------------------	----

3 番 原 田 悠 嗣 君

人口減少対策について	69
道の駅について	72
瓜連庁舎について	77
共同親権について	77

2番 桑 澤 直 亨 君	
公共施設マネジメントの計画的な推進について……………	8 2
6番 渡 邊 勝 巳 君	
那珂市職員について……………	9 2
○散会の宣告……………	1 0 7

第 4 号 (3月6日)

○議事日程……………	1 0 9
○本日の会議に付した事件……………	1 1 0
○出席議員……………	1 1 0
○欠席議員……………	1 1 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 1 0
○議会事務局職員……………	1 1 0
○開議の宣告……………	1 1 1
○諸般の報告……………	1 1 1
○一般質問……………	1 1 1

11番 花 島 進 君

学校給食無償化について……………	1 1 2
道の駅関連道路整備について……………	1 1 4
上下水道の整備について……………	1 1 4
学校体育館の空調について……………	1 1 6
国民健康保険税について……………	1 1 6
ゴミ収集の変更について……………	1 1 6
指定管理者制度の契約について……………	1 1 7
中部電力の基準地震動データ不正について……………	1 1 8

5番 鈴 木 明 子 君

子どもの命と権利を守る性教育と健康支援について……………	1 2 3
教職員へのカスハラについて……………	1 3 0

7番 寺 門 勲 君

マンホールトイレについて……………	1 3 4
新一年生プレクラス導入について……………	1 3 8
小中学生の視力低下について……………	1 3 9
児童・生徒の紫外線対策について……………	1 4 1
小中学校の落雷事故防止対策について……………	1 4 2

10番 富 山 豪 君

火災予防と林野火災への対応について……………	145
17番 遠藤 実君	
道の駅について……………	158
子育て世帯への支援策について……………	170
13番 木野 広宣君	
那珂市の廃棄家電について……………	175
那珂市における母子健康手帳デジタル化について……………	179
○議案等の質疑……………	182
○議案の委員会付託……………	182
○散会の宣告……………	183

第 5 号 (3月23日)

○議事日程……………	185
○本日の会議に付した事件……………	186
○出席議員……………	186
○欠席議員……………	186
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	186
○議会事務局職員……………	186
○開議の宣告……………	188
○諸般の報告……………	188
○発言の訂正……………	188
○議案第3号～議案第25号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	189
○発言の訂正……………	209
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	212
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	213
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	215
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	216
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	217
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	218
○議員派遣について……………	219
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	219
○閉会の宣告……………	220
○署名議員……………	221

那珂市告示第25号

令和8年第1回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和8年2月20日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和8年3月2日(月)

2. 場 所 那珂市議会議場

令和8年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期22日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月2日	月	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議会構成について
第2日	3月3日	火	午前10時	本会議	1. 施政方針説明 2. 議案の上程・説明
第3日	3月4日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第4日	3月5日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(榊原、原田、桑澤、渡邊)
第5日	3月6日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(花島、鈴木、寺門勲、富山、遠藤、木野) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第6日	3月7日	土		休会	
第7日	3月8日	日		休会	
第8日	3月9日	月		休会	(議事整理)
第9日	3月10日	火		休会	(議事整理)
第10日	3月11日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第11日	3月12日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第12日	3月13日	金	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第13日	3月14日	土		休会	
第14日	3月15日	日		休会	
第15日	3月16日	月	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第16日	3月17日	火		休会	(議事整理)
第17日	3月18日	水		休会	(議事整理)
第18日	3月19日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開議時刻	区 分	摘 要
第 1 9 日	3 月 2 0 日	金		休 会	(春分の日)
第 2 0 日	3 月 2 1 日	土		休 会	
第 2 1 日	3 月 2 2 日	日		休 会	
第 2 2 日	3 月 2 3 日	月	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

不応招議員（なし）

令和8年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（3月2日）

令和8年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和8年3月2日(月曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第 4 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第4まで議事日程と同じ
追加日程第 1 議長辞職の件
追加日程第 2 選挙第1号 議長選挙
追加日程第 3 副議長辞職の件
追加日程第 4 選挙第2号 副議長選挙
追加日程第 5 選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員選挙
追加日程第 6 選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
追加日程第 7 議席の一部変更について
-

出席議員(18名)

1番	榑原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長 先崎光君 副市長 玉川明君

教 育 長	大 繩 久 雄 君	企 画 部 長	加 藤 裕 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市 民 生 活 部 長	秋 山 光 広 君
保 健 福 祉 部 長	生 田 目 奈 若 子 君	産 業 部 長	大 内 正 輝 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上 下 水 道 部 長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	浅 野 和 好 君	消 防 長	寺 門 薫 君
会 計 管 理 者	秋 山 雄 一 郎 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総 務 課 長)	篠 原 広 明 君		

議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	事 務 局 次 長	萩 野 谷 智 通 君
次 長 補 佐 (総 括)	三 田 寺 裕 臣 君	次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和8年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子はYouTubeでライブ配信しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、監査委員から提出がありました令和7年12月から令和8年2月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

◎市長挨拶

○議長（木野広宣君） 議事に入る前に、市長から招集の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和8年第1回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り誠にありがとうございます。

日頃より議員各位は市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、昨日でございますが、今年度2回目となる市内一斉清掃が行われました。早朝より、各自治会を初め、多くの市民が参加し、それぞれの地域で環境美化に取り組んでいただいたところでございます。市民一人一人の行動が本市の美しいまちづくりを支えるとともに、市民との協働のまちづくりにつながっていることを改めて認識したところでございます。

市といたしましても、引き続き各まちづくり委員会や自治会との連携を密にしながら、地域コミュニティの充実を図るとともに、環境美化活動をはじめ、防災、福祉など、様々な分野において、市民との協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、富山 豪議員、12番、花島 進議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木野広宣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月23日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、大和田和男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

ここで暫時休憩いたします。

全員協議会を開会しますので、議員は直ちに全員協議会室にご参集願います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時18分

- 副議長（富山 豪君） 再開いたします。
議長を交代いたします。
休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
-

◎日程の追加

- 副議長（富山 豪君） ただいま木野広宣議員から議長の辞職願が出されました。
お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 副議長（富山 豪君） 異議なしと認めます。
よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いた
しました。
-

◎議長辞職の件

- 副議長（富山 豪君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、木野広宣議員の退場を求めます。

〔4番 木野広宣君 退場〕

- 副議長（富山 豪君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

- 副議長（富山 豪君） 再開いたします。
辞職願を事務局長に朗読させます。
事務局長。

〔辞職願朗読〕

- 副議長（富山 豪君） お諮りいたします。木野広宣議員の議長辞職を許可することにご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（富山 豪君） 異議なしと認めます。

よって、木野広宣議員の議長の辞職を許可すること決定いたしました。

木野広宣議員の入場を許可いたします。

〔4番 木野広宣君 入場〕

○副議長（富山 豪君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○副議長（富山 豪君） 再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（富山 豪君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（富山 豪君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしま
した。

ここで議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、議長選挙に先立ち、議長職志願者の所信表明を
行います。

議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

議長職を志願する議員は挙手を願います。

〔議長職志願者挙手〕

○副議長（富山 豪君） ただいま小宅議員、大和田議員の2名が議長職に志願されました。

お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定したいと思いますが、これにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（富山 豪君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言順番をくじにより決定いたします。

それでは、ただいま挙手された2名の議員は、演壇の前にお進みください。

〔志願者：演壇の前に並ぶ〕

〔くじを引く〕

○副議長（富山 豪君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告させます。

○事務局長（会沢義範君） それでは、ご報告申し上げます。

発言の順位は、1番、小宅議員、2番、大和田議員でございます。

以上、ご報告いたします。

○副議長（富山 豪君） それでは、ご報告申し上げます。

発言の順位は、1番、小宅議員、2番、大和田議員でございます。

これより志願者の発言を許します。

なお、申合せによりまして発言時間は5分以内といたします。

小宅議員、登壇願います。

小宅議員。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。

このたび議長選に際しまして、私の思いを述べさせていただきたいと思っております。

「行く川の流は絶えずして、しかも本の水にあらず」、鴨長明「方丈記」の冒頭の一文であります。悠久の流れの川は淀みながらも常に変化していく。私たちの所属する地方議会というの、これに似ていると私は感じております。

皆さんもご存じのとおり、私は7年前、この那珂市議会を一度辞職いたしました。そして2年前、再びまた議席をいただいたわけですが、そのとき私は、このいただいた議席は自分の選挙のためのパフォーマンスなどではなく、市民のため、議会のため、そしてこの愛する那珂市のために使わせていただこうと、そう決心いたしました。ですので、今回、議長選というこのような機会をいただけたこと、大変光栄に思っております。

冒頭、議会は常に改革を求められる、変化していくと申し上げましたが、私たちはその変化に堪え得る足腰を鍛えなければなりません。そのために、まず私が行いたいのは、常任委員会の強化であります。常任委員会の重視というのは今までも変わりませんが、私は常任委員会の委員にはその分野においてのスペシャリストになっていただきたい、そのように考えております。そのためには、例えば執行部のほうから職員に来ていただいてレクを行って、今、那珂市の現状がどうなのか、理想はどうなるのがいいのか、そのために何が足りないのか、そういったことを積み重ねていく、その上で常任委員会に臨むことにより、県内一ハイレベルな討論ができる議会の委員会を目指したいというふうに考えております。

私がまだ若手議員だった頃、ある委員会の委員長になりました。その際、議長に言われたのが、小宅君、新しいことはどんどんやりな、もし怒られたら責任は取るから。議長の役目は頭を下げることなんだと。私は深く痛み入りました。これこそが議長のあるべき姿だと。それは今も変わっておりません。

この悠久の流れの中的那珂市議会の中で、今こうして皆さんと同じ時間を過ごし、研さんできる、このことに私は今大変幸せを感じております。3年前、4年前の私にはこれは当たり前ではなかった。諦めかけたことも何度もありました。でも、そのたびに手を差し伸べてくれた人がいた。ここにいる皆さんも、少なからず同じような思いをして今ここに座っていらっしゃるかと思います。だからこそやらねばなりません、私は本気です。皆様からお貸しいただいた力は、必ず皆様にお返しします。この那珂市議会をもっともっと活発に、そしてもっともっと開かれた議会に、そしてもっともっと楽しく行っていきたいと思っております。

私たちが政策に強くなることで、今度は弱い立場の市民の人に手を差し伸べることができるようになる、そういう議会を目指してまいりたいというふうに思っております。

どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（富山 豪君） 続きまして、大和田議員、登壇願います。

大和田議員。

〔10番 大和田和男君 登壇〕

○10番（大和田和男君） 大和田和男です。

まず、今回の議長選に当たり、このように所信の表明の場をお与えいただき、心より感謝申し上げます。また、本日は県内高校の卒業式ということで、高校生及び保護者の皆様にこの場を借りてお祝い申し上げます。そして、木野議長、富山副議長、大役卒業、大変お疲れさまでした。2年間ありがとうございました。

さて、地方自治法によりますと、議長は議場の秩序を保持するとうたわれております。そして、中立かつ公平な職務の遂行に努め、執行部との調整もし、議会をさらに前に進めていく、その窓口として、皆様の個々の意見も聞き取り、集約することが大きな職責であります。

このメンバーによる議会は、これまで以上に議論闊達な議会運営が行われています。これからは市民の代表である議会がますます改革の道を進めていかなければなりません。私自身も、皆様のご協力の下、副議長、議運の委員長を務めさせていただきましたが、その改革は道半ばであります。

例えば、具体的には基本条例や倫理条例の点検、最近制定されたハラスメント防止条例や政務活動費の運用について、これから共に精査してまいりたい。一般質問の在り方の検討もあります。また感染症や大規模災害に備えた議会業務継続計画、いわゆる議会BCPの策定も必要でしょう。こども議会や主権者教育もやりましょう、大学や大学院との連携による政策策定もいいでしょう。SNSもこれまで以上に活用したり、議会が外に出向き、見せる議事を皆様と共に目指してまいりたいです。

また、今回の議長選挙で感じましたが、内規によってこの議長選挙の改革も考えていきたいなと思いました。

戻しますが、今も「語ろう会」が積極的に行われていますが、地域ごとの語ろう会や、今後はZOOMなども活用したハイブリッド語ろう会や動画での公開語ろう会のような、技術

を活用し、多くの市民の意見を収集、集約していかなければならないとも考えます。

そして、現在、議員間討論も闊達になってきましたが、これまで以上に自由なテーマ設定で、例えば人口減少、地域経済活性化対策、防災・減災対策、地方創生など多くの課題を自由なテーマ設定で議員間討論や勉強会をする場をつくりたい、そしてそれを政策にしていく、政策形成のサイクルにして機能させてまいりたいと思います。

また、これから2年は道の駅、東海第二の再稼働など市政の大きな課題も抱えております。これだけ活発化した議会の中、副議長としての実績を持つ即戦力として、多くの課題に皆様と共に取り組んでまいりたいと思います。そして、市政の課題も必要とあれば県や国に議会としての要望活動をしていくことも大切だと考えます。

これまでどんな議会が市民の代表として機能するのか考えてきました。それには市民の代表である各議員一人一人が輝き、そして活発に活動できるようにしたい、そしてトップダウンではなくボトムアップの議会で議会改革をなしながら、市民の意見を集約してまいりたい、議長はそのボトムアップの窓口として、その黒子として各議員を照らすべき役割だと思います。そんな各議員一人一人が輝ける議会を市内外に知らせ、那珂市議会ここにありを議会の顔として、今までのパイプも生かし、トップセールスをしてまいりたいと思います。

しかしながら、議会改革は目的ではなく、手段であります。我々の目的は、市のチェック機関であるとともに、議会制民主主義の二代表制の一翼となり、市と車の両輪となり、市民の皆様の福祉の向上、豊かなまちづくりの実現が目的となります。その目的のため、これまで長き歴史をかけて那珂市議会を牽引された先輩議員の皆様に敬意を表すとともに、これからは温故知新の精神で、今の時代に合った、そしてこれまで議運としてもやってきましたが、少数の意見にもしっかりと耳を傾け、丁寧な合意形成を目指した多様性のある議会をつくっていきたいです。私自身がその先頭に立ち、努力と行動、そして一番汗をかくことをお約束させていただきます。

市民の皆様の信頼に応えられる開かれた議会を構築するため、そして改革をさらに推し進めるため、今回の議長選挙及び新たな議会運営に対し、皆様の温かいご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信の表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（富山 豪君） 以上で議長職志願者の発言が終了いたしました。

ここで、議員各位に申し上げます。

ただいま行いました議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おきお願いいたします。

◎議長選挙

○副議長（富山 豪君） 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（富山 豪君） ただいまの出席議員は18名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、鈴木議員、7番、寺門 勲議員、12番、花島議員の以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名を記載願います。氏また名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせませす。

〔投票用紙配付〕

○副議長（富山 豪君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（富山 豪君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人は前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（富山 豪君） ただいま点検を終了いたしまして、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（会沢義範君） それでは、読み上げさせていただきます。

1番	榊原一和	議員	2番	桑澤直亨	議員
3番	原田悠嗣	議員	4番	木野広宣	議員
5番	鈴木明子	議員	6番	渡邊勝巳	議員
7番	寺門勲	議員	8番	小池正夫	議員
9番	小宅清史	議員	10番	大和田和男	議員
11番	富山豪	議員	12番	花島進	議員
13番	寺門厚	議員	14番	萩谷俊行	議員
15番	笹島猛	議員	16番	君嶋寿男	議員
17番	遠藤実	議員	18番	福田耕四郎	議員

○副議長（富山 豪君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（富山 豪君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（富山 豪君） 開票を行います。

立会人、5番、鈴木議員、7番、寺門 勲議員、12番、花島議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（富山 豪君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 18票

無効投票 0票

白票 0票

有効投票中

大和田議員 11票

小宅議員 7票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、大和田議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました大和田議員が議長におりますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新議長挨拶

○副議長（富山 豪君） ここで当選されました大和田議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

大和田議員、登壇願います。

大和田議員。

〔議長 大和田和男君 登壇〕

○議長（大和田和男君） ただいま皆様のご選出により議長を今度務めさせていただく大和田でございます。本当に議長にご選出いただき、ご理解、ご協力賜りますことを感謝申し上げます。

また、今回の議長選挙に際し、個人的な話になってしまうんですけども、那珂市の議会の人なら分かると思うんですけども、また小宅さんと戦うのかとあったかと思えます。私も本当に仲よくさせていただいているんですけども、時折こうやって戦って、本当にライバルのような、そしていつも切磋琢磨して成長させていただいております。本当に戦友というか、できることなら私が先に逝ったときは弔辞を読んでもらいたいというぐらいの仲でございまして、引き続き切磋琢磨して、市政発展のために共に進んでまいりたいと思います。

今回の選挙、お疲れさまでした。敬意を表すとともに感謝申し上げます。ありがとうございます。

私の個人的な意見になりましたが、私の所信表明のとおり、皆様一人一人が輝ける議会、そして市民の皆様信頼される議会を目指してまいりたいと思いますので、引き続き新たな議会運営に対しご理解、ご協力賜りますことをお願い申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○副議長（富山 豪君） それでは、大和田議長、議長席にお着き願います。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（大和田和男君） ここで暫時休憩いたします。

11時より全員協議会を開催いたしますので、ご参集賜りますよう、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時04分

○議長（大和田和男君） 本会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（大和田和男君） ただいま富山 豪議員から副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（大和田和男君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、富山 豪議員の退場を求めます。

〔11番 富山 豪君 退場〕

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔辞職願朗読〕

○議長（大和田和男君） お諮りいたします。富山 豪議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、富山 豪議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

富山 豪議員の入場を許可いたします。

〔11番 富山 豪君 入場〕

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（大和田和男君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定をいたしました。

ここで副議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、副議長選挙に先立ち、副議長職志願者の所信表明を行います。

副議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

副議長職を志願する議員は挙手願います。

〔副議長職志願者挙手〕

○議長（大和田和男君） ただいま笹島議員、小池議員の以上2名が副議長職に志願をされました。

お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定をいたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進みください。

〔志願者：演壇の前に並ぶ〕

〔くじを引く〕

○議長（大和田和男君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告をさせます。事務局長。

○事務局長（会沢義範君） それでは、ご報告申し上げます。

発言の順位は、1番、笹島議員、2番、小池議員でございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（大和田和男君） ただいまの事務局長の報告のとおりでございます。

これより志願者の発言を許します。

なお、申合せによりまして、発言時間は5分以内といたします。

笹島議員、登壇願います。

笹島議員。

〔15番 笹島 猛君 登壇〕

○15番（笹島 猛君） 副議長選挙における所信表明を行いたいと思います。

このたび那珂市議会副議長選挙に当たり、所信の一端を述べさせていただく機会を賜りま

して、心から感謝申し上げます。

私は、ここ那珂市に暮らす市民皆さんの負託を受け、市議会議員として活動してまいりました。その中で強く感じておりますのは、市民の声を真摯に受け止め、それを市政に確実につなげていく市議会の責任の重さであります。

副議長の職責は、議長を補佐し、円滑かつ公正な議会運営を支えることと認識しております。議会は言うまでもなく、議論の府であります。多様な意見を尊重しながらも建設的な議論を積み重ね、市民にとって最善の結論を導き出す場でなければなりません。そのためには、私は第1に、公正、中立な議会運営の決定に努めてまいります。立場の違いを超え、全ての議員が安心して発言できる環境を整えることを副議長の重要な役割であると考えております。

第2に、開かれた議会の推進に力を尽くします。議会活動を市民により分かりやすく伝え、市民参加の意識を高めることが地方自治の成熟につながります。情報発信の充実や市民との対話の機会の拡充についても積極的に取り組んでまいります。

第3に、政策議論の進化であります。少子高齢化、地域経済の活性化、防災・減災対策、子育て支援など、本市を取り巻く課題は多岐にわたります。二元代表制の一翼を担う議会として行政のチェックの機能を果たすとともに、政策提案力を一層高めていく必要があります。そのためにも委員会の枠を超えた議員間の討論の機会を設け、議員同士の活発な意見交換を行いたい。執行部に対して政策提案ができる議会を目指します。

副議長に選任いただいた際には、議長を誠心誠意支え、議会全体の調和を図りながら活力ある議会運営に尽力することをお誓い申し上げます。そして、何より市民福祉の向上と本市の持続的発展のために全力を尽くしてまいります所存でございます。

議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう心からお願い申し上げます、私の所信表明といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 続きまして、小池議員、登壇願います。

小池議員。

〔8番 小池正夫君 登壇〕

○8番（小池正夫君） このたび那珂市議会議員副議長選挙に立候補いたしました小池正夫でございます。

初めに、議員の皆様に対しまして私の所信を表明させていただきます。

現在、那珂市も全国的と同様に人口減少や少子化、高齢化といった社会的課題に直面しており、これらに対応するためには、地域経済の活性化、防災・減災、地域創生など多くの施策を講じる必要があります。市民の皆様のご生活の質の向上と安心・安全な地域社会をつくるのが急務であります。このような課題に取り組むためには、議会が一丸となって柔軟で創造的な発想を持ち寄り、活発な議論を交わしながら効果的な解決策を導き出していかなければなりません。

また、現在の国の政策動向を踏まえると、地方創生や地域経済の支援が強化される中に

において、那珂市としてもこれらの政策を積極的に活用するなど、地域発展につなげていくことが求められます。このような支援を最大限に生かし、那珂市のために一層効果的な施策を議会全体として推進していきたいと考えております。

二元代表制の下で議会が果たすべき役割はますます重要となっております。市民の声をしっかりと受け止め、議会を通じて市政に反映させるためには、透明性の高い、開かれた議会運営を推進していくことが重要です。私はその実現に向けて努力をしております。つきましては、各議員の皆様のお知恵と協力をいただきながら、全力で議長を支え、議会の活性化や信頼される議会の実現のために尽力したいと決意をしております。

議員皆様の特段のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ご清聴誠にありがとうございます。

○議長（大和田和男君） 以上で副議長職志願者の発言が終了いたしました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました副議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知お祈りいたします。

◎副議長選挙

○議長（大和田和男君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大和田和男君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、鈴木明子議員、7番、寺門 勲議員、12番、花島 進議員の以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせませう。

〔投票用紙配付〕

○議長（大和田和男君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人は前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大和田和男君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（会沢義範君） それでは、読み上げさせていただきます。

1 番	榊 原 一 和 議員	2 番	桑 澤 直 亨 議員
3 番	原 田 悠 嗣 議員	4 番	木 野 広 宣 議員
5 番	鈴 木 明 子 議員	6 番	渡 邊 勝 巳 議員
7 番	寺 門 勲 議員	8 番	小 池 正 夫 議員
9 番	小 宅 清 史 議員	10 番	大和田 和 男 議員
11 番	富 山 豪 議員	12 番	花 島 進 議員
13 番	寺 門 厚 議員	14 番	萩 谷 俊 行 議員
15 番	笹 島 猛 議員	16 番	君 嶋 寿 男 議員
17 番	遠 藤 実 議員	18 番	福 田 耕四郎 議員

○議長（大和田和男君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大和田和男君） 開票を行います。

立会人、5番、鈴木議員、7番、寺門 勲議員、12番、花島議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大和田和男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票	18 票
無効投票	0 票
白票	0 票

有効投票中

小池議員 11票

笹島議員 7票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、小池議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小池議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新副議長挨拶

○議長（大和田和男君） ここで当選された小池議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

小池議員、登壇願います。

小池議員。

〔副議長 小池正夫君 登壇〕

○副議長（小池正夫君） ただいま副議長に選出されました小池でございます。皆様の票によりまして何とか副議長になれました。

これからは、先ほども所信表明いたしましたとおり、市政に対しまして一生懸命議長を支えまして、市のために頑張っていく所存でございます。まだまだ自分自身、未熟なところもございますが、皆様のご協力とご意見などをたくさん頂戴しながら市政運営を進めてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大和田和男君） ここで、暫時休憩いたします。

全員協議会を開催いたしますので、議員は午後1時に全員協議会室にご参集願います。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時40分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（大和田和男君） 日程第3、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、文書管理システムに登載した常任委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。

その常任委員会委員名簿を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（会沢義範君） それでは、ご報告いたします。

総務生活常任委員会

鈴木明子議員	小池正夫議員
小宅清史議員	木野広宣議員
寺門厚議員	遠藤実議員

続きまして、産業建設常任委員会でございます。

榊原一和議員	寺門勲議員
大和田和男議員	萩谷俊行議員
笹島猛議員	福田耕四郎議員

続きまして、教育厚生常任委員会でございます。

桑澤直亨議員	原田悠嗣議員
渡邊勝巳議員	富山豪議員
花島進議員	君嶋寿男議員

続きまして、原子力安全対策常任委員会でございます。

榊原一和議員	渡邊勝巳議員
寺門勲議員	花島進議員
寺門厚議員	木野広宣議員

以上でございます。

○議長（大和田和男君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました各常任委員会に委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時43分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（大和田和男君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（会沢義範君） それでは、ご報告いたします。

総務生活常任委員会委員長に、小宅清史議員、副委員長に、鈴木明子議員。

産業建設常任委員会委員長に、寺門 勲議員、副委員長に、榊原一和議員。

教育厚生常任委員会委員長に、富山 豪議員、副委員長に、桑澤直亨議員。

原子力安全対策常任委員会委員長に、渡邊勝巳議員、副委員長に、花島 進議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（大和田和男君） 日程第4、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、文書管理システムに搭載した議会運営委員会委員の名簿のとおり指名したいと思います。

その議会運営委員会委員名簿を事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（会沢義範君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員

寺 門 勲 議員

小 宅 清 史 議員

富 山 豪 議員

萩 谷 俊 行 議員

君 嶋 寿 男 議員

遠 藤 実 議員

以上でございます。

○議長（大和田和男君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、以上の諸君を議会運営委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会に委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（大和田和男君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（会沢義範君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に君嶋寿男議員、副委員長に小宅清史議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（大和田和男君） お諮りいたします。大宮地方環境整備組合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

◎大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について

○議長（大和田和男君） 追加日程第5、選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。選出する議員は5名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

大宮地方環境整備組合議会議員に大和田和男議員、小池正夫議員、鈴木明子議員、寺門厚議員、木野広宣議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を大宮地方環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました5名の議員が大宮地方環境整備組合議会議員に当選をされました。

なお、当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（大和田和男君） お諮りいたします。茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職

に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

○議長（大和田和男君） 追加日程第6、選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

念のため申し上げます。選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なし認め、よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、富山 豪議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました富山 豪議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました富山 豪議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお、当選されました富山 豪議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎日程の追加

○議長（大和田和男君） お諮りいたします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定をいたしました。

◎議席の一部変更について

○議長（大和田和男君） 追加日程第7、議席の一部変更を議題といたします。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、文書管理システムに登録した議席表のとおり指定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議席表のとおり議席の一部を変更することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 1時51分

令和8年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月3日）

令和8年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和8年3月3日(火曜日)

- 日程第 1 施政方針説明
- 日程第 2 議案等の上程・説明
- 報告第 1号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第14号 那珂市空家等対策の推進に関する条例
- 議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算
- 議案第18号 令和8年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第21号 令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算
- 議案第24号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	大和田和男君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	富山豪君
11番	花島進君	12番	寺門厚君
13番	木野広宣君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局 会長	澤島克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に、文書管理システムに搭載した出席者名
簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は文書管理システムに搭載しておりますので、タブレット端末等でご参照
ください。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

◎施政方針説明

○議長（大和田和男君） 日程第1、市長から令和8年度施政方針について説明を求めます。
市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 本定例会におきましては、令和8年度当初予算についてご審議いた
だくこととなっております。

議案等の説明に先立ち、私の市政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年度に取り組む
主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

それでは、お手元の令和8年度施政方針をご覧ください。

令和8年度施政方針。

令和8年度那珂市一般会計、各特別会計及び各事業会計の当初予算のご審議をお願いする
に当たり、令和8年度における市政運営の基本方針と主要施策の概要を申し上げ、議員各位
をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨今は、賃金の上昇や企業収益の改善など緩やかな景気回復が続いている一方で、

為替動向などによる物価上昇や人口減少による人手不足などの課題が顕在化しております。

本市におきましても、住宅都市としての特性を生かし、若い世代の定住・転入促進や出産・子育て支援の充実を図るとともに、環境問題やデジタル化の進展にも対応しつつ、那珂インターチェンジ周辺に複合型交流拠点施設「道の駅」を整備するなど、産業基盤の維持・強化に取り組み、将来にわたり安心して暮らせる活力のある地域の実現に向け、取り組んでいく必要がございます。

このような中、令和8年度につきましては、第2次那珂市総合計画後期基本計画や地方創生の取組を示した第3期となる総合戦略に基づき、本市発展のため総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいります。

また、令和10年度から令和19年度までのまちづくりの指針となる第3次那珂市総合計画の策定にも取りかかります。策定に当たりましては、人口減少による地域経済の縮小へ対応しながら、市民一人一人が安心して暮らせる活力あふれるまちとなるよう持続可能な市政運営を行うことを念頭に置き、市の第3期総合戦略との一体化を図るとともに、現在の社会情勢への対応や市民参画の視点などを踏まえて、各施策分野における個別計画との整合性を図りながら、実効性のある計画となるように取り組んでまいります。

次に、令和8年度当初予算でございます。

今定例会に提出する当初予算につきましては、これまで市が進めてきた施策や事業などの重要性、行政の継続性に基づき編成いたしました。

それでは、当初予算の概要について申し上げます。

歳入につきましては、根幹である市税については、社会的な賃金上昇等に加え、企業収益の改善などによる市民税の増などにより、増収を見込みました。そのほか、建設事業に係る補助金をはじめとして、国・県補助金等を積極的に活用した上で、なお不足する財源については、市債の発行や財政調整基金等からの繰入金を増額し、必要な財源の確保を図りました。

一方、歳出につきましては、賃金上昇及び物価高の影響に伴う障がい者支援や子育て支援等に係る扶助費の増加や、人事院勧告により職員人件費が増加する中、引き続き国の交付金を活用して物価高の影響を受けている市民に対して支援を行うとともに、第2次那珂市総合計画後期基本計画に基づき、まちづくりの目標である「住みよさプラス活力あふれるまち」を目指して、市民の生活環境向上に資する都市計画道路の整備や市道の改良・補修、公共施設の長寿命化対策に加え、本市の新たな活力の創造につなげる複合型交流拠点施設「道の駅」の整備や熱中症対策として小中学校の特別教室空調整備など、効率的な配分に努めた予算編成を行いました。

その結果、一般会計につきましては前年度比9.4%増の275億9,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比3.3%減の50億3,000万円、公園墓地事業特別会計が前年度同額の1,000万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比4.0%増の52億円、後期高齢者医療特別会計が前年度比14.0%増の11億4,000万円となりま

した。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比2.4%増の12億7,689万6,000円、収益的支出が前年度比2.4%増の12億2,908万3,000円、資本的収入が前年度比3.1%増の5億7,040万円、資本的支出が前年度比8.9%減の10億384万9,000円となりました。

また、下水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比3.6%増の17億9,586万9,000円、収益的支出が前年度比3.6%増の17億8,539万7,000円、資本的収入が前年度比11.3%減の10億3,281万1,000円、資本的支出が前年度比5.2%減の17億6,260万3,000円となりました。

次に、主要施策の概要について申し上げます。

まず、冒頭に物価高騰対策でございます。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度には、市民や事業者を支援するため、2か月分の水道料金の免除などの事業を実施いたしました。引き続き、令和8年度におきましては、市民1人当たり5,000円の地域で使える商品券の配布事業を実施してまいります。

続きまして、第2次那珂市総合計画後期基本計画に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章、みんなで進める住みよいまちづくり。

協働によるまちづくりの推進につきましては、引き続き自治会、地区まちづくり委員会及び市民活動団体が取り組んでいる活動を支援するとともに、市民自治組織や市民活動団体の活動内容を広く市民に紹介するなど、まちづくり活動に参加するきっかけを提供してまいります。また、協働のまちづくり推進フォーラムやまちづくり人材育成カリキュラムを開催するなど、協働への意識の醸成やこれからの地域活動を担う人材の育成に取り組み、市と市民自治組織などが一体となってまちづくりを推進してまいります。

シティプロモーションの推進につきましては、本市が将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく上で、市の魅力や可能性を市民や市に関係する皆様と共有し、那珂市に対する誇りや愛着、すなわちシビックプライドを一層高めていただくことが重要であると考えております。

本市では、那珂市シティプロモーション行動計画（第3期）に基づき、地域が持つ多様な魅力を市内外へ発信し、誇れるまち那珂市を実感できるよう各種取組を展開してまいります。

また、市内外の方々が参加するいい那珂暮らし応援団や市の魅力をSNSにて発信するいい那珂宣伝部につきましても、より参加しやすく、活動に参画しやすい環境づくりを進め、メンバーとの協働による広報、情報発信力の強化を図ってまいります。

いい那珂宣伝部につきましては、市民目線での魅力発信や日々の小さな発見を共有いただくことで、市内外の方々と行政が一体となり、那珂市の良さを語り合い広げていくシビックプライドの醸成につなげてまいります。

移住・定住促進につきましては、お試し居住施設いい那珂暮らしハウスでの市内居住体験の機会の提供と併せ、いい那珂I J U - L a b o等を活用した移住支援員による移住相談を

行ってまいります。また、国の移住支援金の活用に加え、市単独での住宅取得費の助成も実施してまいります。

また、中学生を対象に、就学や就職、結婚、出産、子育てなど、将来の様々なライフイベントについて考える機会を提供するとともに、希望をかなえる一助となるよう、引き続きライフデザイン教育を実施してまいります。

那珂ふるさと大使につきましては、お住まいの地域や職場など身近なところで市のPR活動を行っていただいております、引き続き各種イベントや市政の情報を提供しながらその活動を支援してまいります。また、情報交換の場を設け、各大使の専門や見識を生かした有意義なご意見を聴取してまいります。

広報事業につきましては、より身近で親しみやすく、手に取ってもらえる広報紙を目指し、色調に配慮し、ユニバーサルデザイン書体を採用するなど改善に取り組んでおります。さらに、情報のバリアフリーを進めるため、令和6年度に市ホームページをリニューアルいたしました。引き続き、使いやすさや視認性の向上、内容の充実を図ってまいります。

あわせて、LINEやX（旧ツイッター）、フェイスブック、インスタグラム等の各種SNSや情報メール一斉配信サービスを活用し、積極的かつ効果的な情報発信を行っております。

LINEでは、令和7年9月から、利用者の関心やニーズに応じて個別に情報をお届けするセグメント配信を開始しました。

また、広報紙とSNSとの連携を強化し、双方で発信する内容の整合性を図ることで、より多角的かつ効果的な広報活動を進めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第2次那珂市男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、それぞれの個性や能力に応じて、あらゆる分野に女性が参画できる環境づくりを推進してまいります。また、女性人材バンクを活用し、市の審議会等の政策及び方針決定の場へ女性の登用を促進してまいります。

平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、引き続き原爆や戦争に関するパネル展を開催します。戦争の悲惨さや平和の尊さは、特に若い世代に語り継ぐことが必要であり、広報紙等で周知するだけでなく、学校などを通して児童・生徒にも周知してまいります。

第2章、安全で快適に暮らせるまちづくり。

災害に強いまちづくりを推進するため、那珂市地域防災計画に基づき、非常用食料や飲料水及び簡易トイレ・紙おむつなどの日用品の備蓄を進めるとともに、防災行政無線や防災アプリによりの確かな情報を確実に伝達し、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。

また、大規模災害等に平時から備えるため、強さとしなやかさを持った安心・安全な地域、社会経済を構築する那珂市国土強靱化地域計画における施策・事業の追加や見直しを行い、着実に地域の強靱化を進めてまいります。

防災対策につきましては、市民一人一人がふだんから災害への備えを心がけるとともに、災害発生時に自らの身の安全を確保できるよう、自治会や関係機関と連携して、実効性の高い防災訓練を実施してまいります。

また、地域防災の中核を担う自主防災組織に対しては継続的な支援を行い、地域の防災力を着実に強化してまいります。あわせて、地域防災のリーダーとなる防災士の資格取得支援を推進してまいります。

原子力防災対策につきましては、那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力防災体制への整備と充実に努めてまいります。また、原子力災害の緊急時に備え、様々な枠組みを超えた住民避難等の対策が迅速に実施できるよう、避難先や避難経路、避難手段の骨格となる計画の策定を進めてまいります。

木造住宅等の耐震化につきましては、那珂市耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着手の木造住宅）を対象に、耐震診断士の派遣を行い、耐震改修計画及び工事に要する費用の補助を行うとともに通学路や避難路に面した危険ブロック塀等の除去に要する費用について補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、近年、激甚化する様々な自然災害に対応するため、西消防署の司令車及び水上オートバイ、消防団の消防ポンプ自動車及び消防ポンプ積載車を更新整備いたします。また、多様な災害に対し、迅速かつ統制された災害活動が行えるよう、さらなる訓練と消防力の充実、強化を進めてまいります。

予防業務につきましては、防火管理者に対し火災発生時の初期消火の重要性について、消防訓練等を通して指導を図り、市民に対しては住宅火災の安全対策の推進と住宅用火災警報器設置促進の広報活動を強化してまいります。

救急業務につきましては、救急車の適正利用について市民へ周知を図り、また、応急手当普及のため、市内事業所等において救命講習会を積極的に行い、救命率の向上を目指してまいります。

消防団につきましては、全団員に対して装備品の配備を計画的に進め、団員の安全を確保するとともに、自主防災組織訓練の指導者を養成し、消防団員が地域において訓練指導を行い、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、LED化を含めた防犯灯の設置補助など、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安心・安全なまちづくりへの取組として、防犯カメラの設置と警察や防犯協会などと連携した防犯パトロール、防犯運動の充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。さらに、犯罪被害に遭われた方やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう那珂市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者及びその家族の支援を推進してまいります。

消費者行政につきましては、近年の情報化や高齢化により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも複雑かつ巧妙化しており、これらの消費者問題に適切に対応する

ため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供を行ってまいります。また、広報紙、ホームページ、回覧等による消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、市民の交通安全意識の向上と交通事故防止を図るため、警察や交通安全協会などの関係団体と連携し、季節ごとに交通事故防止運動を展開してまいります。また、児童生徒の登下校中の交通事故防止と安全意识の向上を図るため、交通安全教室の実施を推進してまいります。さらには高齢者の交通事故防止や事故時の被害軽減を図るため、高齢者を対象とした交通安全講習会を実施するとともに、踏み間違いによる事故時の被害軽減を図るため、自動車急発進抑制装置を整備する費用の一部を支援してまいります。

地域公共交通につきましては、那珂市地域公共交通計画に基づき、地域の公共交通ネットワークの期間となるJR水郡線及び路線バスの利用促進やパークアンドライドの推進を図るとともに、ネットワークを補完するものとして、日常生活に不便を来している高齢者や障がい者等の交通手段を確保するため、ひまわりタクシーの運行を継続してまいります。また、運転免許返納者に対して、ひまわりタクシーの利用助成を行い、引き続き移動手段の確保を図ってまいります。

空き家等対策につきましては、那珂市空き家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理を促進するとともに、地域社会の活性化につながるよう空き家バンク制度の運営や、利活用の周知・啓発のほか、市街化調整区域の空き家の流動性をより高める許可基準なども活用して、空き家等の利活用を促進してまいります。

環境保全対策につきましては、市民、事業者に対して公害の発生を抑制するための正しい理解についての啓発活動、さらには令和7年に施行しました太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づき、事業者に対して生活環境、景観、防災に配慮した適正な設置と管理を徹底してまいります。

不法投棄廃棄物対策につきましては、不法投棄禁止の看板設置や監視カメラによる発生の未然防止強化に努めるほか、不法投棄があった場合には早期の除去による新たな不法投棄の防止に努めてまいります。

ごみ啓発等推進につきましては、令和8年度からプラスチック製容器包装の分別収集開始に当たり、分別や排出方法の周知を引き続き行い、可燃ごみの排出量削減と資源物の分別について、市民に協力を求めてまいります。

環境活動啓発につきましては、地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者に対して脱炭素や節電・省エネルギー化、再生可能エネルギーの普及について啓発を行い、市全体で温室効果ガス排出抑制を推進してまいります。

市道整備につきましては、各自治会と連携し、地域から要望の多い生活道路の整備を進め、安全で利便性の高い道路環境の向上に努めてまいります。

橋梁や交通安全施設につきましては、計画的な点検や補修による老朽化対策を実施し、快

適で安全・安心に利用できる施設の維持管理に取り組んでまいります。

市街地の整備につきましては、那珂市立地適正化計画に基づき、市街地の骨格となる都市計画道路上菅谷・下菅谷線、下菅谷停車場線の整備や、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を地区まちづくり協議会と協議の上、進めてまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷・市毛線の全線開通に向け、引き続き整備を進めるとともに、県事業による国道118号4車線化の延伸に併せて、菅谷・飯田線的那珂インターチェンジから国道118号までをつなぐ区間の整備を進めてまいります。

冠水対策推進事業につきましては、道路側溝や排水路の整備により雨水排水能力を高め、台風や大雨による冠水被害の軽減に努めてまいります。

水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、浄水施設や配水管の更新を計画的に行うとともに、災害に備え、耐震化を進めてまいります。また既存施設を適正に維持管理し、水質検査を定期的に行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の保全に努めてまいります。

浄水場更新工事につきましては、令和7年度に木崎浄水場更新工事が完了となり、今後は後台浄水場更新工事の令和11年度完成を目指し、さらなる安全・安心な水の供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、後台西・後台富士山I期地区の概成を目指し整備を進めてまいります。

また、安定的な経営のためには接続率の向上が重要であることから、下水道事業等接続促進事業及びいい那珂暮らし下水道等接続促進キャンペーンを引き続き実施してまいります。

合併処理浄化槽設置補助事業につきましては、下水道事業計画区域外を対象に合併処理浄化槽の設置に係る補助を行い、汚水処理人口普及率の一層の向上を図ってまいります。また、使用を廃止する浄化槽を雨水貯留槽等として再利用に係る助成を行い、雨水抑制対策を進めてまいります。

第3章、やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり。

子ども・子育て支援につきましては、子供を取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子供たちにしっかり向き合いながら、子供たちの笑顔があふれる、にぎわいのあるまちを生み出し、子供の育ちと子育ての喜びをみんなで分かち合えるよう、引き続き、那珂市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供を中心とした施策を推進してまいります。

また、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するため、保育所等に在籍していない零歳6か月から満3歳未満を対象とした乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を実施してまいります。

地域子育て支援センター「つぼみ」においては、子供や親同士が互いに触れ合い、仲間づくりができる機会を提供し、利用者のニーズに沿った子育てに関する情報の発信とファミリー・サポートセンターの利用促進、さらにほかの子育て支援センターとの連携を図るなど、

社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めてまいります。

こども発達相談センター「すまいる」においては、発達の気になる子供や子育てに不安や悩みを抱える保護者を支援するため、教育・保健・福祉等の関係機関との連携を強化し、相談・療育体制のさらなる充実を図り、利用者に寄り添ったサポートを推進してまいります。

こども家庭センターにおいては、母子保健と児童福祉の連携・協働により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供することで、子育ての不安や負担を軽減するとともに、子育てに困難を抱える家庭に寄り添い、安心して子供を産み育てることができるよう支援体制の充実と強化を図ってまいります。

母子保健につきましては、乳児家庭全戸訪問や妊婦・乳児の健康相談、従来の1歳6か月、3歳児健診に加え、新たに実施する5歳児健診を通じて、子供の発達の特性を把握し、健やかな成長を支える支援の充実と育児不安の解消に努めてまいります。

併せて、子供を望む夫婦の支援としては、不育症検査及び不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、市独自の支援策を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢化率の増加に伴う社会情勢の変化から、これまでの敬老事業を抜本的に見直し、節目の年齢である77歳、88歳、100歳の方と、最高齢者へ市が敬老記念品配布を行い、また敬老会開催自治会に対して補助金を交付し、福祉の増進を図ってまいります。

また、令和8年度が見直しの年度である那珂市高齢者保健福祉計画については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会と介護保険制度の適正な運営を目指し、次期計画を策定してまいります。

障がい者福祉につきましては、那珂市障がい者プランの改定年度を迎えることから、障がいのある方やご家族、関係団体の声を丁寧に伺いながら、必要とされるサービスや制度の在り方について検討を進めてまいります。また、地域における障がいへの理解を一層深める取組を進め、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、活力を発揮できる地域づくりに取り組んでまいります。

地域福祉につきましては、那珂市地域福祉計画に基づき、重層的支援体制整備事業を軸として、複雑化・複合化した課題や制度のはざまにある支援ニーズに対し、関係機関や地域と連携しながら、切れ目なく支え続ける体制の構築を進めてまいります。

生活困窮者への支援につきましては、関係法令に基づき、相談支援をはじめ、住居の確保や就労に向けた支援など、一人一人の状況に応じた寄り添う支援を継続してまいります。

国民健康保険につきましては、引き続き県の国保運営方針やデータヘルス計画に基づき、医療費適正化や生活習慣病の発症及び重症化の予防を目的とした特定健康診査の受診率向上を図ります。さらに、受診結果に基づき適切な保健指導を行うなど、効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康の増進、健康寿命の延伸を目指すとともに、持続可能な安定した制度の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、医療費適正化事業や高齢者の心身の多様な課題に対して、介護・医療・健診情報などを活用し、市内関係機関と連携しながら、介護予防と保健事業を一体的に実施する高齢者健康づくり推進事業を進めてまいります。

市民の健康づくりにつきましては、那珂市健康増進計画に基づき、ライフコースに応じた健康課題への取組を推進するとともに、地域や関係団体と連携した健康づくりを進めることで、健康寿命の延伸を目指してまいります。

心の健康につきましては、那珂市いのちを支える自殺対策計画に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会や環境の実現を目指し、関係機関と連携しながら相談体制の充実や早期の気づきにつながる取組を進めてまいります。

予防接種につきましては、感染症の予防及び重症化防止の観点から極めて重要であり、適切な情報提供に努めるとともに、接種機会が十分に確保できるよう医療機関と連携して取り組んでまいります。

そのほか、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンの下、初期救急医療及び高度医療サービス等の充実や医師及び看護師等の確保に向けた取組を継続するとともに、ICTを活用した健康づくりを推進するため、構成市町村と連携して取り組んでまいります。

第4章、未来を担う人と文化を育むまちづくり。

学校教育につきましては、「強い意志と豊かな感性で、社会的自立に向け、たくましく生き抜く児童生徒の育成」を教育目標に掲げ、学校・地域・家庭との連携・協力の下、「自分らしい生き方や自立をめざし、主体的に学び続ける力」「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するため、様々な学びや体験を充実させてまいります。

本市の教育の特色である小中一貫教育につきましては、平成27年度の本格導入から10年が経過し、学力やコミュニケーション力・表現力の向上、地域理解の深まりや教職員の交流の活性化、各学園の個性の強化などの成果が生まれております。この成果をさらに発展させるため、引き続き「学園の子は学園で育てる」考えの下、保護者や地域の方々と協働しながら、小中学校9年間の系統的・連続的な学びを通じ、小中一貫教育講師による小学生の教科担任制や、学習指導員・生活指導員の配置を行いながら、児童生徒の発達段階や個々の能力・適正に合わせたきめ細やかな教育を推進してまいります。

ICT教育の推進につきましては、児童生徒一人1台の学習用タブレットをあらゆる学びの場面で活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、情報を正しくかつ効果的に活用し、自分の考えを表現することのできる資質・能力の育成を目指してまいります。

英語教育につきましては、ALTを積極的に活用するとともに、児童を対象としたイマージョンスクールの実施や、指導者向けに作成した英語学習動画の活用などにより、グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を推進してまいります。

いじめ問題につきましては、引き続きいじめ問題対策連絡協議会や生徒指導懇話会等、関係機関との連携を密にして情報の共有を図り、いじめの未然防止、早期対応に取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童生徒のほか、保護者や教職員からの多様な相談に応じるため、引き続き、心の教室相談員やスクールカウンセラー等の配置に加え、タブレットを活用した相談体制の強化を図り、相談しやすい環境を整備してまいります。

また、不登校対策につきましては、教育支援センターにおいて、学校・家庭での様々な悩みを持つ子供たちの相談や、子育てに関する保護者からの相談に応じるほか、適応指導教室での通級指導やスクールソーシャルワーカーを中心とした家庭・学校・地域・行政などの連携、さらには校内フリースクールの充実や民間フリースクールとの連携など、不登校の子供たちの学びの場を確保する取組を推進してまいります。

教職員の働き方改革の推進については、校務支援システムを活用した業務の効率化など、校務におけるDXの推進により事務負担の軽減を図り、子供たちと向き合う時間を増やすことで、教育の質のさらなる向上を目指してまいります。

部活動の地域移行につきましては、那珂市部活動地域移行推進計画に基づき、引き続き、学校やPTA、各スポーツ団体等関係機関と共通理解を図りながら、休日の活動を地域において実施できるよう活動の選択肢を充実させる取組を推進してまいります。

幼児教育につきましては、市立ひまわり幼稚園における保育体制のさらなる充実を目指し、民間や他市町村の幼稚園との交流や研修を通して、職員の資質や技能の向上を図ります。

また、那珂市幼稚園教育スマイルプランに基づき、専属のALTによる外国語活動や、外部の専門講師による体育指導といった幼児期の発達の特性に応じた指導を通して、学習の基礎づくりや集団生活のルールの獲得など、幼児教育のより一層の充実に向けて取り組んでまいります。

さらに、保幼小中連携協議会を核として、公立・私立、幼稚園・保育所の別なく関係機関の連携を深めることで、系統性のある教育を推進し、小中一貫教育への滑らかな接続を目指してまいります。特に5歳児から1年生終了時までの2年間を「架け橋期」として、幼児教育と小学校教育を円滑につなぎ、子供の学びや成長の連続性を確保するため、現在、幼稚園教諭や保育士、小学校教員等が共通の視点を持ち、意見交換しながら「架け橋カリキュラム」の策定に向け協議を行っています。今後は、このカリキュラムを基に、保幼小の学びのつながりに配慮した教育の充実を図ってまいります。

学校施設につきましては、個別施設計画に基づいた施設整備の長寿命化と教育環境の充実を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

学校給食につきましては、学校給食センターの調理業務を担う委託事業者と連携して調理業務のさらなる質の向上に努めるとともに、適切な業務遂行が行われるよう管理監督するなど、安全で安心な学校給食を提供してまいります。

また、市内産の食材の積極的な活用や食に関する正しい知識や望ましい食習慣等について

の食育の充実を通して、児童生徒の健やかな体と豊かな心の育成に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年育成那珂市民会議や青少年相談員、市子ども会育成連合会と連携を図りながら、学校・家庭・地域が一体となって、青少年の健やかな成長を目指した活動の推進に努めてまいります。

小学生を対象とした各種教室につきましては、子供たちが郷土の歴史や自然を学ぶとともに、社会性や創造性を養うことができるよう学校や学年が異なる児童との交流の場を提供してまいります。

家庭教育支援につきましては、地域社会で全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる環境の整備として、子育てに関する学習の機会を提供するとともに、地域の人材を生かした市訪問型家庭教育支援員による小学1年生の子を持つ全家庭の訪問及びケースに応じた支援を推進してまいります。

学校運営協議会につきましては、地域と一体となり、子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」の実現のため、各地域や学校の実情に合った取組を推進してまいります。

市立図書館につきましては、生涯学習の重要な拠点として、全ての世代の様々な学習意欲に応えられる図書館を目指すとともに、今後も図書館資料のさらなる充実を図り、利用者のニーズに応じて快適に学習できる図書館運営に努めてまいります。

市民の読書活動の推進につきましては、第4次那珂市読書活動推進計画に基づき、子供から大人まで、全ての人が自分の読みたい本や調べたい本に出会い、読書を通して充実した人生を送ることができるよう各基本施策に取り組んでまいります。

中央公民館につきましては、生涯学習への興味・関心を持つきっかけづくりとして、幅広い年代が参加できる多様な講座の提供に努め、市民が生涯学習活動を持続できる環境づくりに取り組んでまいります。また、公民館まつりなど学習の成果を発表する場の提供にも努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、市文化協会の活動を支援し、幅広い世代が芸術文化に触れられる事業を開催し、住みよさを支える活力に寄与することを目指してまいります。

スポーツの推進につきましては、那珂市スポーツ推進計画の基本理念である活力ある生涯スポーツの推進と健康で生きがいのある生活の実現を目指し、市民ニーズに対応した魅力的なスポーツ教室を開催するほか、子供から高齢者まで年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるニュースポーツの普及・促進・各種大会でのボランティア活動など、「する」「見る」「支える」といった様々な関わり方もスポーツとして捉えることで、全ての市民がスポーツに参画できるよう各基本施策に取り組んでまいります。また、市のスポーツ振興を牽引している市スポーツ協会をはじめ、スポーツ推進委員会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツチーム等と連携を図り、スポーツを通して、活力あるまちづくりにつながる事業を促進してまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、市民が継続してスポーツ活動に取り組めるよう老朽化したスポーツ施設の計画的な修繕及び適切な維持管理に努め、安心・安全で快適に利用できる環境を整えるとともに各施設の利用促進を図ってまいります。

歴史遺産・伝統文化の保存・継承活動につきましては、市指定史跡である額田城跡で初めて行った発掘調査の成果を講演会や現地見学などを通して積極的に発信し、市民一人一人が文化財に関心を持ち、恒久的に保護するという意識の醸成を図ってまいります。

国際交流の推進につきましては、市国際交流協会と連携を密にして、文化の違いを認め合い、互いを尊重し合いながら共に暮らす多文化共生社会の実現を目指してまいります。市民のみならず在住外国人への支援も含め、学習機会の提供や在住外国人との交流促進など、様々な施策の展開により、日本とは異なる文化や価値観を持つ方々との相互理解を深め、国際的なコミュニケーション能力を備えた人材の育成に努めてまいります。

姉妹都市であるアメリカ・オークリッジ市との交流につきましては、中学生交換交流を継続するとともに、友好都市である台湾・台南市との交流につきましても、教育、文化、産業、スポーツなど様々な分野で交流を推進してまいります。

また、友好都市である秋田県横手市との交流につきましても、相互交流のための施策展開や様々な分野における民間交流への支援に取り組んでまいります。

第5章、活力あふれる交流とにぎわいのあるまちづくり。

農業振興につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね10年先を見据えて、農業の振興が必要と認められている地域について、農業の健全な発展を図ることを目的に定める那珂農業振興地域整備計画の総合見直しを実施しておりましたが、令和8年度からは新たに見直した計画に基づき、引き続き営農の振興を推進してまいります。

また、令和3年度から、野菜を中心に意欲ある生産者を集中的に支援してもうかる農業の実現を目指すアグリビジネス戦略を進めてまいりました。令和8年度からは、農業の収益力向上、担い手の育成に新たに持続可能な農業の推進の柱を加えた第2期戦略に基づき、ICTやIoTの活用に取り組んでまいります。

農地につきましては、将来の農地利用の姿を明確化するため、地域の関係者が一体となって策定した地域計画に基づき、農地中間管理事業の活用による農地流動化を促進し、農地の集積・集約を図ってまいります。

生産基盤の整備につきましては、飯田寄居地区、額田北郷地区、新木崎地区、瓜連地区、柳河中部地区における基盤整備事業についてさらなる事業の推進を図り、農業の生産性向上と収益力向上を目指してまいります。また、既存施設の長寿命化や更新なども進めながら、多面的機能支払交付金による地域共同活動を支援することにより、農業生産基盤の適切な保全管理にも努めてまいります。

那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりにつきましては、地域の活性化を図る拠点の形成に向けた取組を進めるとともに、民間誘導による産業拠点の形成についても、北側の地

域に指定した地域未来投資促進法による重点区域をPRするとともに、社会経済情勢の変化による需要の把握などを進め、民間企業の立地支援に努めてまいります。

その拠点となる複合型交流拠点施設「道の駅」につきましては、那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくり方針及び道の駅整備基本構想・基本計画並びに令和6年度に策定した基本設計に基づき、令和7年度は実施設計を策定し、令和8年度からは造成工事を予定しているところでございますが、引き続きコンセプトである地元産へのこだわりを重視した飲食メニューや特産品の開発をはじめ、施設整備とのバランスの取れたコンテンツづくりやサービスの提供など、開業に向けた具体的な検討を進め、産業振興や地域活性化につなげる拠点の創出を目指してまいります。

商工業の振興につきましては、事業者の抱える様々な課題に対応するため、引き続き企業支援コーディネーターを配置し、伴走型の支援を行うとともに、いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村や商工会と連携し、雇用の確保や創業支援など、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、特産品ブランド化推進事業により、新たな商品開発や既存商品のブラッシュアップなど、那珂市の特産品開発に意欲ある事業者に対して積極的な支援を行ってまいります。

企業誘致につきましては、本市の特徴である電気料金の補助や市独自の優遇制度である固定資産税の課税免除、雇用奨励補助金などを周知することはもとより、社会経済情勢の変化による企業の立地動向の把握に努め、好機を逃すことのないよう活動に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、県植物園のリニューアルに伴い、本市への観光客数は大きく増加するものと予想されるため、市内観光施設等との回遊性を確保することで、さらなるにぎわいを創出し、那珂市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を活用し、本市の魅力発信を図ってまいります。

自転車の利活用推進につきましては、サイクルイベントの開催や広域サイクリングルートとの連携などにより、サイクルツーリズムを推進するとともに、自転車の走行環境の整備や幼少期から自転車に慣れ親しむための自転車乗り方教室の実施など、自転車活用の推進を図ってまいります。

地域おこし協力隊につきましては、地域の活性化に資する事業を推進するため、引き続き新規就農に向けた活動など、新規協力隊の着任に向け取り組んでまいります。

第6章、行財政改革の推進による自立したまちづくり。

行政組織につきましては、重要施策を確実に推進していくため、今後も必要に応じた再編を図りながら、引き続き緊急性、重要性が高い分野に重点的に人員を配置し、機能的で効率的な行政運営が実施できる執行体制の整備に取り組んでまいります。また、職員のワークライフバランスを確保するため、多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備してまいります。

人事評価制度につきましては、行政ニーズが複雑高度化、多様化し、また急速に変化する

中で市民の期待に応え、良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくため、人材育成・確保基本方針に基づき、各職責に応じて求められる能力やモチベーションの向上を目指しながら、公正公平な評価を実施し、職員の育成につなげてまいります。

職員研修につきましては、人材育成の観点から各種研修を実施し、行政経営、危機管理など幅広い分野の人材を育成してまいります。特に、急速に変化する社会情勢から生じる課題や多様化する市民ニーズに対して、迅速かつ柔軟な対応を継続的に行うため、引き続き職員の能力の向上と意識改革に取り組んでまいります。また実務のスキルアップを図るため、他の公共団体への派遣も実施してまいります。

行財政改革につきましては、限られた財源の中で効率的かつ効果的に市政運営を行うため、引き続き行政評価制度を活用しながら、取り組むべき施策や事業の改革改善を図り、行政のスリム化を推進してまいります。

産学官連携につきましては、大学、金融機関、プロスポーツチーム、民間企業及び地元酒造会社などと連携協定を締結し、双方に有意義となる取組について相互協力を図ってまいりました。引き続き連携団体の持つ情報や知的資産、技術等を活用し、連携を図りながら、地域課題の解決や地域活性化につながる取組を進めてまいります。

広域連携につきましては、県央地域9市町村において、次期いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、地域経済の活性化や都市機能の向上、生活環境の充実など、各分野の取組について、相互の役割分担のもと連携し、施策の展開を図ってまいります。

市税等につきましては、行財政運営の基盤となる自主財源を確保するため、収納率向上への取組を推進してまいります。

公共施設につきましては、公共施設等マネジメント計画第2期行動計画に基づき、施設の老朽化に伴う修繕や長寿命化を計画に進めるとともに、少子高齢化や地域の社会情勢を踏まえた適正配置による総量縮減を進め、安全・安心な管理運営を図ってまいります。

未利用市有地につきましては、利用目的のない土地の整理を進めながら、売却等による財源確保と管理費の削減に努めてまいります。

行政サービスのデジタル化につきましては、国が定めた自治体DX推進計画の考え方を踏まえ、行政手続のオンライン化や市役所窓口における手続のデジタル化を進め、市民の利便性向上を図ってまいります。また、内部事務につきましても、文書管理及び決裁の電子化を推進し、業務の標準化と事務処理時間の縮減を図ってまいります。

以上、令和8年度における市政運営の基本方針と主要施策の概要について申し上げます。

人口減少や高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化する中においても、本市がこれまで培ってきた強みや可能性を生かしながら、市民一人一人が住みやすさを実感し、未来へ向けての希望が持てる活力あふれるまちとして飛躍できるよう、市勢伸展の礎となる施策を積極的に展開してまいります。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解と協力を重ねてお願い申し上げます。施

政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎報告第1号、議案第3号～議案第25号の一括上程、説明

○議長（大和田和男君） 日程第2、報告第1号及び議案第3号から議案第25号までの以上24件を一括して議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和8年第1回那珂市議会定例会の開会に当たり提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が1件、議案として条例の一部改正が10件、条例の新規制定が2件、令和7年度各種会計補正予算が2件、新年度各種会計当初予算が7件、その他が2件の計24件でございます。

それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに報告の案件でございます。

報告第1号をお開き願います。

報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和7年4月1日午前7時30分頃、那珂市杉地内において相手方が運転する車両が舗装路面にあるくぼみに気づかず走行したところ、左側後輪のタイヤ及びその取付け部等を損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

議案第3号をお開き願います。

議案第3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

令和8年6月に施行される改正予防接種法により、定期予防接種のデータベースが整備されデータ登録が行われることに伴い、市で実施する任意予防接種についてもデータ登録ができるよう行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により個人番号を利用するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第4号をお開き願います。

議案第4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例。

給食調理業務の民営化や施設の統廃合に伴い、比較的職員実数に変動がある機関が生じた一方で、福祉の複雑化、子育て支援の充実、産業振興の必要性の増加等の事情により、市長の事務部局の職員が定数に迫りつつあります。このことから、必要となる行政課題に対応できるよう本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、教育委員会の事務局及び教育機関の職員定数を10名減する一方で、市長の事務部局職員定数を10名増するものでございます。

続いて、議案第5号をお開き願います。

議案第5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

令和7年8月に発出された人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律が令和8年4月1日施行により改正され、駐車場等利用者に対する通勤手当が新設されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、駐車場等利用者に対して月5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として、市規則で定める額を通勤手当として支給できるよう改正するものでございます。

続いて、議案第6号をお開き願います。

議案第6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

近年の福祉業務に係る現業員（ケースワーカー）業務の複雑化、困難事案の増加の現況を鑑みるとともに、近隣市町村における特殊勤務手当の支給状況から、現行の福祉事務所現業員に対する特殊勤務手当について、その対象を生活保護に係る現業員から拡大するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、現行の福祉事務所の現業員とあるところを、福祉業務の現業員に改編し、その支給対象となる業務について規則に委任するものでございます。

続いて、議案第7号をお開き願います。

議案第7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

令和7年度税制改正による政令等の改正に伴い、特定扶養親族控除が新設されたこと等により、茨城県医療福祉対策実施要領の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第8号をお開き願います。

議案第8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、他の基準府令における同種の規定に合わせた表記の見直し等があったため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第9号をお開き願います。

議案第9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

国民健康保険特別会計において、令和5年度から歳出が歳入を上回り、不足分の補填のため、支払準備基金を取り崩して対応し、税率等を据え置いてきましたが、基金が減少し、安定的な運営ができない状況となっているため、令和8年度からの税率等について改正を行い、収入を確保するものでございます。

併せて、子ども・子育て支援法第71条の3第1項の規定により、令和8年度から新たに徴収を開始する子ども・子育て支援納付金について所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第10号をお開き願います。

議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例。

都市公園において、遊びの場や憩いの場という役割に加え、地域活性化や市民サービス向上の場としてのニーズも高まっていることから、興行の実施に係る規定を「行為の禁止」から「行為の制限」に変更するものです。

続いて、議案第11号をお開き願います。

議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

近年、大規模災害における緊急消防援助隊の派遣や救急需要増加による重症事案への対応など、消防業務は従来の危険業務に加え、より高度な専門性、即応性が求められるなど、業務負担が一層増大しております。こうした状況を踏まえ、特殊勤務手当について見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、消防職員に支給する特殊勤務手当について、現場の実態や業務負担に対応した支給体系へと見直すものでございます。

続いて、議案第12号をお開き願います。

議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレルに放熱設備を設置する事例が全国で増加しており、現行のサウナ設備とは別に小規模サウナに対して基準を定める必要性が生じていること、また過去の大規模地震において、電気が起因する火災が多数発生していることから、震災時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及促進が必要であるとされました。このことから、総務省消防庁が定める火災予防条例（例）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第13号をお開き願います。

議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業者がその事業を行う際に遵守しなければならない基準を定めるため本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第14号をお開き願います。

議案第14号 那珂市空家等対策の推進に関する条例。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、那珂市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正し、法律と重複する条項を削除した上で、法改正により所有者等の責務強化がなされたことから、所有者等の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務を含め、空き家等対策全般について定める那珂市空家等対策の推進に関する条例とするものでございます。

続いて、議案第15号をお開き願います。

議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ7,459万9,000円を減額し、267億6,260万8,000円とするものでございます。

歳出の主な内容については、各事業における契約額、所要額の確定等により、事業費を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業は、総務費については、基金積立事業において財政調整基金への積立金を増額し、地域公共交通活性化事業において路線バスの運行維持に係る補助金等を計上するものでございます。

農林水産業費及び商工費については、国庫補助金の前倒し交付に伴い、アグリビジネス戦略推進事業において委託料等を、特産品ブランド化推進事業において広告料等をそれぞれ増額するものでございます。

また、土木費、教育費については、国の補正予算に伴い、冠水対策推進事業において工事請負費を、小学校施設整備事業において特別教室の空調設備整備に係る工事請負費をそれぞれ計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において前年度の精算による返納金を増額するものでございます。

歳入については、交付見込額の増などにより、地方消費税交付金、地方交付税を増額し、交付見込額の減などにより、法人事業税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金を減額するものでございます。その他歳出補正予算との関連において、国庫支出金、財産収入、繰越金、市債を増額し、県支出金、繰入金、諸収入を減額するものでございます。さらに、繰越明許費としまして、菅谷市毛線街路整備事業ほか14事業において、各事業諸般の理由により、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第16号をお開き願います。

議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億842万7,000円を追加し、51億5,873万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費において施設介護サービスの給付見込額の増に伴い負担金を増額し、諸支出金において前年度の精算により一般会計繰出金を増額するものでございます。

また、歳入については、支払基金交付金を減額し、国庫支出金、県支出金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第17号をお開き願います。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算。

令和8年度那珂市一般会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ275億9,000万円で、前年度比9.4%の増となっております。

続いて、議案第18号をお開き願います。

議案第18号 令和8年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和8年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億3,000万円で、前年度比3.3%の減となっております。

続いて、議案第19号をお開き願います。

議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000万円で、前年度同額となっております。

続いて、議案第20号をお開き願います。

議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

令和8年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億円で、前年度比4.0%の増となっております。

続いて、議案第21号をお開き願います。

議案第21号 令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,000万円で、前年度比14.0%の増となっております。

続いて、議案第22号をお開き願います。

議案第22号 令和8年度那珂市水道事業会計予算。

令和8年度那珂市水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案第23号をお開き願います。

議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算。

令和8年度那珂市下水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案第24号をお開き願います。

議案第24号 市道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により路線の認定をするため、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第25号をお開き願います。

議案第25号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により路線の廃止をするため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時23分

令和8年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月5日）

令和8年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和8年3月5日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	大和田和男君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	富山豪君
11番	花島進君	12番	寺門厚君
13番	木野広宣君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君		

欠席議員(1名)

18番 福田耕四郎君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局長	澤嶋克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、18番、福田耕四郎議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参
照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（大和田和男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。一般質問を発言通告しておりま
した議員のうち、通告1番、寺門 厚議員並びに通告6番、小宅清史議員から取下げの申出
があり、これを承認いたしましたので、ご報告をいたします。したがって、今期定例会
の一般質問は、本日は通告2番から5番までの議員が行います。明日は、通告7番から12番
までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いい
たします。拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

◇ 榊原一和君

○議長（大和田和男君） 通告2番、榊原一和議員。

質問事項 1. 支援を要する子どもたち～インクルーシブ保育・教育を潜考する。
榊原一和議員、登壇願います。
榊原議員。

〔1番 榊原一和君 登壇〕

○1番（榊原一和君） 議席ナンバー1番、榊原一和です。しばらくぶりのトップバッターを務めさせていただきます。

暦を見れば3月、卒業の季節を迎えました。地域の学校でも子供たちがそれぞれの道へ踏み出す姿が見られ、春の訪れとともに新たな希望を感じる時期でもあります。私ごとではございますが、4番目の次女も間もなく中学校を卒業いたします。これで我が家の子供たちは全員が義務教育を終えることとなります。ここ3年ほど、家ではほとんどコミュニケーションを取らなかった娘も、毎日欠かさず学校へ通い続け、その姿勢に家族が励まされ、支えられてきたことは紛れもない事実でございます。県立高校受験の発表は3月11日を控えております。はらはらどきどきの毎日ではありますが、子供たち一人一人が迎える節目に寄り添う中で、地域の未来をどう育てていくか、その責任の重さを改めて感じております。本日はそうした思いを胸に、一般質問に挑ませていただきます。

支援を要する子供たちをめぐる環境は、今まさに大きな転換点を迎えています。2022年9月、国連障害者権利委員会から、日本の障害者権利条約の実施状況に対して障がいのある子供を別の場に分ける分離教育を見直すよう日本に勧告がなされ、国内でも多様な子供たちが共に学ぶインクルーシブ教育の必要性が改めて問われています。インクルーシブ保育・教育とは、障がいや病気の有無、国籍や文化的背景、性別など、あらゆる違いを超えて全ての子供が同じ立場で共生や学び合う仕組みです。そこでは、個々のニーズに応じた柔軟な支援を行いながら、互いの違いを認め合い、共に育む力を育てていきます。

しかし、現状では、日本の「結果の平等」を重視する教育文化や、保育、学校現場の人的・専門的リソースの不足など、インクルーシブの現実を阻む課題も少なくはありません。こうした課題に対し、産学官が連携して新たな保育・教育環境の構築を進める取組も始まっていますが、地域レベルでの実践と支援体制の整備はまだ十分とは言えません。だからこそ、子供たちが地域で共に育ち、互いの違いを尊重しながら成長できる環境を整えることは、自治体にとって極めて重要な責務と考えます。市として、どのようにインクルーシブな保育・教育環境を整え、支援を要する子供たちとその家族に寄り添っていくか、今こそその役割と具体的な取組を改めて問い直す必要があります。インクルーシブ保育・教育の推進に

向け、市が果たすべき役割について質問させていただきます。

本市においても、早期発見・早期支援、関係機関の連携、保護者支援の強化など、切れ目のない支援体制の構築が求められてきました。こうした背景の中で、子供の発達に関する専門的な相談機能を担う拠点として、こども発達相談センター「すまいる」が設置されたものと理解しております。この「すまいる」がどのような課題認識の下、その背景についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子供の発達に関する相談につきましては、保健部門、福祉部門、教育部門それぞれが実施してはいましたが、複雑化した課題が増え、連携の強化が必要となったことから、平成17年から平成23年にかけて、関係課で那珂市発達障がい児の早期発見及び支援体制について協議を重ねました。その結果、窓口を一本化することにより、効果的な支援が可能となることで考えがまとまり、平成25年4月にこども発達相談センター「すまいる」を開設いたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ご答弁いただいたとおり、すまいるは3部門の連携強化と支援の一元化を目的に設置されたとのことでした。

では、実際に開設後の相談状況はどのように推移しているのか、また、どのような相談が多いのかを把握することは、今後の体制強化を検討する上で欠かせません。開設後のこども発達相談センターの相談件数の推移状況と、その主な相談内容についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

こども発達センターの各教室の利用者につきましては、出生数の減少により、相談の対象となる就学前の子供の数が開所時から比べ2割程度減少はしているものの、毎年250人前後とほぼ横ばいで推移をしており、利用割合としては実質増加傾向となっております。

相談内容の傾向といたしましては、言語発達の遅れ、落ち着きがないなどの行動面、吃音などの発音関係、集団生活が苦手などの相談が多くなってきております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 「すまいる」では開設以来、相談件数そのものは横ばいであるものの、出生数の減少を踏まえると、実質的には利用割合が増加していること、また相談内容も言語発達、行動面、発音、集団適応など多岐にわたり複雑化していることを確認いたしました。

相談ニーズが増加、多様化しているという現状は、支援の質を維持し、さらに向上させていくためには、人的体制や専門職の配置が適切であるかどうかを改めて検証する必要がある

ことを示しています。現在の体制が当初想定した需要に対して十分であると考えているのか、また改善が必要な点は何かについてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

「すまいる」の職員体制は、職員11名で、そのうち保育士、心理相談員などの専門職は10名となっております。近年は、お子さんの成長・発達を確認しながら、日常生活の中での関わり方を保護者と一緒に考えるポータージ相談と発達検査の実施が増えており、心理相談員やポータージ認定相談員がこの業務を担っております。また、主となる相談業務、市内保育施設への巡回発達相談につきましても、これらの専門職が担っており、必要性が増しております。このことから、センター全体のスキルアップを図る必要があり、ほかの職員についても外部研修の受講や実践を踏むなど、知識の習得を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 近年は子供の発達状況だけではなく、家庭環境や保護者の不安など、相談内容そのものが複雑化しており、専門職が対応すべき場面が確実に増えています。こうした状況は、開設当初に想定していた業務量や支援の内容と現在の実態との間に乖離が生じている可能性を示しており、体制の適正や役割分担を改めて検証する必要性を強く感じるところです。その上で、相談を受けてから実際の支援につながるまでのプロセスにおいて、どのような課題が生じているのかを明らかにすることは、今後の支援体制をより確かなものにしていくために欠かせない視点であると考えます。相談から支援につながるまでのプロセスにおいて、課題となっているところはございますか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

健康推進課で実施をしている1歳6か月児健診、3歳児健診では、すまいるの職員も加わり相談につなげるなど、スムーズな連携を図っております。また、保育園、幼稚園などの施設への巡回発達相談につきましても、子供の発達に関する知識を有する専門職員が各施設の希望に応じて訪問し、施設の職員や子供の発達に不安を感じている保護者に対し、発達相談を実施し、対応等について支援を行っております。また、各小学校とは情報交換会や個別の支援計画書などの提出によりまして、情報の共有が図られております。

これらのことから、現時点では、相談から支援につながる過程において特に課題となっていることはございませんが、引き続き円滑な相談支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 一方で、これまで答弁にもあったように、相談件数の実質的増加、相談内容も多様化・複雑化が進んでいます。連携が機能しているからこそ、どの相談が特に増

えているのか、その背景にどのような変化があるのかを把握することは、今後の支援体制の強化に向け、極めて重要であると考えます。

そこで、年間相談件数の推移を踏まえ、特に増加している相談内容は何か、またその背景をどう分析しているか、ご答弁願います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

増加傾向となっている相談内容としましては、1歳6か月児健診や3歳児健診から相談につながるケースとして、言語発達の遅れや落ち着きのなさ、かんしゃくを主訴とするものが多くなっております。

その背景要因といたしましては、幼児期からスマートフォンやユーチューブなどの視聴の増加による視力はもとより、コミュニケーション力の低下や切替えの悪さ、またコロナ禍による長いマスク生活から発語言語面の遅れや、運動遊びの減少による運動発達の遅れ、自動水栓などの増加に伴う手を使わない生活により、お箸がうまく使えないなど、手指の発達の緩慢さなどが考えられます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 相談内容が多様化し、かつ低年齢化している現状は、早期に適切な支援をつなぐ体制の重要性がこれまで以上に高まっていることを示しています。相談件数が増え、背景要因も複雑化する中、相談から実際の支援開始までのプロセスに遅れが生じていないかどうかを把握することは、支援の質を確保する上で不可欠です。相談から支援開始までの平均期間はどのくらいか。遅延が生じることはございますか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

相談から支援開始までの平均期間は2週間から3週間となります。早いケースでは、相談を受けてから1週間で利用開始となる方もおります。

なお、保護者のニーズとの不一致や理解を得られないことから利用に至っていなかったり、保護者が仕事を休めず都合が合わなかったりするケースでは、多少時間がかかる場合がございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 相談から支援開始まではおおむね二、三週間、早い場合には1週間程度でつながっているということで、必要とされるご家庭にできるだけ早く支援を届けようとする姿勢が伝わってまいりました。一方で、保護者の方のニーズとのすれ違いや、お仕事の都合で来所が難しいといった事情から、支援開始が遅れるケースもあるとのことでした。

子供の発達に不安を抱える保護者にとって、相談できた、支援につながったという段階は

大きな安心につながります。同時に、支援が始まった後にどのように成長を見守り、変化を確認し、必要に応じて支援内容を見直してもらえるのか、その継続的なフォローが保護者にとってさらに大きな安心材料となります。支援につながった後、どのような形で効果測定やフォローアップを行っておりますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

個別相談や各種教室を利用している児童には、一人一人支援計画書を作成し、年度目標を立てて指導を行っております。年度末には保護者と共に振り返りを行い、希望に応じて継続利用の相談を実施し、次年度につながる聞き取りを行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） こうした継続的なフォローアップは、子供の成長を確かめながら次のステップを一緒に考えていくという点で、保護者にとって大きな安心につながるものと受け止めております。

一方、そもそも相談してよいか、こんなことで相談していいのかという迷い、支援につながる前の段階で立ち止まってしまう保護者も少なくないでしょう。支援の質が高まるほど、早い段階で相談につながることの重要性も増していきます。保護者が相談に至るまでの心理的ハードルを下げるため、市としてはどのような取組を行っているか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

毎月実施している1歳6か月児と3歳児の健診には、「すまいる」の職員も加わり、教室や相談への声かけを実施したり、保育施設への巡回発達相談では、担任の先生に保護者への伝え方を助言した上で、在籍園からも「すまいる」への相談勧奨をお願いしております。また、年に二、三回、保育施設の先生や保護者を対象とした説明会も開催しております。

「すまいる」も開設して13年目となり、保護者への認知度もかなり向上し、心理的ハードルは低くなってきていると感じております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 子供の発達に不安を抱える保護者にとって大きな支えとなり、相談につながる第一歩を後押しするものと受け止めました。

しかしながら、相談につながった後、子供の状態をより正確に把握し、適切な支援につなげるために、発達検査や知能検査を実施する場面もあることと思います。保護者にとってどんな検査なのか、何を知るためのものなのかという点が分かりにくく、不安につながることも少なくありません。市内で実施している発達検査、知能検査にはどのような種類があり、それぞれの目的や特徴をどのように保護者へ説明しているかについてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

「すまいる」で実施している検査としましては、ゼロ歳から4歳8か月児を対象とした発達検査として、遠城寺式乳幼児分析的発達検査、年長児3から4歳児を対象とした知能検査として、ウィスクフォーや田中ビネーファイブ、また絵カードを使い、言葉の発音の誤りの有無を判定診断する構音検査を主に実施しております。来年度からは、ウィスクフォーの改定版であるウィスクファイブや、3から4歳児を対象とした知能検査で個々の能力のばらつきを把握しやすいウィブシースリーの検査も実施する予定です。いずれの検査も保護者へ目的や特徴など説明を行い、理解を得た上で実施をしております。

なお、教育支援センターではウィスクファイブの検査も行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） これらの検査は、いずれも保護者への説明と同意を前提として実施されているとのことですが、適切な支援につなげるために、検査を希望してから実施に至るまでの期間がどの程度確保されているのか、その運用状況を把握することが重要であると考えます。検査実施までのどの程度の期間を要するか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

検査の適正な実施時期は一人一人異なり、検査の間隔なども考慮し、提示をしております。特に、ウィスク検査に関しましては、就学を控えている年長児の学年で実施することを全員に進めておりますが、検査の待機期間は特に生じておらず、実施までの期間としましては保護者や子供との日程調整も含め、3週間から4週間となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 検査の実施時期は子供一人一人の状況に応じて調整していること、また就学前のウィスク検査についても待機が生じることなく実施できているとのこと、必要な検査を比較的スムーズに受けられる体制が整っていることは心強く思います。しかし、検査を受けるということ自体が保護者にとっては大きな決断であり、結果がどう出るのか、その後どうすればよいのかといった不安を抱える方も少なくありません。検査が適切な時期に実施されることと同じくらい、検査後にどのような道筋が示されているのかが保護者の安心につながる重要なポイントとなります。検査結果を保護者に伝える際、次のステップ、道しるべは提示されていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

「すまいる」では、検査結果は周囲の大人の対応についてのアドバイスも含め、お伝えを

しておりました、お子さんが在籍している保育施設にも結果を共有し、支援してもらおうとよいということをお伝えしております。また、結果によっては、必要に応じて就学の際に特別支援学校や特別支援学級という選択肢があることもお伝えし、まずは学校見学に行ってみることをお勧めしております。そのほか、ケースによっては、発達に特性のある就学児などが放課後や長期休暇に利用できる放課後等デイサービスの周知も行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 子供の発達に不安を抱える保護者にとって、検査結果を聞く場面は、胸が締めつけられるような思いで臨むときであろうと察します。この結果はどう受け止めればいいのか、これから何を選べばいいのか、うちの子は大丈夫だろうか、そんな思いが一度に押し寄せる瞬間でもであろうと考える。だからこそ結果を受け取った後に学校や福祉サービスとしっかりつながり、必要な支援が切れ目なく続いていくことは、保護者にとって何よりの安心材料になります。検査結果が学校や福祉サービスと共有される際の連携体制は十分か、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

「すまいる」では、検査実施の有無、実施日、結果につきましては、保護者にのみお伝えをしております。検査結果を就園先や就学先、福祉サービス事業所などに伝えることにつきましては、保護者の意思で行っていただいております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 検査結果を受け取る場面は、保護者にとって大きな不安と向き合う瞬間であり、その後の進路や支援の選択を左右する重要な時期でもあります。だからこそ結果を受け取った後に学校や福祉サービスと適切につながり、必要な支援が途切れず続いていくことが保護者の安心につながるのではないのでしょうか。

現行の「すまいる」では、検査の実施状況や結果を外部に伝えないことを徹底し、情報提供はあくまでも保護者の判断に委ねられています。プライバシー保護の観点では重要な姿勢であるものの、保護者が一人で判断や調整を抱え込むことになれば、支援につながるまでの負担が大きくなりかねません。検査後の不安を少しでも軽減し、必要な支援へ円滑につながるためには、保護者の意思を尊重しつつ、学校や福祉サービスとの連携をより確かなものにしていく体制づくりも、かすかながら求められるのではないのでしょうか。また、心や言葉のつまずきに早期から寄り添い、学校生活の中で必要な支援を受けられる体制がどのように構築されているかは、保護者にとっても学校現場にとっても重要なテーマでもあります。

そこで、まず心と言葉の教室がどのような目的で設置され、どのような専門性を持つスタッフが配置されているのかをお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

心と言葉の教室につきましては、昭和62年の菅谷東小学校の開校に併せ、心と言葉の成長に支援が必要な児童が指導を受けるために通う教室としまして開設をいたしました。その後、平成28年に自閉症・情緒障害を「心」として、平成29年に言語障害を「言葉」としての通級指導教室として改めて開設をいたしました。通級指導教室としての心と言葉の教室においては、特別支援教育の免許を持つ教員を担任として配置をしております、それぞれの児童の特性に合った教育を計画的に実施しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 心と言葉の教室が長い歴史の中で役割を広げ、専門性の高い教員によって児童一人一人に応じた指導が行われていることは理解いたしました。

こうした専門的な支援につながる仕組みが適切に機能するためには、どの児童が通級の対象になるのか、その判断がどのような基準と手続で行われているのかが極めて重要になります。通級対象となる児童の基準や判断プロセスはどのように行われていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

まずは、所属学級の担任や関係教諭が日頃の授業や学校生活の中で児童生徒の困り感を把握し、保護者と情報を共有するなど、所属学校内で相談や助言、指導を繰り返しながら、個別の指導計画を作成した上で、所属学級においてできる支援を行います。所属学級における指導を継続しましても困り感が解消されない場合は、当該児童の困り感や実態、保護者の意向を確認しながら、校内支援委員会におきましてその児童に最適な支援方法を協議します。あわせて、市教育支援センターや常陸太田特別支援学校の巡回相談などの外部機関との連携も行い、多面的な視点からの支援の在り方を検討する機会も設けております。その上で、当該児童に対しまして通級による指導が必要であると判断された場合には、市の教育支援委員会において必要性を審議します。審議結果は、所属校と保護者に通知をいたします。

なお、審議結果が通級による指導が適していると出た場合でも、最終的には通級指導を受けるかどうかの決定は保護者が行います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） こうした手続を経て通級指導へとつながった児童については、その後の学習面、生活面において変化を適切に把握し、支援の効果検証と指導内容の改善に資することが重要であると考えます。通級した児童の学習面、生活面の変化をどのように把握していますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

通級指導が開始されますと、所属する児童一人一人の特性に合った個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成しております。それに基づき指導が行われます。この指導状況によっては、定期的に評価、振り返りが行われ、当該児童の状態により見直しが必要と認められる場合は、校内支援委員会などにおいて検討をした上で修正をしています。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） このような指導効果を確実に児童の学校生活全体へ反映させるためには、通級指導教室と所属学級との間で適切な情報共有と連携が図られているのかが重要な視点となります。通級指導教室と通常学級担任との連携はどうなっていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

通級指導教室に通う児童の所属は通常学級となることから、通級している以外の時間は全て通常学級の担任が指導、支援を行っております。それぞれの教室で過ごす児童の様子や支援の状況については、必要に応じまして保護者を含め、担任間で情報共有を図っています。対象となる児童ごとに作成します個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その児童が障がいの種類や特性に合わせ、より適した支援及び学習の計画書となります。この計画書を通級指導教室と通常学級の各担任が共有し、これに基づいて支援や指導を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 通級指導教室と通常学級担任との間で、個別教育支援計画等を基盤とした情報共有と連携が図られている。こうした個別支援の充実を図る一方で、市全体として特別支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、適切な教育環境を整備していくことも重要と考えます。そのためには、特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移を的確に捉え、今後の支援体制の方向性を検討する必要があると考えます。市内の特別支援学級の児童生徒数の推移から、どのような傾向が読み取れますか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市内の特別支援学級の児童生徒数の推移につきましては、令和5年が247人、令和6年が244人、令和7年が255人となっております。これに対し、平成25年は88人、平成26年は106人、平成27年は127人となっていることから、10年前と比較すると大幅に増加していることが分かります。近年の3年間の特別支援学級の児童生徒数を見ると、10年前よりは増加しているものの、大きな増減はないように見えます。しかしながら、特別支援学級や通級指導教室への所属を検討するための教育支援委員会での審議数や、市教育支援センターにおける発達検査数は増加しておりますので、特別支援学級に所属するかどうかにかかわらず、通常の

学校生活などに困り感があり、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあると言えます。

その要因の一つとして、特別支援教育に対する保護者の理解が進み、子供の困り感を認め、必要な支援を受けることに前向きになっていることが上げられると考えられております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 市内の特別支援学級の児童生徒数につきましては、長期的には大幅な増加傾向にあり、近年も支援を必要とする児童生徒が着実に増えている状況を踏まえると、保護者が適切な学びの場を選択できるよう、特別支援学級と通常学級の教育環境の違いについて、分かりやすく丁寧に説明することが一層重要になっていると考えます。特別支援学級と通常学級の教育環境の違いを保護者にどのように説明しているか、ご答弁願います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

特別支援学級と通常学級の教育環境の違いについての説明方法は、学校により様々で、説明資料を作成し、その資料を基に分かりやすく説明している学校や、面談を繰り返し、入学前であっても学校訪問や授業見学を実施するなど、直接的に丁寧に説明している学校もあります。特別支援学級へ入級するためには保護者の同意がなければならないため、当該児童並びに保護者に十分な理解が得られるよう、どの学校においても共通して時間をかけて丁寧な説明を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 特別支援学級と通常学級の教育環境の違いについては、各校において資料の提示や面談、授業見学等を通じ、保護者の理解を得ながら丁寧に説明が行われています。こうした説明体制の充実と併せて今後増加が見込める支援ニーズに対し、特別支援学級の増設や教員、指導員の配置をどのように見通していくか、その計画性が問われるものと考えます。特別支援学級の増設や教員、指導員の配置について、今後需要予測を踏まえた計画はございますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

特別支援学級だけでなく、市内の小中学校の学級編制については、前年度末に各校への入学予定者や特別支援学級への入級予定者を確定させてから行います。それにより、教員や指導員の必要数が決まりますので、毎年の学級編制を行う前に特別支援教育に係る人員の需要を予測することは難しいため、今後の需要予測を踏まえた計画などは作成はしておりません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 特別支援学級の増設や教員指導員配置について、需要予測に基づく計

画的な整備が現行制度上困難であるとの説明でした。

しかし、支援を必要とする児童生徒が確実に増加している現状を踏まえると、こうした後追い型の対応だけでは、学校現場の負担や児童への支援の質に影響を生じかねません。通常学級に在籍しながら支援を必要とする児童への合理的配慮がどこまで実効性を持って提供されているのか検証することは、喫緊の課題であるとも考えます。通常学級に在籍しながら支援を必要とする児童への合理的配慮は、現状どこまで実現できているか、ご答弁願います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

通常学級に所属する児童においても、学習や生活面に困り感がある場合は、その状況を保護者と共有し、学校における必要な支援を検討の上、実施しております。その過程の中で、必要に応じて保護者に対し、教育支援センターや常陸太田特別支援学校の巡回相談への相談や、医療機関への受診を勧めております。そこで得られた専門家による助言指導内容を学校と共有していただくことで、その児童生徒の特性において指導方法や環境面などにおける必要な配慮を行えるようにしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 通常学級に在籍するお子さんについても、学校と保護者が日々の様子を丁寧にも共有しながら、その子に合った支援や配慮が進められています。必要に応じて専門機関の助言も取り入れながら、学校だけで抱え込まず、周囲と協力して支えていく姿勢は、保護者にとって大きな安心につながるものだと思います。こうした学校外の支援とつながる機会を広げていくためにも、市内にどのような児童発達支援や放課後等デイサービスがあり、それぞれがどのような特徴を持っているのか知っておくことは大切です。市内にある児童発達支援、放課後等デイサービスの種類や特徴はどのようなものがありますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

児童発達支援は主に未就学児を対象とし、集団療育や個別療育を通して日常生活における基本的な動作の習得や言葉の発達支援、対人関係の形成、集団生活への適応訓練などを行うサービスで、発達段階や特性に応じた支援を行い、就学に向けた基礎づくりを目的としております。

一方、放課後等デイサービスは、小学生からおおむね高校生までの就学児を対象に、授業終了後や長期休業期間中において生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進を図るサービスで、具体的には、日常生活訓練やコミュニケーション能力を養うための個別支援及びスポーツ活動、創作活動、調理実習などの小集団支援など、各事業所が特色ある支援サービスを提供しております。利用に当たっては、児童の障がい特性や発達状況、興味関心、家族の意向などを踏まえ、それぞれのニーズに適した事業所を選択いただいております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 未就学児を対象とした児童発達支援や就学後の放課後等デイサービスにはそれぞれに特徴があり、お子さんの発達段階や特性に合わせて選べる支援の幅が市内にも整っています。こうした選択肢があることは、保護者にとって大きな安心につながる一方で、どこに相談すればよいのか、どのように利用を始めればよいのかと迷われる方も少なくありません。だからこそ、これらのサービスがどのように案内され、利用開始までどのような流れになっているかを明らかにすることが、保護者の不安を和らげ、必要な支援につながりとなると考えます。これらのサービスはどのように案内して、サービス利用開始までの流れはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

児童発達支援、放課後等デイサービスにつきましては、市ホームページへの掲載やパンフレットの配布、保育所、幼稚園、学校等との連携を通じて周知を図っております。乳幼児や児童が各サービスを希望する際には、医療機関や指定障害児相談支援事業所のほか、市社会福祉協議会や社会福祉課などにご相談いただくこととなります。その際に、利用するサービスや事業所をご検討いただくため、各事業所の特色や支援内容についてご案内をしております。

また、実際にサービスを利用する際の流れについてですが、各種障害者手帳または専門の医師等の意見書など、療育の必要性を確認できる書類を添えて、障害福祉サービスの利用を申請いただきまして、その後、市において調査を行います。あわせて、保護者が選定した指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が本人及び保護者の意向を丁寧に伺いながら、サービス等利用計画案を作成いたします。市では、実施した調査結果と提出されたサービス等利用計画案を審査し、支給決定を行い、通所受給者証を交付いたします。本人や保護者が事業所の見学や体験利用を通して支援内容を確認し、適切な事業所を選定した上で、通所受給者証を基に事業所と契約をし、サービスの利用開始となります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 児童発達支援や放課後等デイサービスについて、相談の入り口から受給者証の交付、事業所の見学や体験を経て利用開始に至るまで、一つ一つの段階で丁寧に寄り添いながら進められています。初めての手続きに不安を抱える保護者にとって、こうした奔走の仕組みがあることは大きな支えになります。この子に合う場所がきっと見つかるという安心にもつながると思います。

その上で、実際にサービスを利用したお子さんにどのようなよい変化が見られるのか、また学校と事業所がどのように連携しながら日々の支援につなげているのかを知ることは、保

護者にとっても今後の選択を考える上で大切な情報になると考えます。利用している児童にどのような効果がありますか。また、学校と各事業所の連携はどの程度行っておりますでしょうか。ご答弁いただきます。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用による効果は、利用する児童ごとに異なりますが、一般的には基本的な生活習慣の確立、コミュニケーション能力の向上、対人関係の安定、自己肯定感の向上などが期待されます。また、継続的な療育を通して学校生活や家庭生活の安定につながる事例も多く見受けられます。

なお、サービス開始後は一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行い、必要に応じて利用計画の見直しを実施しております。事業所と学校等との連携が必要な場合には、保護者の同意の下、相談支援専門員や事業所職員が教職員と情報共有を行い、指導内容や支援方針の調整を図るなど、個々の状況に合わせた切れ目のない支援体制の構築に努めております。

引き続き関係機関との連携を強化しながら、児童一人一人の発達段階や特性に応じた適切な支援の充実に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することで、お子さんの生活習慣やコミュニケーション、自己肯定感など前向きな変化が見られるケースが多く、学校とも必要に応じて情報を共有しながら切れ目のない支援が続けられています。こうした外部の支援と学校生活がつながることで、保護者の方にとってもこの子は一人で頑張らなくていいんだ、周りがちゃんと見守ってくれているという安心につながるのではないかと思います。

その上で、お子さんが乳幼児期から学齢期、そして青年期へと成長していく中で、市としてはどの段階に重点を置き、どのように自分らしく生きるための支援を整えているのかを知ることは、保護者にとって将来を見通す大きな手がかりになると考えます。発達特性のある子供が自分らしく生きるために、市としてどの段階、乳幼児期、学齢期、青年期に重点を置いて支援しているか、ご答弁願います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

発達特性のある子供につきましては、成長とともにその特性が表れるケースもございますが、個別の支援に当たっては、早期発見・早期療育が肝要であると考えております。

現在、乳幼児期の支援に当たりましては、健康推進課やすまいるが担当しておりますが、学齢期になると、学校や教育支援センターが深く関わり、また青年期になると、就労や福祉サービスの利用相談など、子供の成長とともに保健、教育、福祉部門など様々な関係機関の

連携が不可欠となります。本市では、令和6年4月から母子保健と児童福祉の相談を一体化した横断的な相談機関であるこども家庭センターを設置しております。どの成長段階におきましても必要な支援を行うため、今後も各部門の連携強化と情報共有を図りながら、早期発見・早期療育に努め、切れ目のない支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 乳幼児期から学齢期、そして青年期へと成長していく中で、関わる機関が変わっても早期発見・早期療育を軸に必要な支援が途切れないように連携が進められていることは、実に心強い。こども家庭センターの設置により、相談の入り口が一本化されたことも、保護者にとってどこに相談すればよいのかという迷いを減らし、安心して支援につながられる大きな助けになっていると思います。お子さんの成長は長い道のりであり、この先どうなるのだろうか、将来も支えてもらえるのであろうかという不安を抱える保護者は少なくありません。だからこそ市としてどのような長期的な見通しを示し、保護者が将来を前向きに描けるようにしていくことが非常に大切な視点になると考えます。保護者が将来に不安を抱えないために、市としてどのような長期的な見通しを提示できますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

発達特性のある子供を育てる保護者は、不安や悩みを抱えているかと思います。こうした保護者が孤立化しないためには、寄り添った支援体制が必要であり、今後も健診や保育施設巡回、様々な相談窓口の活用で保護者が早期に相談でき、子供の療育支援などが受けられるよう連携することが大事であると考えております。

また、子供の成長とともに必要とするサービスや情報は変化していきますので、子供や保護者が不安に陥らず、適切な支援が受けられるよう、年齢に応じた就学や福祉サービス、就労に関する情報など、適宜提供をしてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 保護者の不安に寄り添いながら、子供が成長の段階ごとに必要な支援や情報にしっかりとつながれるよう、市としても継続的に取り組んでいます。子供は、乳幼児期から青年期へと進む中でできることが増え、興味や関心も広がっていきます。その変化を支えながら、この子は自分の力で未来を切り開いていけるという希望を保護者が持てるような環境づくりはとても大切だと感じます。

そして、子供が自分の人生を歩んでいく上で欠かせないのが、自分の気持ちや考えを大切にし、選択していく力です。こうした意思決定の力をどのように育み、支えていくのか。その取組の現状を確認することは、次に考えるべき重要な視点になると考えます。本人の意思決定支援をどのように位置づけ、どのような取組を進めているか、ご答弁願います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

乳幼児期は本人による意思決定はできませんので、保護者に対して発達特性に応じた子供の育て方を助言したり、福祉サービスや就学に関する情報を提供し、子供の特性に合った環境を保護者が理解し、選択できるよう支援をしております。

市では、こども家庭センターや「すまいる」などが中心となり、様々な機関が連携し、子育てが孤立化しないよう、また子育てに悩む保護者のよりどころとなり、子育てに希望が持てるよう、今後とも継続した支援を続けてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 乳幼児期には保護者が子供の環境を選び、学齢期、青年期へと進むにつれて子供自身が少しずつ自分の気持ちや選択を言葉にできるようになっていきます。その過程を支えるためにも、市としても関係機関が連携しながら、保護者が孤立せず、子供が自分らしく成長していけるような支援を続けています。

先日なんですが、市内の放課後等デイサービスの職員の方から寄せられたパブリックコメントをそのままご紹介させていただきます。「支援を必要とする子供たち、それ以上に支援を必要とする保護者が増えています。私たち支援者として少なからず無力ですが、悩みを抱えた保護者に寄り添いたいと。私なりには無力で申し訳ない気持ちもあります。福祉を使えるということを伝えてください。福祉を使うことに負い目を感じないでほしいです。」この言葉には、現場で子供たちと向き合う支援者の真っすぐで温かい気持ちが込められています。

支援を必要としているのは子供だけではなく、保護者もまた同じです。福祉サービスを利用することは特別なことではなく、必要なときに必要な支援につながるための大切な一歩であり、決して恥ずかしいことではありません。運動会の徒競走にも速い子もいれば、ゆっくりの子もいます。勉強も得意な子、苦手な子がいます。コミュニケーションだって同じ。誰もがそれぞれ違うペースや特性を持っています。その違いは「できない」のではなく、その子の大切な「個性」だと私は思います。子供が自分の人生を歩んでいくためには、周りの大人がその気持ちを尊重し、選択を支え、時にはそっと背中を押してあげることが必要ではないでしょうか。インクルーシブ保育・教育の実現には、まだまだ乗り越えるべき壁もありますが、子供たちがそれぞれの個性とともに一歩ずつ前へ進んでいけるような社会を、私たち大人が一緒につくっていったらなと考えています。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告2番、榊原一和議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 原 田 悠 嗣 君

○議長（大和田和男君） 通告 3 番、原田悠嗣議員。

質問事項 1. 人口減少対策について。 2. 道の駅について。 3. 瓜連庁舎について。 4. 共同親権について。

原田悠嗣議員、登壇願います。

原田議員。

〔3 番 原田悠嗣君 登壇〕

○3 番（原田悠嗣君） 議席番号 3 番、参政党の原田悠嗣です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、人口減少対策について質問をさせていただきます。

今日、市政の重要な役割は、那珂市を将来にわたって独立した持続可能な都市として存続させるための政策を戦略的に実行していくことだと考えております。そのための重点政策が少子化対策と人口減少対策だと考えております。言うまでもないことですが、人口減少が進んでいくと、地域産業の空洞化、雇用機会の減少、税収減による行政サービスの低下、地域コミュニティの希薄化、空き家問題など様々な問題が生じます。また、人口減少によって起きるこれらの問題は、負のスパイラルをもたらし、人口減少をさらに加速させる要因となります。一例を挙げますと、人口が減り少子化が進んだ地域の学校が廃校となったとします。そうすると、学校に通わせるのが大変になるため、その地域には若い世代が新しく定住しにくくなってしまいます。このように、少子化や人口減少によって起きる問題は悪循環を生み出し、少子化と人口減少を加速させる可能性があるため、早急に手を打つ必要があります。

那珂市デジタル田園都市構想総合戦略によりますと、資料の 1 枚目、資料 1 のほうです。こちらによりますと、那珂市の人口は、2000年の 5 万 5,069 人をピークに減少し続け、2020 年は 5 万 3,502 人となっております。また、2026 年 2 月 1 日時点での住民基本台帳人口は 5 万 2,531 人であり、2020 年からさらに減少していることが分かります。また、老年人口は、2000 年は 1 万 263 人だったのに対し、2020 年は 1 万 7,194 人に増加し、年少人口は 2000 年の 8,370 人から 2020 年には 6,294 人と減少していて、人口減少と少子高齢化が進んでいることが分かります。このように、人口減少が進んでいる現状で、市はどのようなビジョン、目標を持って人口減少対策に取り組んでいるのかというのが非常に重要であります。

第 2 次那珂市総合計画実施計画には、定住人口の維持と魅力あるまちづくりの推進とあり

ます。このことから、人口減少に対する本市の目標は、現在の約5万2,000人の市の人口を維持することかなというふうに私は読み取ったんですけども、今後の本市の人口減少に関して市が考えている目標、方向性はどのようなものでしょうか。また、具体的には何年に人口何人を目指すのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市では、人口減少社会においても持続可能な地域を実現することを基本的な方向性として掲げ、那珂市デジタル田園都市構想総合戦略を策定しております。本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、若年女性層の減少による出生数の低下が主な要因となり、何も対策を講じなければ2040年は約4万6,000人、2060年は約3万7,000人になるとされております。

本市の人口ビジョンにつきましては、総合戦略において人口の現状を分析し、長期的な人口推計を行うとともに、将来の展望を示しております。今後は、出生者数の維持や若年層の定住促進につながる様々な施策を推進することで、2040年には4万9,000人程度、2060年には4万4,000人程度を目標人口と定めております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 何も対策を講じない場合の那珂市の人口は、2040年は約4万6,000人、そして2060年は約3万7,000人になるとの予測の中、2040年は4万9,000人程度、そして2060年には4万4,000人程度に人口減少を抑えたいという、そういった目標についてよく理解できました。

私も、やはりこの今の約5万2,000人の人口をこのまま維持するというのは、ちょっと現実的ではないなというふうに思いますし、この現象を何とか食い止めるといいますか、抑えるという方向性が現実的かなというふうに考えております。こちらは、資料の2のほうですね。この人口のシミュレーション、これも田園都市構想総合戦略に載っている資料なんですけれども、こちらは先ほどの人口の目標に関してパーセンテージで表してみますと、今と比較して2040年までに約12.5%減少すると予測されている人口を、それを約6.8%の減少に抑える。また、2060年までに約30%減少すると予測されている人口を約17%の減少に抑えるという目標が今の市の目標かなと思います。このパーセンテージで表すと、かなり厳しい目標であると感じてしまいますが、工夫を施した戦略的な政策でぜひ目標を達成していただきたいと思っております。

そこで、人口減少に対するため、柱となる具体的な政策はどのようなものか、お伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

人口ビジョンで設定した目標人口を達成するため、那珂市デジタル田園都市構想総合戦略においては、第2次那珂市総合計画後期基本計画でのまちづくりの目標である住みよきプラス活力あふれるまちを本戦略の地域ビジョンとして設定し、4つの基本戦略に基づき、8つのプロジェクトを推進しています。

戦略1として、安定した雇用の創出戦略では、「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクト、「ここで働きたい」いい那珂プロジェクトとして、地域産業の振興や働く場の確保を進めることで、若い世代を中心に地域で働き続けられる環境づくりを進めます。

戦略2として、那珂市への人口還流戦略では、「ここに住みたい」いい那珂プロジェクト、「暮らしやすいまち」いい那珂プロジェクトとして、移住定住の促進や住環境の整備を進め、U I J ターンなど人口の還流を図り、那珂市を選んでいただける魅力ある地域づくりを進めます。

戦略3として、結婚・出産・子育て応援戦略では、「結婚・出産・子育て」いい那珂プロジェクト、「子どもを育む」いい那珂プロジェクトとして、結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援を充実させ、安心して子育てができる環境を整えることで、将来世代の育成につなげます。

戦略4として、魅力的な地域の創造戦略では、「多様な市民の健康・福祉」いい那珂プロジェクト、「市民の日常を豊かに育む」いい那珂プロジェクトとして、市民交流によるにぎわいづくり、多様な市民が安心して暮らすことができる地域づくりを進め、地域の活力を高めていきます。

この4つの基本戦略を柱として、人口減少の進行をできる限り穏やかにするとともに、人口減少下においても持続していける地域づくりを推進し、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 様々な施策を考えていることかと思えます。冒頭で申し上げましたとおり、本市の目標人口を達成するためには、戦略的な政策を集中的に打ち出していくということが必要かなというふうに考えております。

ここからは提案となりますが、資料3をご覧ください。

地域別の人口の推移を見ますと、2014年から2024年を比較すると、菅谷地区以外は減少しているということが分かります。特に、戸多地区は小学校が統廃合された影響もあるかもしれませんが、2014年から2024年の10年間で人口が約21%も減少しています。こちらを見ると、戸多地区、芳野地区、木崎地区、瓜連地区などの那珂市北西部地域の人口減少の割合が多くなっていることが分かります。このことから、那珂市の人口減少を抑えるためには、那珂市北西部地域の人口減少を抑えるということが重要になってきます。これを踏まえ、私が提案したいのは、菅谷地区に加え、那珂市の人口減少を抑えるための副次核としての瓜連地区の発展です。瓜連地区は、4車線化された国道118号線、瓜連馬渡線、日立笠間線が交

わり、瓜連駅もある交通の要衝です。瓜連地区への商業施設の誘致などを戦略的に政策として実行することが、那珂市北西部地域の人口減少を食い止める鍵となると考えております。ぜひ那珂市の副次核として、戦略的に瓜連地域の発展を図るということを検討していただきたいです。

また、人口減少を食い止めるには、この戦略的な政策を実行すると同時に、そのための予算を確保するということが重要です。世界に目を向けますと、ハンガリーはGDP比4%から5%を少子化対策予算に充てたことで、合計特殊出生率の向上、維持等に一定の効果をもたらしているという、そういった実例もあります。

私は、那珂市を持続可能な都市として発展させるために最も重要なのが人口減少対策であると考えております。交流人口を増やすことも大切ですが、それ以上に定住人口を増やすことが大切です。地方自治体としてできることは限られていますが、那珂市を持続的に発展させていくために、定住人口を増やす政策に重きを置き、予算を多く配分して施策を実行していただくことを市長に強く要望いたします。

同時に、人口減少割合が大きい那珂市北西部地域の人口減少を抑えるために、瓜連地域を那珂市の副次核として戦略的に発展させていくことも改めて要望いたしまして、この項目の質問を終了させていただきます。

続いて、道の駅について質問をさせていただきます。

先日2月25日に行われた全員協議会にて、道の駅の実施設計の内容について説明がありました。そこで、建築工事、外構工事、造成工事、附帯工事を合わせた概算事業費は約43.2億円と示されたところであります。しかし、道の駅事業全体で見ますと、それ以外にも用地買収や基本設計等、そういったものでも費用がかかっています。それぞれ年度が違うため、予算がばらばらで出されていますので、道の駅事業全体での費用が把握しづらい状況です。

そこで、道の駅事業全体に係る費用を整理するために質問させていただきます。

基本設計、実施設計、用地買収、総工費、それぞれの費用と、これら全てを合算した道の駅の全体事業費を教えてください。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

それぞれの内訳について申し上げますと、令和6年度に実施した基本設計費として3,850万円、令和7年度に実施している実施設計費として9,050万8,000円、用地買収費として1億8,486万8,765円といった実績となっております。また、今年度実施しました実施設計による概算総工費につきましては、建築工事費として約22億円、外構工事費として約9億9,000万円、造成工事費として約4億1,000万円、その他附帯工事費として約7億2,000万円、合計で43億2,000万円を想定しているところでございます。議員ご質問の全体としての額は、約46億3,000万円となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 用地買収費等も含めた道の駅事業全体の費用、これが約46億3,000万円と理解いたしました。

ここで、今回の一般質問の通告締切り2月20日ということで、道の駅の実施設計の説明を受けたのが2月25日であったので、ちょっと実施設計で気になった箇所を質問として出すことが難しかったので、ここからは、説明いただいた実施設計を踏まえた結果、私は、やはりこの道の駅事業に関して一度立ち止まり、見直すべきであるという、そういった意見を述べさせていただき、最後に市長の考えをお聞きしたいと思っておりますので、ご了承ください。

まず、一度立ち止まって見直すべきと考える1つ目の理由なんですけれども、それはやはり道の駅事業費の増大についてです。

道の駅事業に係る全体の費用が先ほどの答弁で約46億3,000万円とのことでしたが、まだ不確かな費用として、ここに建築のアドバイザーである藤森氏へ支払う報酬も上乘せされることと思います。先日の全員協議会で質問したところ、藤森氏への報酬が確定するのは令和9年度とのことでした。ただ、そのお話の中で、労務単価の値上げ等の特別な外因がなければ、実施設計から予測される金額から極端に変わるということはないということの説明を受けました。そうしますと、多少のずれはあるかもしれませんが、藤森氏への報酬は以前示されていた総工費の2.5%として試算するのが妥当と考えます。実施設計で示された総工費43.2億円の2.5%とすると、藤森氏への報酬は1億800万円と試算できます。つまり、それも踏まえますと、道の駅事業全体に係る費用としては、先ほど示していただいた46億3,000万円に建築アドバイザーへの報酬1億800万円を合わせ、約47億4,000万円と見積もることができると思います。

さて、ここで立ち返っていただきたいのが、道の駅事業の話が出た当初の案である基本計画です。こちらは資料4のほうになるんですけれども、こちらには、建物の建設費はもちろん、設計費や造成費、外構費、下水道整備等の附帯費も含めた概算事業費が示されておりました。基本計画に示されていた概算事業費は、約26億円です。この26億円に用地買収費約1億8,000万円を加えた27億8,000万円が、基本計画時に示された道の駅全体の事業費だったわけです。つまり、道の駅事業費は当初の27億8,000万円から47億4,000万円へと約19億6,000万円も増大しているということです。ただ、基本計画では市の実質的な負担額が明確に示されていないので、そこを今と比較することはできないんですけれども、道の駅全体の事業費が当初の計画から19億6,000万円も増え、約1.7倍となっていることは、道の駅事業について一旦立ち止まり、見直すべき十分な要因であると考えます。

そして、2つ目の理由としましては、年間利用者と年間売上高の見直しの必要性です。

現在は、年間の利用者数を95万人として試算していることと思います。これは基本計画で、前面道路の交通量等を基に計算して割り出された人数を、基本設計時に23.1%増加させたものとなっています。このときに利用者数の増加を見込んだ要因の一つに、営業時間の拡大

があります。その一つが朝7時からの開店による早朝モーニングかと思います。こちらに関しても、先日の全員協議会で私の意見を述べさせていただきました。私は、やはり朝の忙しい時間にサンドイッチなどの軽食とコーヒーのためにわざわざ広い駐車場で駐車するのも時間がかかり、そして駐車場から歩く距離も長い道の駅に来る人がいるのかということが甚だ疑問であります。一般的に考えると、駐車場からも近く、すぐに止められてすぐに購入できるコンビニ等を利用する人のほうが多いのではないかなと思います。早朝モーニングを実施するとなると、さらに朝早い下ごしらえ等の準備を行うスタッフや、レジで担当するスタッフの人件費等の経費もかかります。全員協議会でその経費に見合った費用対効果の検証を行っているのかということをお聞きしたところ、実施していないので、今後検討することでした。ぜひ早急に検証していただきたいのですが、もしこれが検証した結果、早朝モーニングはやらないほうがよいとなった場合、年間利用者予測人数約95万人、売上高9.6億円というシミュレーションそのものが崩れるということになるわけです。そうなった場合、現在の収益シミュレーションにも大きく影響します。このことから、道の駅事業に関しては一旦立ち止まり、見直すべきであると考えます。

そして最後、3つ目は、道の駅事業による市の財政の圧迫が懸念されることです。

まず、今回の実施設計では、第3セクターの営業利益は約4,000万円と示されています。市に約1,000万円納付するということですがけれども、全員協議会での回答から、こちらの営業利益から税金等を差し引いた純利益に関しては見積もっていない状況だと認識しております。私も税理士ではないので正確な見積りというのはできないんですけれども、大まかな見積りということで私なりに税金を納めた後の第3セクターを純利益というのを試算してみました。第3セクターを仮に中小企業と仮定した場合、法人税、地方法人税、防衛特別法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税の税率を元にした実効税率は、一般的に約30%とされています。したがって、営業利益4,000万円の30%ですので、納めるべき法人税は約1,200万円と見積もることができます。

また、そのほかに納める税金の中で大きいものとして消費税があります。消費税も大まかに見積もってみますと、売上げ9億6,000万円に含まれる消費税が9億6,000万円掛ける110分の10で約8,700万円。その売上高の中から営業利益と正社員の人件費、福利厚生費以外を全て課税仕入れと見込んだとします。だから、かなり経費として多く見積もることなんですけれども、そうしますと課税仕入れを7億9,000万円と見積もるんですね。そうすると、7億9,000万円掛ける110分の10で約7,200万円となります。これが仕入れ税額控除ということになりますね。そうやって計算すると、納めるべき消費税は売上げに含まれる消費税引く課税仕入れに含まれる消費税ということになりますので、8,700万円引く7,200円で約1,500万円というふうに見積もることができるかなと思います。そうしますと、ただ、細かいところとして例えば市に納める納付金約1,000万円は課税仕入れに該当するのとか、そういうちょっと細かく検討しないといけないことはあると思いますけれども、ざっくりと

した計算ですと、法人税が約1,200万円、消費税が約1,500万円、これを合わせた2,700万円が第3セクターが納めるべき税金と見積もることができると思います。つまり、税金等を納めた後の第3セクターの純利益は4,000万円引く2,700万円で、約1,300万円というふうに見積もれるかなと思います。ただ、これはあくまでも私の試算なので、正確性と信頼性は薄いですし、乏しいところがございます。ですので、全員協議会のときも要望したんですけれども、ぜひ執行部のほうに税理士さんとかにお願いして純利益までのシミュレーションをしていただきたいなというふうに思っております。

以上、今述べたことから、仮に第3セクターの純利益を1,300万円というふうに仮定して話を進めていきます。そして、今度は第3セクターではなく、市の財政にとって道の駅事業がどのように影響するのかという観点で見えていきます。

まず、第3セクターから市に入ってくるお金として、売上高の1%の納付金約1,000万円ですね。これがあります。これを見ると、市にとっては毎年1,000万円の黒字ということが言えます。ただ、続いて、出ていくお金です。まず、全天候型プレイゾーンに係る経費です。こちらの営業利益約マイナス2,000万円は、第3セクターの営業利益に反映されていないんですね。また、基本設計時に受けた説明からも、全天候型プレイゾーンの経費約毎年2,000万円は市が負担するものというふうに取り取れます。市の財政としては納付金で1,000万円の黒字でしたが、全天候型プレイゾーンの経費で2,000万円かかるので、今のところ1,000万円の赤字ということになります。

さらに加えて、トイレや緑地などの公益部門の管理は市が直営で行うとのことでした。先日の全員協議会で説明があったとおり、トイレの管理が年間約1,000万円、緑地の管理が年間約800万円とのことでしたので、先ほどの1,000万円の市の財政にとってのマイナスと合わせると、道の駅に関する維持管理費だけで市の財政は毎年2,800万円負担するということになると思います。加えて、道の駅建設と総工費のための市債の償還、分かりやすく言うと道の駅建設のローンの返済、これがおおよそ7,800万円ずつ15年間とのことでした。これを踏まえると、道の駅事業によって15年間は2,800万円と7,800万円を合わせた約1億600万円という額が市の財政を圧迫し、15年たった後も毎年維持管理費として2,800万円ずつ市が負担するということになるわけです。

そして、第3セクターの純利益に関しては、おそらく大幅な改築とかのために取っておくお金でもあると思いますし、そもそも金額としてこの1億600万円を穴埋めするということは期待できない額かなというふうに考えております。

以上のことから、道の駅事業は今後の市の財政を圧迫する可能性が極めて高く、その結果、市民への福祉サービス等が低下する可能性があると考えます。ここまで述べてきた総工費の高騰、営業時間拡充の是非による利用者シミュレーションの見直し、市の財政の圧迫といったことを踏まえて、改めて費用対効果を考え、道の駅建設は一度立ち止まり、落ち着いて考え直すべきだと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございます。

答弁に入る前に、定住人口の拡大、人口対策で瓜連地区の活性化が必要だという指摘をいただきました。私も同感であります。市も全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

答弁に入ります。

道の駅の整備につきましては、令和2年度より計画的に事業を推進しているところであり、今年度は実施設計を策定し、先日の全員協議会において皆様にご報告をさせていただきました。実施設計におきましては、資材高騰等の影響を踏まえ、基本設計時と比べ、事業費は増加しておりますが、国庫補助等の増額調整を行い、実質的な市の負担割合は3割以下となっております。これまでも申し上げてまいりましたが、道の駅の整備により市内の産業を活性化させ、さらには企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回していく。そして、そこから得られた財源を福祉や教育などに還元していく。いわば道の駅は次世代の子供たちや未来の那珂市に向けた大きな投資であると考えております。そのためにも20年後、30年後も市民が誇りを持ち、一緒になって成長し続けられる持続可能な道の駅の実現に向けて、事業をしっかりと前へ進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 本会議中は静粛に願います。

原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ご答弁ありがとうございます。

まず、国庫補助金等の増額調整で市の実質的な負担が3割ということなんですけれども、全員協議会でもお話ありましたけれども、こちらの実施設計に記載されている補助金は全て受け取れるということが確定したわけではないというふうに認識しております。全員協議会の中で執行部のほうから答弁もありましたけれども、もしもこの今示されている補助金どおりに受け取れないという場合は、改めて議会のほうにも諮っていただきたいなというふうに思っております。

また、やはり一番心配なのは、市長からは何度もお答弁いただいているので、市長の思う気持ちとか理想とか、そういったことはよく分かっているところなんですけれども、ただやはりこの道の駅の整備によって市内の産業を活性化して雇用を生み、経済を回して、そこから得られた財源を福祉や教育に還元していくということなんですけれども、やはり私としては正直この根拠といいますか、そこがあまり明確ではない。ちょっと不明瞭かなというふうに思っているわけです。やっぱり先ほど私が述べたとおり、私の見立てでは、この15年間は市の財政にとって毎年約1億円負担が増すと思うわけです。それを埋め合わせて、なおかつ福祉や教育に還元するだけの財源が果たして生み出すことができるのかということが疑問でありますので、ぜひその辺も市長にも改めて考えていただきたいなと思っております。

す。

本当はいろいろと申し上げたいこともあるわけですが。これまでの一般質問とかでも申し上げてきましたけれども、来場者が年間95万人という、この見込みも大丈夫なんですかということとか、レジ通過者の人数とか、そういうところに疑問は持っているんですけども、それはこれまでも述べてきましたので、そういうことを一旦全部置いておいたとして、今回示された実施設計どおりに行ったとしても、道の駅は市の財政を圧迫するというふうには私は思うんです。そのことをぜひ市長、再検討していただければ大変ありがたいなと思いますので、それを要望といたしまして、道の駅に関する質問は終了とさせていただきます。

続いて、通告の中では、瓜連庁舎について質問を通告しているんですけども、先日の全員協議会にて、瓜連支所利活用検討委員会にも、上下水道部は中央公民館への移設ではなく、本庁舎への配置を検討することになったという、その経緯を伝えるべきではないですかといった質問をいたしました。それに対して、検討委員会への説明は今はいらないと考えていますといった答弁をいただきましたので、一般質問でもこの質問をするつもりだったのですが、全員協議会で回答を得られましたので、重ねての質問はせずに、この項に関しては取り下げさせていただきます。

それでは、最後に共同親権に関する質問に入らせていただきます。

まず、国において令和8年4月1日から施行される民法改正はどのような改正なのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

この民法改正は、令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律が成立し、令和8年4月1日から施行されるものでございます。改正の概要としましては、父母の離婚等に直面する子供の利益を確保するため、親の責務に関するルールの明確化や共同親権も新たに選択できるなどの親権に関するルールの明確化、養育費の支払い確保に向けた見直し、安全安心な親子交流の実現に向けた見直しなどが盛り込まれております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

民法改正による親権に関するルールの明確化の中で、共同親権という新たな選択肢ができましたが、共同親権により、どのようなことが変わるのか、お伺いします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

今回の改正で、離婚後に1人だけが親権を持つ単独親権のほかに、父母2人ともが親権を持つ共同親権が選択できるようになります。共同親権を選択した場合、通常のこと、例えば予防接種や習い事などについては一方の親が決めることができますが、子供にとって大切な

ことは父母2人で話し合っただけで決定いたします。具体的には、子供の住む場所を変えることや、将来の進学先を決めること、心と体の健康に大きな影響を与える治療や、子供のお金の管理などにつきましては、父母が話し合っただけで決めることとなります。また、緊急のケース、例えばDVなどから逃れるため引っ越すことや、病気やけがで緊急の治療が必要な場合などは父母のどちらか1人で決めることができるようになります。

なお、父母の意見が対立するときには、家庭裁判所が父または母の請求によりまして、父母のどちらか1人でその事項を決められるよう、親権行使者を指定することができるようになります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 今回の民法改正では、夫婦が離婚した後も子供の利益を最大限守るために共同親権が選択できるようになったということが分かりました。ありがとうございます。

世界に目を向けてみますと、トルコ、インド、北朝鮮、日本などは単独親権ですが、主要国は随分前から共同親権を取っています。この違いにより、国際結婚で授かった子供を離婚後に日本人の親が連れ去ってしまうということで、国際的な摩擦も起きているところです。例えば、イギリス政府のホームページや在日アメリカ大使館のホームページ、EU議会のホームページには、日本人の親による国際的な子供の連れ去りということで注意喚起がされていたりとか、そういった状況であります。

また、単独親権による国内での問題というものもあります。単独親権であるがゆえに、夫婦間で親権を取るための争いが起きることもあります。その結果、親権を取られてしまい、子供と会うことができなくなったショックから鬱などになってしまうという、そういった事例も起きてきました。そういった親権に関する様々な問題を解決するための第一歩として、今回の民法改正は大きな意味があると感じております。

ただ、日本では1898年に施行された明治民法でも、1947年に改正された民法でも、単独親権制度が採用されてきました。つまり、約130年間続いてきたこの単独親権という制度が今度の4月1日からは大きく変わるということになります。変化が大きい分、これまでになかったトラブルが発生する可能性もありますし、また行政としては新しい対応を求められることも出てくると思います。その最前線を担うのが地方自治体ということになります。試行錯誤をしながら、民法改正に伴う新しい制度の導入やマニュアルの作成等が必要になってくることと思います。そういった観点から、学校での対応について質問させていただきます。

これまでは単独親権であったため、当然ですが、学校現場では主に親権を持っている親、保護者と関わるという形でした。例えば、家庭環境調査票に記されている緊急連絡先や避難の際に使用する引渡しカードには、親権を持っている同居の保護者やその親である祖父母が記載されているということがほとんどかと思えます。共同親権に変わると、緊急連絡先や引渡しカードに親権を持っている同居親と別居親が記載されるということも当然のこととして

出てくるでしょう。共同親権による変化で、学校では実務面で様々な対応が求められることが考えられます。その中でも大きなものとしては、運動会や卒業式等学校行事への参加要望が考えられます。親権を持つ別居親から学校行事に参加したい旨の連絡があった場合、本市ではどのように対応するのか、お伺いします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

同居か別居か、離婚しているか否か、親権があるかないかにかかわらず、子供にとっては父母ともに親であることには変わりはありませんので、別居している親からの学校行事に参加したいというご要望を一方的にお断りすることはできないと考えております。

しかしながら、家庭の事情は様々ございまして、DVや児童虐待などにより、同居している親が別居している親の行事参加を拒まざるを得ない場合もあるかとは思われます。このような場合、学校だけで判断することは困難であるため、学校から教育委員会に相談いただき、必要に応じ関係機関へ当該世帯の状況を確認した上で、教育委員会において判断し、学校へ対応を促すこととしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 基本にお断りはしませんが、それぞれの事情があるので、その場合によって学校から相談してもらい、個別に世帯の状況等を教育委員会が確認した上で判断するということだと理解いたしました。とてもすばらしい対応だと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

執行部のほうでも確認されているのは把握しているんですけども、法務省が出しているQ&Aでは同様の質問に対して、運動会や卒業式等学校が児童生徒の保護者に参加を呼びかけた学校行事について、親権者として事前に申し出ている者から参加希望があった際には、基本的に学校はその親権者の参加を認めることができると書かれています。ただ一方、学校が同居親から事前に別居親の参加の制限に関する申出を受けた場合であって、その内容がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や、親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合には、学校は親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられるとか、結構いろいろ長く書いてあるんですけども、かなりこちら読みますと、学校の負担が大きいかなというふうに思いました。学校が判断しないといけないというふうになってしまうと、学校現場の負担が重くなりますし、各学校で対応に差が出てくるということも懸念されます。そして、学校の判断で対応して万が一トラブルが発生した場合、その責任もまた学校が負うということになりますので、現場としては苦しいと思います。

その点、本市の対応は、教育委員会が必要に応じて世帯の状況を確認した上で判断することですので、教育委員会の先生方の負担は増えてしまっても大変かと思いますが、学校現

場としては混乱が避けられ、負担も減るので、かなり全国的に見ても先進的でありがたい対応だと思います。すばらしい対応ですので、ぜひ市内の学校で情報共有して実行していただきたいなと思います。

そこで、質問なのですが、共同親権となることによる別居親の学校行事参加について要望があった場合は、教育委員会へ相談する等の対応の仕方を職員研修等を通して市内各学校の先生方が共通理解できるよう図っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

これまでも学校だけの判断では対応が難しい事例が発生した場合には、その都度教育委員会へご相談いただき、教育委員会としての判断をお示しするという対応を取ってまいりました。今後もこの対応方法に変更はございませんので、学校から相談が寄せられれば、迅速かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、令和8年4月1日より民法などの一部を改正する法律が施行されますので、その内容の周知と併せ、対応に困ったときの教育委員会への相談について、改めて学校へお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ぜひ各学校への周知をお願いいたします。

私ももともと那珂市の教員で働いておりましたので、学校と教育委員会がかなり密に連絡取りながらやっているということは承知しておりますので、ぜひ今後もそのように続けていただきたいと思いますと思っております。

今回の民法改正によって、全国の自治体が対応を求められることとなります。ですので、どの自治体も同時にこの対応についてスタートを切るという形になるわけです。ほか自治体の議員の話などを聞いていますと、今回の那珂市の回答はかなり先進的でしっかりとした対応方法であり、学校現場としても助かるものだと感じました。せっかくですので、職員研修等の先進事例もつくっていただけたら、ほかの自治体のためにもよいことかと思っておりますので、ぜひ要望いたしたいと思います。

4月から共同親権も選択できるようになりますが、形だけの共同親権では意味がありません。4月からの改正民法の817条の12の2項には、父母は婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使または義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し、協力しなければならないと記載されています。つまり、結婚していてもしていなくても、子供の利益のために、夫婦の、結婚していなくてもなので夫婦というかあれなんですけれども、そのパートナーのお互いの人格を尊重し、協力しなければいけないということが明記されています。

しかし、現実的に考えると、夫婦間が壊れてお互いにもう顔も見たくないといった具合で

離婚した場合、たとえ子供のためといっても、お互いを尊重し、協力し合うというのは難しい場合が多いかと思えます。そのようなときに必要となってくるのが、離婚後の子育てに関する細かな決め事を記載した共同養育計画の作成です。例えば、アメリカでは、共同養育計画書を裁判所に提出しないとそもそも離婚が認められないとか、そういった状況にあります。日本はすぐにそこまではならないと思えますけれども、形だけの共同親権ではなくて、両親が協力して子供の利益を守るために共同養育計画を作成することは、非常にこれから重要になってくるかと思えます。

資料の5のほうを見ていただきますと、これ海外の例なんです、交代看護スケジュールの例ということで、50、50でお父さんとお母さんが子供を預かる場合は、例えば日曜日から木曜日の夜と、あと金曜日の3時まではお母さんが預かって、お母さんのお家で暮らして、その後金曜日の夜から次の金曜日の3時まではお父さんのお家で子供が暮らすといった、こういった看護スケジュールなんかも作成しています。この割合なんかはその夫婦の関係とか、離婚の原因とか、そういったことで左右されるのかと思えますけれども、こういったことは今後日本でも採用されるというか、つくるような形になってくるかなというふうにも思っております。ただ、仲違いしてしまった夫婦だけで共同養育計画を作成するというのは難しいかなと思えます、けんかになってしまうかもしれないので。また、それをつくるためにわざわざ裁判所をお願いするというのもやはりハードルが高く、一般的には難しいかなと思えます。そこで活用できるのがADR、裁判外紛争解決手続というものです。

ADRとは、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続のことです。裁判よりも気軽に活用することができるということがメリットとしてあります。共同親権を選択することができるようになることで、社会も大きく変化していくことと思えます。本市におきましては、その変化に後手後手に対応するのではなく、先手でどんどん情報発信をしていただきたいと思います。それが結果困っている市民の助けとなることもあると思えます。ぜひホームページや市の広報紙で共同養育計画書のことやADRという制度に関する情報発信を積極的に行っていただくことを最後要望といたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告3番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 桑 澤 直 亨 君

○議長（大和田和男君） 通告4番、桑澤直亨議員。

質問事項 1、公共施設マネジメントの計画的な推進について。

桑澤直亨議員、登壇願います。

桑澤議員。

〔2番 桑澤直亨君 登壇〕

○2番（桑澤直亨君） 議席番号2番、桑澤直亨です。

本日は偶然にも登壇議員が4人とも新人議員ということになりました。明日は鈴木さんでありますので、5人全て今回も登壇する形になるかと思えます。

新人といえども4年の任期の半分が過ぎ、それぞれに個性を持った思いもあふれる中で、皆様もいろいろとはらはらどきどきすることもあろうかと思いますが、この2年は自分自身にとっても、これまで歩んできた人生とは全く違う経験を積ませてもらったことで、失うもの以上に得るものが大きい2年間だったなと思うところであります。引き続き自身の決断、責任と覚悟を持って歩んでいきたいと思えます。

そして、このたび議長選挙により新たに議長に就任されました大和田議長、誠におめでとうございます。人口減少や財政制約など地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、議会の役割はますます重要になっております。議長におかれましては議会の先頭に立ち、活発で建設的な議論を導いていただくことを期待するとともに、私たち議員一人一人も責任ある議論を重ね、よりよい議会運営に努めていくことを申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

そして、本日はこうした議会の役割を踏まえ、本市の将来の行政運営にも大きく関わる公共施設マネジメントの計画的な推進について、通告に従い一般質問をさせていただきます。

近年、全国の自治体において公共施設の在り方が大きな行政課題となっております。背景には人口減少と社会構造の変化、そして施設の老朽化があります。かつて公共施設の多くが整備された時代は、人口増加と経済成長を前提に行政需要が拡大し、施設整備が進められてきました。しかし、現在は人口減少社会へと移行し、行政需要は量の拡大から持続可能性と質の充実へと転換しております。

一方で、多くの公共施設は高度成長期から平成初期にかけて整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えるとされています。更新需要が集中すれば財政支出も同時期に集中し、財政運営に大きな負担を与える可能性があります。

こうした状況を受け、国は全国の自治体に公共施設等総合管理計画の策定を求め長期的視野に立った施設管理を促してきました。公共施設マネジメントはもはや、やるかやらないかではなく、制度的にも求められている行政課題です。

本市においても例外ではなく、人口減少や施設老朽化の進行を踏まえ、公共施設等マネジメント計画に基づく施設の適正配置が進められています。公共施設行政は単なる建物管理ではありません。市政の持続可能性そのものに関わる重要な政策分野です。施設の在り方は行政サービスの水準や将来の財政負担にも直結しますので、目先の利便性だけでなく、長期的視点に立った判断が不可欠になります。

また、本日の質問は、特定の個別施設の是非を論じるものではなく、本市の行政運営の在り方そのものを確認するものです。公共施設の問題は施設数の問題にとどまらず、市政運営の構造、そして将来世代への責任に関わる問題だからです。したがって、この計画が市政運営の中でどのような位置づけを持ち、どのように運用され、進捗をどう管理し、市民にどう説明していくのか、ここを一つずつ確認していきたいと思います。

それでは、まず初めに、本市の公共施設等マネジメント計画は市政運営の中でどのような役割として位置づけられているかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

公共施設等マネジメント計画は、人口減少や少子高齢化が進行する中、老朽化が進んでいる公共施設について施設の利用状況、維持管理コストなどを考慮しながら長期的な視点により更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、公共施設等の適切な配置を実現するために策定をしております。

市の最上位計画である那珂市総合計画においては、健全な行政運営を図るために必要な取組として位置づけをしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

今のご答弁で計画が健全な行政運営のために必要な取組として位置づけられている点は確認させていただきました。

そこで次に、この計画が個別施設の判断を行う際の基本的なよりどころになるものと考えてよいのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員お見込みのとおり、本計画は個別の施設の在り方を検討する際の基本的な判断のよりどころとなるものです。計画で定めた適正配置による総量縮減の推進、長寿命化の推進、多様な主体による施設サービスの提供といった基本方針に基づき、個々の施設の方向性を定めています。

しかしながら、施設にはそれぞれの設置目的や地域における役割など計画の数値などではかれない固有の事情もございますので、市民の皆様のご意見や利用実態等を踏まえ、ご理

解が得られるよう丁寧な説明を行いながら、計画で定めた目標の達成に向け進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

基本的な判断のよりどころであるとのことご答弁は極めて重要です。公共施設の見直しは市民生活に直結する政策であり、行政判断の中でも説明責任が特に強く求められる分野です。例えば施設の統合や用途変更は、利用者の利便性だけでなく、地域活動やコミュニティの在り方にも影響します。だからこそ市民に納得してもらうためには判断の合理性が明確であることが不可欠です。行政判断において最も大切なのは結論そのものではありません。大事なのは判断の根拠です。同じ結論であっても、根拠が示されていれば理解は得られますが、根拠が不明確であれば不信感が生まれます。行政に対する信頼は結果だけでなく、プロセスによって形成されるということでもあります。

そこで、施設を残す・まとめる・見直すといった判断を行う際の基本的な考え方や目安は整理されているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

基本的な考え方といたしましては、建物の老朽化の度合い、利用状況、維持管理コスト、そして将来のまちづくりにおける必要性などを総合的に判断いたします。

具体的な取組の形態といたしましては、既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの機能を有する複合施設として整備をする複合化、既存の同種の公共施設を統合し一体の施設として整備をする集約化、複合化・集約化は行わずに既存の公共施設を改修し、ほかの施設として利用する転用、そして施設を取り壊す廃止としております。

また、その判断の目安としては、トータルコストの縮減効果や民間活力の導入可能性なども考慮することとしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

老朽化、利用状況、維持管理コスト、将来性などを総合的に判断するということですが、ここで大切になるのは行政判断の客観性の確保です。公共施設をめぐる議論は、どうしても個別事情が前面に出やすい分野です。しかし、行政運営は個別事情の積み重ねだけで成り立つものではありません。個々の施設に合理性があったとしても、全体として合理的とは限らないからです。行政に求められるのは個別合理と全体合理の整合です。

したがって、公共施設の検討では、個別事情の検討に先立ち全体計画との整合性をどの段階でどう確認するのか、そして決めた方針を確実に実行する管理が伴っているのかが重要に

なります。計画行政の基本は、計画を定め、その枠組みの中で施策を展開することです。計画は判断の後づけではなく、判断の前提でなければなりません。そして計画を前提とする以上、整合性の確認だけでは足りません。決めたことを確実に進める進行管理が伴って初めて計画は機能します。

そこで、個別施設の検討に当たり、長寿命化計画などの進行管理の仕組み、確認はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

長寿命化計画の進行管理につきましては、現在は主に大規模改修などの実施計画を策定する段階や毎年度の予算編成の段階でヒアリングを行い確認をしているところです。進行管理をより確実にしていくためにも、施設所管課との連携を強化するとともに、工程表などにより個別施設の進捗状況を確認してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

予算編成や実施計画策定段階で確認し、今後は工程表等で進捗管理を確実にやっていくということでした。計画を回すための仕組みづくりがこれから一段と重要になると受け止めました。

公共施設の再編は行政内部の管理判断にとどまらず、地域社会全体に影響を及ぼす政策判断です。だからこそ意思決定の主体と責任の所在が明確でなければ説明責任も曖昧になり、市民の納得も得にくくなります。逆に、最終判断主体が明確であれば、判断理由や背景を市民に説明でき、行政運営の透明性が高まります。権限と責任が一致していることは市政運営の基本原則です。

現在、瓜連支所の利活用については検討委員会や市民ワークショップなどで協議が行われております。今後、一定の方向性が示されてくるかと思いますが、このような事例も含め最終的な判断、決定はどの主体が行うのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

個別施設の廃止や新設など重要な事項に関する最終的な判断は市の最高意思決定機関である庁議において決定をいたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

最終判断は庁議で行うと明確にいただきました。

次に、公共施設の将来を検討する際に最も注意すべき点を確認します。

それは、無意識のうちに現状維持を前提にしてしまうことです。ここで言う現状維持とは、個別施設を現状のまま長寿命化するだけという判断を指します。現状維持は一見穏当ですが、費用構造を将来にわたり固定することでもあり、その負担は将来世代に及びます。政策判断の基本は比較です。複数の選択肢を並べ、それぞれの効果、費用、影響を比較して初めて合理的な判断が可能になります。比較のない判断はどうしても現状の追認になりがちです。

そこで、個別施設を検討する際、複数の案を比較しながら検討する取組はどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

施設の方向性を検討する際には、単に現状維持か廃止かという二者択一ではなく、複数の選択肢を比較検討いたします。

具体的には、施設の長寿命化を図った場合、建て替えた場合、集約化した場合、あるいは廃止した場合など複数のパターンについて初期投資だけではなく、将来にわたる維持管理費を含めたトータルコストを試算し、比較を行います。また、コスト面だけではなく、住民サービスへの影響も含め総合的に比較検討を行います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ライフサイクルコストまで含めて比較し、住民サービスへの影響も含め総合的に判断しているという点は重要な取組です。その上で1点確認です。

先日の全員協議会における中央公民館の試算では、建設コストの比較が資料として提示されました。口頭ではランニングコストの説明もありましたが、試算があるのであれば、判断の根拠は口頭説明にとどめるのではなく、可能な限り資料として共有し、議会が検証できる形にしていくことが望ましいのではないのでしょうか。

公共施設行政の本質は、単年度の支出ではなく、中長期の財政構造です。施設整備は建設費が注目されがちですが、実際には維持管理費、修繕費、更新費といった支出が数十年にわたり継続します。近年は資材価格や人件費の上昇もあり、施設整備費用は過去と比べて増加しております。社会保障費の増大も含め、自治体財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、施設整備の判断は単年度予算だけでなく、中長期的な見通しの中で行われる必要があります。

そこで、施設の建て替えを検討する際、将来の財政負担への影響はどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

施設の建て替えは将来の財政負担に直結する重要な要素であるため、長期的な視点で考える必要があります。公共施設等マネジメント計画では、今後更新時期を迎える施設が集中す

ることによる財政需要のピークを把握し、再編によってそのピークをどのように平準化、縮減できるかをシミュレーションし、現状の施設を全て建て替えた場合の将来にかかるコストと計画に基づき長寿命化した場合のコストを比較しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

本市の公共施設マネジメント計画では、現在の施設を全て同規模で更新した場合、今後40年間で約666億円が必要になる試算が示されております。一方、計画に基づく適正化を進めた場合でも約464億円が必要とされており、その差額は約200億円です。この計画を試算したのがもう四、五年前の試算ですので、実質は今から40年の試算ではないですけれども、おおよその数字でございます。この差は本市にとって小さくない規模で、将来世代の財政負担や政策の優先順位にも影響し得る水準です。40年間で200億円の差ということは、年平均で見ても一定の負担軽減につながることは容易に想像できるかと思えます。那珂市の規模で40年で200億円の差ということは、年換算すれば毎年、毎年5億円の規模で節約ができるというようなざっとしたイメージになるかと思えます。

公共施設マネジメント計画の中でも、あくまでも長寿命化のみの施策でこれだけの効果を出すという試算ですので、これに加え施設面積の削減、統廃合などをもっと進めれば、この効果は200億円ではとどまらない規模の金額が効果として上がってくるという予測になるわけです。だからこそこの計画を目安にとどめず、実効性ある計画として機能させていくことが極めて重要だと考えます。

そして、計画の実効性を評価する上で欠かせないのが目標設定の明確さです。開始時期と目標期間が明確でなければ進捗を測定できません。計れないものは検証ができず、検証できないものは改善できません。

そこで、公共施設の量を適正化していく目標について、開始時期と目標期間はどのように設定されているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

公共施設の総量適正化に向けた目標につきましては、平成27年2月に策定した那珂市公共施設等マネジメント計画において設定をしております。開始時期を平成27年度とし、令和26年度までの30年間で延べ床面積の総量を15%削減することを目標としております。また、30年を10年ごとの3期に分け、その計画期間中の具体的な取組を行動計画として策定し、計画の進行管理を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

開始時期は平成27年度、30年間で15%削減という目標設定が明確になりました。

計画が現実に機能しているかどうかを判断するもっとも分かりやすい指標は進捗状況です。理念や方針がどれほど優れていても、実施状況が把握されていなければ実行されているとは言えません。進捗を把握して初めて遅れや課題を捉え、必要な修正を行うことができます。

そこで、目標開始時点から現在までの進み具合はどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

目標に対する進捗状況につきましては、毎年、年度末に施設保有量を集計し把握をしております。第1期行動計画の最終年度の令和6年度末時点での公共施設保有面積の縮減率は約2.3%となります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

30年で15%の削減目標に対し最初の10年で約2.3%という進捗率でした。30年で15%が目標ですから、単純に言えば10年で5%が一つの目安になるかと思えます。率直に申し上げて、このままのペースでは目標達成は容易ではありません。だからこそ計画をつくるだけでなく回す仕組み、すなわち定期的な点検・評価・改善が不可欠になります。

行政運営の基本として知られるPDCAサイクルは、計画・実行・評価・改善の循環によって政策の質を高める考え方です。公共施設政策は長期にわたるため、社会情勢や人口構造の変化を踏まえた検証が特に重要です。

そこで、進捗状況について定期的に確認、評価する仕組みはあるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

進捗状況の確認・評価でございますが、第1期行動計画の計画期間におきましては、最終年度となる令和6年度に実施いたしました。しかしながら、目標達成に向けた実効性を高めるためには、議員おっしゃるようにPDCAサイクルをより確実に回していく必要があると考えており、毎年度、進捗状況を確認し、庁内の委員会等で評価・検証を行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

今後は、毎年度確認し、庁内委員会等で評価・検証していくとのことでした。計画の実効性を高める上で重要な方向性だと受け止めております。

次に、計画と個別判断の関係について確認します。

現実の運用では、地域需要や緊急性などにより計画どおりに進まない場合も当然あり得ま

す。計画は指針であり、全ての状況を事前に想定できるわけではありません。しかし、その場合でも必要なのは変更理由の合理性です。合理的な理由が説明できる変更は柔軟な運用ですが、理由が不明確であれば計画の信頼性を損ないます。

そこで、計画と個別施設の判断内容に差が生じた場合、どのように整理するのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

個別の施設について廃止、集約、転用、複合化など、今後どういった方向性で検討を進めていくのかは、行動計画で設定をしております。しかしながら、当初設定した方向性どおりに進められないこともあり得ますので、そのような場合には、透明性を持って判断理由を明らかにする必要があると考えております。

行動計画を進める過程において、合理的な理由により方向性を修正する場合には、なぜ計画どおりに進められないのか、なぜ計画と異なる判断をするのか、その理由を明確に整理し、市民の皆様にも説明していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

透明性を持って判断理由を明らかにし、市民に説明していくという点は不可欠です。公共施設再編は行政だけで完結する政策ではなく、市民との協働によって初めて成立します。結論だけでなく、判断に至る過程を丁寧に共有することが合意形成を左右いたします。

昨年度、総務生活常任委員会で公共施設マネジメント計画の調査事項で、長野県に視察へ行ってまいりました。長野県といえば、オリンピックの負の遺産といえますか、たくさんの競技場なり、オリンピックで使った施設が残ったことにより、公共施設マネジメントの取組が先進的に行われているまちでございました。そこで私自身非常に感じたのは、住民への情報提供の細やかさです。公共施設マネジメントの情報だけで広報紙を市民に定期的に発行している。そういったきめ細やかな情報提供が本市においても必要な施策になるのではないかと感じた次第であります。

そこで、公共施設の再編について市民にはどの段階でどのような内容を説明していくお考えなのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

公共施設の再編は、市民生活に直結する課題であるため、可能な限り早い段階で丁寧な情報提供を行うことが重要であると考えており、このことは総務生活常任委員会からもご提言をいただいております。

個別の施設をどうするかという議論の前に、なぜ再編が必要なのか、市全体の公共施設が

どのような状況にあるのかという課題と方向性を共有する必要があると考えております。老朽化の状況や維持管理コスト、将来の更新費用など客観的なデータを分かりやすくお示し、財政負担を減らす必要性を共有することが大切だと考えております。

市民に対しましては、広報紙やホームページ、出前講座など様々な媒体や機会を活用し、きめ細やかな情報提供に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

可能な限り早い段階で課題と方向性を市民と共有し、客観的データを分かりやすく示し、対話を重ねるといふ姿勢は重要です。公共施設政策は短期的な評価だけでは図れません。施設は一度整備されれば数十年単位で地域の基盤となり、判断の影響も長く続きます。だからこそこの分野は先送り自体がリスクになります。先送りされた判断は消えるのではなく、将来に蓄積され、より大きな課題として次の世代に引き継がれます。

行政の責任とは、現在の利便性と将来の持続可能性の両方を見据え、必要な判断を引き受け、実行していくことにあります。

それでは最後に、市長としてこの計画をどのような姿勢で推進していくお考えなのか、その基本的な考えと決意をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

公共施設等マネジメントについて深く突っ込んだご意見をいただいたと思っております。

合併の時代、そして人口減少に向かっていく中で避けては通れない非常に重要な課題と認識をいたしております。ありがとうございます。

答弁を申し上げます。

公共施設マネジメントの推進は、将来にわたり持続可能な那珂市を築いていくために避けては通れない最重要な課題の一つと認識をいたしております。人口減少が進む中、これまでと同様に全ての施設を維持していくことは、将来世代に大きな負担を残すこととなりますので、長期的な視点に立ってこの計画を推進していく必要がございます。

時には施設の廃止や統合といった、市民の皆様にとって不便や心配を伴う判断をしていかなければならない場面も出てくるものと考えております。市民の皆様には、現状と課題を丁寧にお伝えし、対話を重ねながら着実に前に進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

重要なのは、ここからしゃべりたいと思います。

本日の答弁で、計画に基づき市政運営を進める方向性は確認できました。しかし、計画は掲げること自体に意味があるのではなく、困難な局面においても実行してこそ価値を持ちま

す。振り返れば、全国の自治体では、反対意見を恐れ、摩擦を避け、全ての人に受け入れられるといった判断を優先した結果、本来必要であった見直しや改革が先送りされ、その負担を将来世代に残してしまった例が少なくありません。本市も決して例外ではないと私は考えます。

行政のトップに求められるのは、全ての人に受け入れられる判断を選ぶことではなく、本市全体の未来を見据えた責任ある決断です。首長が選挙によって選ばれる意味は、まさにそこにあり、困難な局面において最終的な判断を引き受ける覚悟こそが、その職に託された使命であると考えます。

しかし同時に、その責任は首長だけに課されたものではありません。私たち議員も、また市民から直接選ばれ、このまちの未来を託された存在です。耳に心地のよい言葉や、その場の空気に迎合することなく、現実の課題と正面から向き合い、必要な議論から逃げず、将来世代に責任を持つ判断を積み重ねていく、それこそが議会に課された本来の役割であり、私たちがこの場にいる意味であると考えます。

公共施設マネジメントは、単なる施設の問題ではありません。本市の将来財政、行政サービス、そして次の世代へどのようなまちを引き継いでいくのかという市政根幹に関わる課題です。私たちが今行う判断は、今、この場にいる私たちのためだけのものではありません。このまちの未来を担う次の世代に対し、胸を張って引き継ぐことができる判断でなければなりません。

本市の未来のために、計画的かつ責任ある公共施設マネジメントの推進が図られることを強く期待し、私自身も議会の一員として、このまちの将来に責任を持つ議論を続けていくことをここにお誓い申し上げ、私の一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告4番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時00分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 渡 邊 勝 巳 君

○議長（大和田和男君） 通告5番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1、那珂市職員について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

渡邊議員。

〔6番 渡邊勝巳君 登壇〕

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

本日、一般質問初日でございますが、しんがりを務めさせていただきます。

通常の一般の質問よりも早めの進行となっております。皆様のお疲れは、大分日頃とは違うんじゃないのかなと思っております。

また、執行部の皆様におかれましても、十分残された力はあるかと思っております。よりよいご答弁をご期待申し上げまして、一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

近年、公務員のなり手不足を耳にいたします。以前ですと、公務員は生活が安定しているとか、休みが多い、仕事が楽などと言われてきたが、最近ではブラック企業の一つに挙げられていると聞いております。特に地方公務員のなり手不足が深刻で、これには民間企業との給料格差や仕事の負担、責任の重さ、さらにブラック企業と言われるようなイメージに変化があると感じております。

先ほど申し上げました安定・楽・休みのイメージが、近年急増している災害対応やクレームの増加による仕事の責任の重さ、休日の対応、そして給料は安定しているが、安いといったイメージに変化しているように感じます。これは那珂市においても同じなのでしょうか。これらについて現状を確認し、認識していく必要があると思ひ、今回一般質問をさせていただくことにいたしました。

初めに、那珂市において職員数はどのように変化しているのかお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

職員数につきましては、合併時533名でしたが、行政改革大綱などに基づき50人の削減を行い、平成28年度には483名にいたしました。その後、市民ニーズの複雑、高度化や新たな施策事業への取組、新型コロナウイルス感染症対策などといった行政需要への対応が必要となり、令和7年4月現在では495名になっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

平成17年の合併の折には、旧那珂町職員と旧瓜連町の職員、そして消防事務組合の職員、合計533名が那珂市の職員となりました。これが行政改革大綱に基づき50名を削減し、その後、新型コロナウイルス感染症対策や住民ニーズの複雑・高度化、事務事業への取組など現

在では平成28年度より12名増加した495名とのことでした。

職員を増やす必要性の中に市民ニーズの複雑・高度化があったことがとても気になります。職員数としましては現在495名で業務に当たっているとのことですが、職種別ではどのように変化しているのかお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

職員数が少なかった平成30年度と令和7年度を比較しますと、事務職が282名から291名と9名の増、土木建築などの技術職が52名から46名と6名の減、保育士や保健師などの専門職が46名から59名となり、13名の増、調理員や運転手などの技能労務職が6名から2名となり4名の減、消防職は97名で増減はございませんでした。

全体的には増加をしているところですが、土木建築などの技術職や技能労務職は減少をしております。なお、技能労務職が減少したのは、学校給食調理業務を民間委託したことによるものです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

民間委託になったことにより人員減となった以外は、おおむね増員となっているようです。

しかしながら、土木建築の技術職は6名の減になっているとのことでした。通常ですと、定年などで退職者があった場合、補充を行っていると思いますので、他の業種と同じように増加もしくは現状維持になると考えております。にもかかわらず減少しているとなると、そもそも募集をしても応募する人自体がいないのではないかと感じてしまいます。

そこで、採用試験の応募者数に変化はあるのか、全体と職種ごとにその推移をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

採用試験の応募者数につきましては、合併後、募集をしなかった時期もありましたが、それ以降は100人前後で推移をしてきております。令和6年度からは採用試験の方法を従来の試験日を指定した試験会場方式から試験センターや自宅においてウェブ上で受験できるSPI方式に変更したことで、応募者は250人を超える状況になっております。

応募者の内訳になりますが、事務職は大きく増加しておりますが、土木建築といった技術職につきましては、民間需要の高まりなどもあり、低迷をしている状況です。募集人員に満たない場合や試験途中で辞退されるケースもあり、年度途中で追加募集を行うなど、人員確保に苦慮しているのが実情でございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

S P I方式と耳慣れない言葉が出てまいりました。これはリクルート・マネジメント・ソリューションズが提供しているもので、基礎学力などの能力検査と職場に対する適性検査が行えるものだ聞いております。また、試験会場を必要としないとなると、執行する市側も、受験をする受験者側も助かる面が多数あり、その結果から受験者が増加しているということが理解できます。

しかしながら、土木建築といった技術系の応募が少なく、さらに辞退されてしまうとなると不安が残ります。このように土木建築の技術者の応募者数が減少している理由はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

土木や建築などの技術職の応募が少なく、減少していることにつきましては、民間企業における採用意欲の高まりや処遇改善が進んでいること、また全国的な技術者不足により人材獲得競争が激しくなっていることが大きな要因と考えております。加えまして、若年層の人口減少や公務員志望者の減少といった社会的背景も影響しているものと認識をしております。以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

昨年の第2回定例会での一般質問におきまして、建設業に関する就業人口が1997年から2024年までの間で30%も減少している。また34歳以下の就業人数と65歳以上の就業人数がほぼ変わらないとお話をさせていただきました。

そもそも土木や建築といった建設業に関する技術者が不足しています。そこに防災・減災を含めた公共工事やインフラの整備が増加していることから、民間企業が採用に力を入れていることも理解でき、さらに人材を確保するため、賃金を含め大きな改善が図られていると考えられます。

さらに、公務員の賃金や待遇が悪い、市町村のような規模の小さい工事に魅力を感じないといった声も聞こえてまいります。このように厳しい現実の中、減少している職種に対する応募者を増加させるために、どのような取組をしているのかお聞かせください。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

応募者を増やす取組といたしましては、平成29年度から市の独自事業として那珂市職員採用説明会を開催しており、毎年、多くの若者に参加をいただいております。

本市からは、複数の若手職員による職場紹介や個別面談を実施しており、毎回好評を得ております。近年は先崎市長も出席し、受験希望者に対して那珂市のPRをはじめ、活力あふれる那珂市と一緒にっこうという応援メッセージを届けていただいております。

さらに、民間主催の就職セミナーなどにも積極的に参加し、市の紹介や若手職員の声を直接聞いていただく機会を設け、本市の魅力や公務のやりがいなどについて実感いただくように工夫をしているところです。

特に応募者が減少している技術職につきましては、大学や高校などへの訪問活動を強化し、学生や教員に直接働きかけるとともに、インターンシップの受入れを積極的に行い、実際の業務内容や職場の雰囲気を経験していただくことで、ミスマッチの解消と志望度の向上を図ってまいりたいと考えております。併せまして、SNSなどの広報媒体を活用するなど多様な手段により情報発信を行い、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

人事担当部署でも大変苦慮し、人材の確保をされているということが分かりました。

しかしながら、現実には、募集をしても民間に流れてしまう。または公務員希望者でも国・県もしくは事業規模の大きな市へ流れてしまっていると感じてしまいます。那珂市全体としては多くの応募者が集まっております。これはSPI方式を採用したことによるとの答弁がございました。逆に言えば、多くの企業が同様の方式による採用者の選定であれば、優秀な人材は待遇のよいところや、自分の希望にマッチしたところから採用が決まっていくことが想像されてしまいます。

これに対応するため、国や県では、採用に関して独自の対策を行っております。例えば国では、採用試験最終合格者の有効期限を3年としております。また、教員試験では大学3年生から受験できる前倒し制度を実施し、人材の確保を進めていると聞いております。ですので、ぜひ那珂市におきましても新たな募集や採用方法の検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、中途退職者についてお尋ねをいたします。

近年、公務員の中途退職者が増加していると耳にいたします。国家公務員では2014年度に採用された幹部候補の655人のうち23.2%がこの10年間で退職したと昨年1月に報道されました。この背景には給与水準の引上げや働き方の改革を求める声が大きかったそうです。公務員に限らず、会社等の組織の中で若手職員が離職するのは、組織の崩壊へとつながっていくと感じます。

特に先ほどの答弁で、新規募集に対し技術系職員の応募が少なく苦慮しているとありました。このような状況で技術系職員の中途離職者が増加すると、市民の生命や財産といった安全・安心な社会生活に対し、壊滅的な危機を招くのではないかと考えられます。

そこで、確認の意味も含め、那珂市の技術職の現状をお尋ねしたいと思います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

技術職の役職別構成を令和元年度と令和7年度で比較いたしますと、部長級が2名から3名に、課長級が6名から4名に、課長補佐級が14名から12名に、係長・技査級が5名から9名に、技師・技幹級が21名から18名になっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

令和元年度は技術系職員48名中、部課長級で8名ですので、技術系職員全体での16.7%を占めていることになります。課長補佐級が14名で29.2%、係長級が5名で10.4%、それ以外が21名で43.8%とのことでした。これが令和7年度になると43名中、部課長級が7名で16.3%、課長補佐級が12名で27.9%、係長級が9名で20.9%、それ以外が18名で41.9%になります。つまり、技術系職員のうち実際に設計や現場管理を行っている若手職員は、令和元年度の43.8%に対し令和7年度には41.9%に減少していることになります。

この状況の中、さらに若手職員の中途離職者があると、那珂市の道路や施設などのインフラの管理が十分に行われるのかが心配となります。先ほど申し上げましたが、国家公務員において中途離職者の数が増加しております。これに対して那珂市はどのような状態になっているかが気になります。

そこで、中途離職者の推移について、年齢別と役職別、さらにその理由が分かれば教えてくださいたいと思います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

定年退職前に自己都合などにより退職された職員数は、令和元年度が1名、令和2年度が7名、令和3年度が4名、令和4年度が8名、令和5年度が15名、直近の令和6年度が19名と年々増加している状況でございます。

次に、年代別の傾向になりますが、特に令和4年度以降は20代から30代の若手職員の退職が増加しております。また、役職別の傾向といたしましては、令和2年度以降、係長級や主幹級といった中堅職員の退職も散見されるようになってきております。

最後に、退職理由になりますが、親の介護や配偶者の転勤といった家庭の事情のほか、健康上の理由や転職など様々な理由がございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

質問の流れからすれば、技術系職員の数はどうなんですかとお聞きしたかったのですが、これを聞いてしまうと対象者が絞られてしまうというふうに感じましたので、全体のものをお聞かせいただきました。

那珂市におきましても中途離職者が増加傾向にあり、特に令和5年度以降は毎年15名を超

える離職者があるのには驚きました。また、令和4年度以降は20代から30代の若手職員の退職者が増加しているとともに、係長級や主幹級といった大事な中堅職員の退職も散見されるとのことです。これは市にとって大きな問題ですし、今後、適切な住民サービスどころか市民の生命、安全を担保できるのかとても不安になってしまいます。

そこで、これらの問題に対応するため、中途離職者が急増した原因をどのように分析しているのかをお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

途中離職者が増えている要因といたしましては、まず、外部的な要因として、近年の転職市場の活性化や公務員から民間企業への人材流動化が進んでいることが一般的に言われております。また、若い世代を中心に転職に対する心理的な障壁が低下し、キャリアアップの一環として転職を選択する傾向が強まっているものと分析をしております。

内部的な要因といたしましては、複雑化・多様化する行政課題への対応や住民対応などによる精神的負担も離職の一因になっているものと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

以前は、身体的理由が多かったような気がしますが、キャリアアップなどの理由が増加しているところが時代の変化なのかなと感じてしまいます。ここで気になったのは、複雑化・多様化する行政課題への対応や住民対応などによる精神的負担も離職の一因となっているという答弁でございます。

近年、住民から受ける精神的負担が多くなっていると聞きます。これは那珂市に限らず、どこの市町村でも耳にする問題です。また、行政課題が複雑化・多様化しているのも事実であると認識しております。それらの業務が増加し、負担が増えていることが原因となって職員が離職し、その結果、人員不足となって、住民サービスが低下するといった最悪の悪循環に那珂市は踏み込みつつあると感じております。

そこで、この問題について対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

離職防止に向けた対応といたしましては、職員一人一人がやりがいを持って働ける職場環境の構築が重要であると考えております。具体的には、業務量の偏りを是正するための業務改善やワークライフバランスの推進、メンタルヘルス対策の強化など、働きやすい環境づくりを引き続き進めてまいります。

また、職員のキャリア形成支援といたしましては、職務に必要な知識や技術を習得するための研修制度の充実や、若手職員の意見を施策に反映させる機会を設けるなど、公務員とし

での成長実感やモチベーション向上につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

さらに、悩みを抱えている職員に対しましては、早期に相談できる体制を整備し、個々の不安に寄り添った対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

キャリアチェンジでございますが、さらに上を目指したいという理由と、この仕事が嫌だという2つの理由があるのかなと私は思います。前者はやむを得ないといたしましても、後者については早急な対応が必要になります。きちんとした体制を整備していただいて、那珂市の市役所に勤めることが嫌だという離職者がないようにお願いしていきたいなと思っております。

続きまして、会計年度任用職員についてお尋ねいたします。

会計年度任用職員とは、令和2年度の地方公務員法の改正により制度化されたもので、4月1日から3月31日までの1年間の会計年度で任用され、常勤職員が行う各種業務の補助を行う非常勤の地方公務員ということによろしいのかなと思います。この会計年度任用職員ですが、総務省の令和6年度の調査によりますと、全国の地方自治体に74万2,000人が任用されており、このうち76.2%が市町村などでありまして、さらに、この半数以上が市または区に任用されているということです。また、地方自治体の財政難の影響もあり、5人に1人が非正規公務員となると新聞でも報道されておりました。

那珂市におきましても、会計年度任用職員が多く任用されておりますが、会計年度任用職員の数とその推移及び業務の内容、その割合がどのようなものであるのかをお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

会計年度任用職員の数の推移につきましては、制度が開始された令和2年度が362名、令和3年度が367名、令和4年度が383名、令和5年度が376名、令和6年度が386名、令和7年度が314名となっており、この人数には短時間勤務職員も含まれております。

次に、業務の内容につきましては、正規職員の補助として窓口対応や一般事務に従事する職員のほか、専門的な資格や経験がある方については保育士や保健師などの専門職として配置をしております。

また、業務ごとの割合につきましては、一般事務補助などの職員が約40%、施設管理などの技能労務職が約16%、保育士や教員、講師などの専門職が約44%となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

先ほどの答弁にもありましたが、那珂市の職員数は令和7年度で495名ですので、当年度

を比較すると、市役所で働く人の約4割が会計年度任用職員となり、消防職の97人を引くと45%近くが会計年度任用職員ということになるのかなと思います。

ところで、先ほど申しましたけれども、新聞報道では5人に1人、つまり25%程度とあったのですが、那珂市において会計年度職員数が近年380人程度で推移しております。この半数近い人数は適正な規模なのでしょうか。また、令和7年度は70人程度的大幅減となっておりますが、この理由は何なのかをお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

採用している人数が適正な規模なのかというご質問ですが、自治体ごとに業務内容や直営、委託の区分が異なりますので、一概にほかの自治体と比較することは難しいと考えております。

本市におきましては、毎年、各課からの要望に基づき、業務量や必要性を厳格に精査した上で任用をしておりますので、現状の規模は適正であると認識をしております。

なお、総務省の調査結果などを見ますと、職種別の構成比は一般事務職が最も多く、次いで保健師などの専門職、技能労務職となっており、本市の傾向もこれと同様となっております。

また、令和7年度に約70名減少した理由につきましては、学校給食調理業務と学童保育運営業務を民間委託したことによるものでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

各課の要望により適正な人数を任用しているということなので、それは適正であると理解をいたします。

しかしながら、会計年度任用職員の大多数の主な業務は正規職員の補助業務であり、管理的な業務は当然できません。つまり、係長級以下の業務の補助を行っているというのを私は理解をしました。そして、その業務は補助であることから、計画や判断を求められる業務を行うことができないとなると、本当の意味での正規職員の業務軽減になっているのかを疑問に感じます。

会計年度任用職員がいることによって、業務の軽減が全くないとは思っておりませんし、非常に助かっているのも事実です。しかしながら、財政的な事情があるのも十分理解いたしますが、複雑な業務のみを行うため職員が疲弊をし、離職を選択する原因が見え隠れしてしまうように私は感じてしまいます。

次にお聞きしたいんですが、保育などの会計年度任用職員は応募者が少ない、または集まりにくい職種であると耳にいたします。これらの職種に対する対応策は何か考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、保育士や保健師などの専門職につきましても、全国的にも不足しており、応募者が集まりにくい状況にあります。

対応策になりますが、募集活動の強化といたしましては、市独自の人材バンク登録制度をつくり、急な不足にも対応できるようにしております。加えて、市ホームページやハローワークでの公募、民間の求人情報サイトの活用など、より多くの求職者の目に留まるよう周知方法の多様化を図っているところです。

また、処遇面の改善といたしましては、地方自治法の改正を受け、令和7年度からは新たに勤勉手当の支給を開始するなど、給与水準の向上を図っております。

今後につきましても、休暇制度の充実など、働きやすい職場環境づくりを進め、専門職においても優秀な人材の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

専門職に限らず、会計年度任用職員の待遇は改善されています。それに伴い財政的負担が増加しているのも理解をいたします。ただいまの答弁に全国的な有資格者の不足もあり、応募者が集まりにくい状況であるとありました。しかしながら、専門職については正規職員を募集しても人員が集まらないという答弁はございませんでした。要は、終身または長期間の雇用には応募するが、短期間もしくは早朝や夕方以降の時間の有利ではない業務であるため、応募を敬遠しているとか、専門職という責任の重さと市が支払う賃金が見合っていないといった理由は考えられないでしょうか。

そもそも保育、介護、看護といった職種は、雇用条件と労働環境が乖離している職種です。にもかかわらず市が提示する条件が悪ければ、人が集まらないのは至極当然と考えますし、仮に雇用ができなければ、その不足分を正規職員がカバーしなければならないといった悪循環が起こることも考えられます。何のために会計年度任用職員を任用しているのか、もう一度再考していただければなと思っております。

このような問題がある中で、今後、会計年度任用職員についてどのような方向を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

今後の会計年度任用職員の在り方につきましては、社会情勢の変化や行政需要に柔軟に対応していく必要があると考えております。具体的には、保育士や保健師などの専門職は市民サービスの維持向上に欠かせない人材であることから、職場環境の整備を進め、引き続き優秀な人材の確保と定着に努めてまいります。

一方で、一般事務補助職につきましては、A I やR P A といった I C T 技術の活用やD X の推進により、定型業務の自動化・効率化を図り、長期的には業務量に見合った適正な規模へ縮減していく方向で考えております。

このように職種や業務内容に応じた適切な任用を行うことで持続可能な行財政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

保育士や保健師などの専門の分野に関しては手厚い対応をしていただけると理解をいたしました。部長の答弁に感謝を申し上げますとともに、早急なる対応をお願いいたします。

また、事務の補助業務がA I 等を活用し軽減できるのであれば、規模の縮小も理解できます。しかしながら、市の業務は年を追うごとに複雑多様化しております。係長以下が行っている業務の内容を精査し、若手職員の身体的のみならず精神的負担が軽減できるようにご配慮と検討をお願いいたします。

さて、これまで職員の採用、中途離職、会計年度任用の実態と対応についてお尋ねをいたしました。改めて見えてきた問題もございました。それらを踏まえて、今後どのような対応をしていくのかお聞きしたいかと思えます。

初めに、今後の職員数についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

職員数につきましては、那珂市職員定員管理計画において目標値を定めております。具体的には、定年延長制度の完成以降となる令和15年には職員数を485名とすることを目標にしております。その後は、社会情勢や人口減少等の状況を鑑みながら少しずつ減らしていくこととしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

従来の60歳定年から65歳への定年移行が完成するのが令和15年で、そのときには令和7年4月1日現在よりも10名少ない485名を目標とするとのことでした。なぜ10名減するかは理解できないのですが、目標値であると認識をしております。

また、社会情勢や人口減少等の状況を鑑みながら少しずつ減らしていくとのことですが、複雑化・多様化する行政課題の対応や住民対応などによる精神的負担も離職の一因となっているとの答弁が気になります。人口が減れば業務は減るのでしょうか、こういった社会情勢の変化で業務が減るのでしょうか、未来のことは誰にも分かりません。

しかしながら、ここ数年で市役所の業務は膨大に増えたと感じております。しかも、本来

の業務以外の住民対応に相当の時間と人員を割かなければならないのが現状であると思います。これらの社会情勢等を鑑みながら、適切な人員の検討をお願いしたいと思います。

次に、職員全体で役付の職員と非役付の職員のバランスがよくないと感じております。現在の職種別の年齢構成をどのように考えていますか、また何らかの対応策を考えていますか。こちらについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

現在の職種別の年齢構成につきましては、事務職、技術職を問わず、過去の採用抑制の影響などにより、30代半ばから40代半ばの中堅職員が少ない状況にあり、将来的な組織運営や技術継承の観点から、平準化を図る必要があると認識をしております。

対応策になりますが、不足している中堅層を補うため、職員採用試験における応募可能年齢の上限の引上げをしております。さらに令和6年度からは10月採用を実施しており、民間企業等で培った専門知識や経験を持つ即戦力となる人材の確保にも注力しております。

今後も、このような取組を継続し、年齢構成上の谷間となっている世代を採用できる制度を整え、バランスの取れた組織体制の構築に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

この件につきましては職員のモチベーションにも大きく影響するのかなと思っております。

また、答弁にありましたように、将来的な組織運営や技術継承が行われなければ、組織は維持できないのかなと思います。十分な市民サービスと市民の命と安全を守るため、努力をしていただきますよう切にお願い申し上げます。

ただいまモチベーションの話にちょっと触れましたが、職員のモチベーションを保つことはとても重要なことです。となると、やはり離職者の増加防止にも、やりがいつくりや職場の環境改善が重要だと感じております。

働きやすい職場環境について、現在どのように考えているのか、また、それについてどのような解決策を考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、職員の離職を防ぎ、高いモチベーションを維持するためには、やりがいの創出と職場環境の改善が必要であると認識しております。

職場環境改善の取組といたしましては、長時間労働の是正に向けたノー残業デーの徹底に加え、仕事への熱意や職場への愛着を計るエンゲージメント調査を年4回実施しております。

この調査により職員の悩みや組織の課題を早期に発見し、必要に応じて面談を行うなど、きめ細かなフォロー体制を構築することで、風通しのよい職場づくりに努めております。

また、庁舎内の文書保管場所の不足や執務スペースの狭隘化などの課題につきましては、現在進めております文書管理の電子化及びICT技術を活用した業務効率化により、快適で機能的な執務環境の確保に努めてまいります。

今後も、職員の声を取り入れながらハード、ソフトの両面から環境整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

職場環境改善の取組といたしましては、長時間労働の是正に向けたノー残業デーの徹底をしていくと答弁がございました。誠にありがとうございます。

しかしながら、ノー残業デーを徹底すれば、長時間労働が是正されるのでしょうか。繰り返しになりますが、いただいた答弁の中にあつた複雑化・多様化する行政課題への対応や、住民対応などといった言葉がどうしても引っかかってしまいます。これには中途離職者が急増した内部的な要因というようなご説明がありました。以前に比べこれらの業務が増加し、今まで想定できなかった対応に時間が取られてしまっているとすれば、ノー残業の徹底は逆に職員を追い込む形にならないのかが心配です。

複雑化・多様化した業務で追い込まれ、住民対応で追い込まれ、その上、使用者が長時間労働の是正という名目の下、業務時間で追い込まれていく。職員の皆さんはどこに逃げ場を求めればよいのでしょうか。

さらに、今後の人口が減れば職員数を減らしていくことを考えているとのことでした。これらの状況の中でモチベーションを持続させるためには、人事担当部署や市長をはじめとする幹部職員の方々の相当なご努力が必要だと思しますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

さて、このような状況の中で最も不安に感じているのが、土木建築関係の技術者の職員の数です。昨年1月28日、埼玉県八潮市で大規模な陥没事故が発生し、尊い命が失われました。また県内でも、近年、道路や上下水道などの老朽化による事故も発生しております。以前、市議会においてもこの老朽化の問題を取り上げた議員も多くいらっしゃいます。老朽化施設の更新や維持・補修には多くの費用が必要だと提言された議員の方もいらっしゃいました。

また、先ほど桑澤議員の一般質問におきましても、交共通施設のマネジメントの重要性や今後の検討、対応の方法などもございました。これらの意見に対しまして、私も全く同感でございます。緊急時の対策費用は最悪借金で賄うことは可能です。しかしながら、それらの工事の設計や現場の監理などは誰がやるのでしょうか。外部に委託することもできます。

しかし、優先順位の決定、施工方法の決定、予算の査定、設計内容の審査などなど、市の職員でなければできない業務もあります。これらのことを現場経験がなく、実際の対応方法を知らない職員ができるのでしょうか。仮に行った場合、その職員の負担は相当なものにな

ると思いますとともに、それを承認する幹部職員は、自信を持って対応することは可能なん
でしょうか。判断を誤り、2次災害を招くといったことはないのでしょうか。これらのこと
を考えると、私は不安でたまりません。

このように土木建築関係の技術者不足は、今後の公共施設の老朽化対策に大きな影響を及
ぼすおそれがあります。しかしながら、これに必要な技術系の採用に対し、応募者は減少を
しているのが現在の状況でございます。

市では、既に手を打たれているとは思いますが、技術系職員の減少とその理由、対応策を
改めて教えてください。お願いいたします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、土木建築などの技術職の不足は公共施設の老朽化対策やインフラ整
備といった市民の安全・安心を守るための事業に支障を来すおそれがある重大な課題と認識
しております。

また、応募者の減少は、建設業界全体での人手不足に加え、民間企業における採用意欲の
高まりや給与水準の上昇など、公務員と民間企業との競合が激化していることが主な要因で
あると考えております。

対応策になりますが、処遇面の改善といたしましては、社会人経験者の採用時の給与に経
験年数を考慮することや、若手職員の給与水準の引上げを実施し、民間企業との給与格差の
是正に努めているところで。

また、採用説明会においては、実際に現場で働く技術職員から公共事業に携わることでの
地域貢献の実感を直接伝えることで、本市で働くことの魅力ややりがいをより深く理解いた
だけるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

既に対応策を進めており、処遇改善も行われているとのことでした。

私も、このような事態が予想され、対応を進めるように在職中に提言した記憶がございま
す。しかしながら、結果は思わしくないように感じております。技術系の方々は那珂市を選
んでいただけていないのが現状です。賃金を民間と同等に引き上げるとか、賃金の不足分を
手当で補うといったことができれば別なんだろうが、これはなかなかできる問題ではない
と認識しております。そして、これからも今と同様の努力をし続けていっても、すぐに解決
できないと思うのは私だけでしょうか。

さらに、技術系職員の不足は那珂市だけの問題ではなく、近隣市町村や県、国も同様の問
題を抱えております。昨年、総務省の官僚の方と公務員の技術者不足問題についてお話をす
る機会がありました。そのときには、各市町村から人事交流で技術者不足を解決できないか

という提案を受けました。そもそも近隣の市町村にも技術者がいない状態ですので、そんなことはできませんよとお答えをさせていただきました。その際に提案をさせていただきました内容ですけれども、近隣市町村や県の土木事務所管内の市町村で技術職の一部事務組合を設置するのはどうでしょうかとお話をさせていただきました。つまり、技術職の人員不足で悩んでいる市町村が一部事務組合を設置し、そこにおのこの技術系職員を出向させ、組織や人材を多くして全体の市町村に対応すると。これができれば技術の承継も可能になるのかなと考えます。

ただ、問題もあります。那珂市単独ではできないんです。これには市長が他の首長に働きかけていただき、関係市町村と協議と合意をまとめていただくような形となります。その後、各市町村議会での議決や知事の許可を得ることになりますので、相当な時間が必要となります。ですので、かなりハードルの高い方法だということは認識しております。

次に提案させていただきたいのは、行政技術経験者による外郭団体の設立の対応です。これは技術職の行政経験のある方を市が出資した一般財団法人に雇用し、そこで委託を行うという方法です。イメージといたしましては、一般財団法人茨城県建設技術公社をイメージしていただければよいかと思います。これですと市単独の設立が可能です。しかしながら、出資に対する議会の議決が必要なのと、委託の方法や内容によって法律違反等がございますので、配慮が必要かなというふうに思います。ですので、これもハードルが高い方法だと考えております。

最後の提案になります。行政技術職を経験した方を対象とした技術職の会計年度任用職員での任用です。

現在、会計年度任用職員に設計や現場の管理などの技術系の任用はない、もしくは少ないという話をお聞きいたしました。これですと年齢などの雇用条件にもよりますが、短期間で人員の確保も可能ですし、さらに経験のある方なので、技術の承継も可能になるほか、市幹部を含め、多くの方々にアドバイスをすることも可能というふうに考えております。

また、週2日から3日の勤務、または繁忙期のみの雇用など、多くのメリットが考えられます。

いずれにいたしましても技術系の人材不足に対する対応、手段を早急にご検討いただきますよう執行部の方々にお願いを申し上げます。

さて、これまで市の職員について、職員の採用、中途離職、会計年度任用職員、さらに今後の対応まで質問と提案をさせていただきました。最後に、今までの諸問題に対する考えについて先崎市長の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

市にとっても技術系の職員の不足は大きな課題、今、渡邊議員からは、自ら市に奉職しておいた経験も交えていろいろなご提言をいただいたと思っております。ありがとうございます。

す。私のほうからは、担当部長から細かいものについては答弁がありましたので、総括的な答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、技術系職員の不足は、那珂市だけの問題ではありません。まず、部長の答弁のとおり、独自に人員の確保に努めていくとともに、ご提案の内容につきましても、その重要性を認識した上で、技術系職員の確保に向け、幅広く考えていきたいと思えます。

さらに、職員の働きがいや職場環境の改善についても継続的に取り組み、選ばれる自治体としての魅力向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

市の職員を取り巻く環境は年々変化し、非常に厳しくなっております。業務は多様化・複雑化しているとともに、住民のニーズも大きく変わってまいりました。このような中で正規職員を募集しても選んでもらえない職種があるとともに、数々の理由により、やむなく途中で離職する職員も増加しているとのことでした。さらに、心身ともに追い込まれ、疲弊している職員も多くいると感じます。

また、物理的な職場環境問題についてのご答弁もございました。文書の保管場所がない、執務スペースの狭隘などの問題が課題だというお話でした。それ以外にも、会議室が少ないとか、食事を取る場所がない、手狭のため市民との対話する窓口ではプライバシーが保たれない、また更衣室が狭く着替えもままならないといった声も以前から聞いております。特に市民の目が厳しくなっておりまして、現在では自席で水分をとっている姿を見られただけでもクレームが来る時代となっております。これについてもご理解いただけていると既に認識をしております。

先ほど市長からございました、私はもともと市の職員でした。この私が、この職員の問題や何かに触れることは、本来は差し控えるべきなのかなと思っておりました。ただ、立場が替わって市民目線で那珂市の市役所の中を見たとき、この技術職の不足というのは、本当に市民生活の安全を考えときに大丈夫なのかなというのを切に感じたところでございます。特に災害復旧などあったとき、もしくは先ほどもありました老朽化対策を今後していくとき、誰が責任を取ってやっていくのかな、委託をするのはできます、頼めばいいんですから、お金を払えばいいんですから。でも、それをするにしても、どこから手をつけていいのか、委託して上がった成果が本当に妥当なのか、そういったことを決めていくのは市の職員であり、その職員がいなくなってしまうのであれば、そもそも我々市民の財産と命は誰が守ってくれるのかなと思ってしまいました。ですので、今回、本来するべきではないと思いつつもご質問をさせていただいたところでございます。

今回の一般質問で職場環境に関する問題についても既に理解をされているということが認識できました。ちょっと話が今の部分とは離れますけれども、職員の職場環境に関して言え

ば、この問題を取り残さずに解決できる方法は市の行政施設の一部の機能移転だけではないのかなと感じます。ぜひこの問題を取り残さず、職場環境、那珂市を選んでもらえるように、那珂市の職員がここを離れることがないように、ぜひご検討いただければと思います。

そして、さらに何度も繰り返して申し訳ございません。市民の生命、財産を守る道路、上下水道、避難所を含めた公共施設等の老朽化対策は今後の大きな課題であり、それを解決するには、お金と人が必要なのは十分ご理解いただけたのかなと思います。

そして、この人を育てるには時間と経験を与えることが必要なのは、あえて申し上げる必要はないかと思います。市民の生命、財産を守る基本の基の部分の早急なご検討と実行を切にお願いいたしまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告5番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 本日は、議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日3月6日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時57分

令和8年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月6日）

令和8年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和8年3月6日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 1号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市職員定数条例の一部を訂正する条例
- 議案第 5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第14号 那珂市空家等対策の推進に関する条例
- 議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第17条 令和8年度那珂市一般会計予算
- 議案第18号 令和8年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第21号 令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算
- 議案第24号 市道路線の認定について

議案第25号 市道路線の廃止について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	大和田和男君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	富山豪君
11番	花島進君	12番	寺門厚君
13番	木野広宣君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 農務局長	澤嶋克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに搭載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに搭載しておりますので、タブレット端末等でご参
照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

議員各位に申し上げます。

昨日の本会議一般質問中において、不適切な発言や行為が見受けられましたので、本日、
議員に対し厳重に注意を行いました。

那珂市議会会議規則第153条において、何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議
事の妨害となる言動をしてはならない。また、那珂市議会会議規則第151条においては、議
会の品位を重んじなければならないと規定されておりますので、会議中は静粛にお願いいた
します。

なお、議場の秩序を乱す議員があるときは、地方自治法第129条の規定に基づき、議長の
裁量により発言の禁止、議場外への退去を命じる場合がありますので、ご承知を願います。

◎一般質問

○議長（大和田和男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

会議中は静粛をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いをいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（大和田和男君） 通告7番、花島 進議員。

質問事項 1. 学校給食無償化について。2. 道の駅関連道路整備について。3. 上下水道の整備について。4. 学校体育館の空調について。5. 国民健康保険税について。6. ゴミ収集の変更について。7. 指定管理者制度の契約について。8. 中部電力の基準地震動データ不正について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔11番 花島 進君 登壇〕

○11番（花島 進君） 今回の一般質問で8項目通告いたしました。5番目の国民健康保険税については議案審議の中で扱いますので、今回の一般質問では質問を控えさせていただきます。

では、早速始めさせていただきます。

まず第1、学校給食費の無償化について伺います。

近年、学校給食費を無償化したり、半額補助する自治体が増えています。給食も教育の一環と考え、義務教育の重要な一部として無償化する考えが広まっているのでしょうか。

那珂市も一定の給食費補助を行っていますが、国も地方自治体の給食費無償化を支援する政策を取るようですが、具体的な計画を聞いていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

国では、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減のため、給食費負担軽減交付金を創設し、県を通じまして市町村へ交付されることになりました。

負担の割合なんですけれども、国が2分の1、県が2分の1で市町村の負担はございません。

支援の対象ですが、公立の小学校で交付される基準額は、児童1人につき、月額5,200円となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 今のお話では、公立の小学校児童当たり月額5,200円ということで

すね。そうすると中学校生徒には補助がありません。小学校の補助額も現行の費用には不足しています。どのように計画していますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、今回の支援策においては、中学校の給食費については含まれておりません。

国では、中学校における給食実施状況や課題の整理を行いまして、今後検討するとされております。

本市の対応といたしましては、国の支援策に基づき、令和8年度から小学校の給食費を無償化することとし、引き続き中学校においては、現行どおり給食費を徴収する予定でございます。

中学校の給食費無償化については、国の今後の検討結果を踏まえまして、慎重に対応してまいりたいと考えております。

さらに今年度から本市独自の、いい那珂子育て給食費支援事業として、児童生徒1人当たり月額1,500円の補助を行っております。中学生に関しましては、引き続き月額1,500円の補助を継続いたします。

なお、小学生の国の支援額5,200円は、現在の給食費4,300円を900円上回ることとなりますが、市の支援額、1,500円と差し引きますと600円は不足となっております。この不足分について、市では引き続き補助を行い、今後も質を損なうことなく、安全・安心な給食を提供していけるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 分かりました。

普通の食事ができる生徒はいいんですが、不登校の生徒は、まず給食を食べないことがあります。それから、アレルギーがある生徒の食事は、通常よりコストがかかりますが、それらの対応方針はいかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、不登校の児童生徒につきましては、保護者からの申出があった場合、給食の提供を休止し、その際の給食費は徴収しない対応をしております。

次に、アレルギーをお持ちの児童生徒についてですが、医師の意見書などに基づきまして、アレルギーの種類に応じまして、牛乳やパンの主食の提供を休止する対応をしております。その際の給食費については、減額する措置を講じております。

なお、今回の国の支援策を受けまして、給食を食べない児童生徒への金銭給付などの支援につきましては、本市としては現時点では考えてございません。

以上になります。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 分かりました。

次の質問に移ります。

道の駅関連道路整備についてです。

現在計画中の道の駅近くのバードライン整備計画について、私が見ますと、過剰に立派な道路を造る計画のように見えます。

ひたちなか市の33メートル道路よりは狭いようですが、なぜそのような計画なのでしょう
か。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

バードラインの整備計画につきましては、主要地方道那珂インター線から国道118号まで、延長約2,200メートル区間を幅員27メートルに拡幅するものでございます。

道路構成といたしましては、道路構造令や那珂市自転車道ネットワーク計画に基づき、車道の4車線化及び車道の両側に歩道、自転車道を整備してまいります。

現在の進捗状況につきましては、令和6年度より用地買収を進めており、道路用地の取得率は約40%でございます。また、道の駅の開業を見据え、令和8年度より工事に着手する予定をしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） この道路構造令というのは、ちょっと知らないのですが、最近資料を入手しました。これについては今後勉強してみますが、自転車道について車道脇の路側帯を広めを取るだけで十分だと思いますが、道路の整備基準との関連で、国の補助の関連はどうなっていますか。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

本路線の整備につきましては、茨城県が進めている国道118号の道路整備との整合を図り、那珂インターチェンジへのアクセス向上及び水戸勝田環状道路の一部として、広域的な交通環境の改善等を目指すため、国の防災安全交付金を活用し、整備を進めております。

なお、事業費に対する交付金の補助率は55%でございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 分かりました。

次の質問に移ります。

上下水道の整備について聞きます。

最近見た茨城県の資料では、那珂市は県事業へ統合しない自治体と示されていました。少し前は、検討中ということになっていたと思います。

一方、茨城県の資料では、県で統合を進めるかのような記述があります。その範囲がよく分からないんです。統合を希望する自治体の事業についてだけなのでしょうか。

また、県が進める統合について、那珂市の考えを伺いたい。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

茨城県においては、令和4年2月に策定した茨城県水道ビジョンに基づき、1県1水道の将来の姿を見据えながら、経営の一体化を進めております。令和8年2月現在では、県企業局と統合を希望する28団体で水道広域連携の協定を締結し、経営の一本化に向けて協議を進めております。

本市においては、那珂川及び久慈川の水利権や地下水などの資源を有効活用し、水源の多様性をもって安定供給を行える状況からも、経営統合よりも水源の多様性が発揮できなくなることは、安全面において不安を感じるころでもあり、本市の方針といたしましては、茨城県が進めている水道事業経営の一本化には今回は参加せず、現在の経営体制を維持しつつ、災害時における給水体制の強化や共同発注による営業費用の削減を行うため、隣接自治体との連携を進めております。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 私は、県が進める水道事業の計画というのは、単に統合するだけじゃなくて、いろんな水源の整備とか上水道の整備が含まれているので、災害対応などは非常に脆弱になると思っています。ということで那珂市の考えは私は支持したいと思っています。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

下水道管渠の整備、更生に関してですが、近年、下水道の保守の問題が議論になっています。特にこの間の東京近くのとんでもない事故がありましたよね。

国の資料を見ましたら、2025年9月に総務省が「下水道事業の老朽化対策等」という資料をつくっていることを知りました。その中で「必要な更新投資を先送りすることがないよう、使用料に資産維持費等を適切に反映、集中的な耐震化、老朽化対策等への重点的な財政支援」という記述がありました。これが財政支援というのは一体どういうことなのか、その資料では分からなかったんです。これについて那珂市ではどのように把握していますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

総務省では、下水道事業の老朽化対策としてストックマネジメントの推進をしており、財

政面、人的支援の強化に取り組んでおります。

特に、下水道施設のストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検調査、改築を支援し、施設全体の持続的な機能確保とライフサイクルコストの低減を図るために、国土交通省と連携しています。

国土交通省では、老朽化対策への国庫補助事業として、下水道ストックマネジメント支援制度による計画的な改築事業を対象に、交付事業を行っておりますが、本市の下水道事業は平成元年度から供用開始しており、管渠の耐用年数が50年であることから、改築事業につきましては、令和20年度以降に該当となる事業となりますので、現在、管渠老朽化対策に対する国庫補助事業の実績はございません。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 那珂市の下水道管はまだ古くなっていないので、国が想定する補助事業の対象にはなっていないことかと受け止めました。

次の質問に移ります。

学校体育館の空調についてです。

学校の体育館に空調を設置することが求められていますが、もともと大きな建物であり、断熱もよくないのが普通です。その中で空調を入れることは難しい面があると思います。現在の計画はどうなっていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市内各小中学校への空調設置については、特別教室を優先することとし、令和8年度から3か年をかけて整備を行います。

学校体育館につきましては、教育環境の整備のためだけではなく、災害時の避難所としての機能強化の観点からも空調が必要であると認識しておりますので、学校体育館への空調設備の設置計画策定の期間までは、体育館全体を冷やすものではございませんが、令和8年度から順次、各学校の体育館へ配置される気化熱冷風機で対応したいと考えてございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 記憶をたどれば、2011年の震災では停電が長く続きました。災害対応という面では、電気を使う空調は停電中には使えません。空調を計画するときは、断熱に配慮していただきたいと思います。

現在は、局所空調というんですか、気化熱冷却で済ませるということなので、答弁は分かりました。

先ほど言いましたように、次の国民健康保険税については議案審議の中で受けますので、今回は控えます。

次に、ゴミ収集の変更についてです。

4月から、ゴミ収集の方法が変わります。どのように変わりますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

令和8年4月1日から家庭系ごみの収集につきましては、新たに開始されるプラスチック製容器包装の分別により週1回の収集日が追加されますが、令和7年度まで自治会で実施していただいております発泡スチロールなどの収集におきましては、取扱いがプラスチック製容器包装となるため、発泡スチロールの集積所と収集日はなくなります。

市が収集したプラスチック製容器包装は、大宮地方環境整備組合において、リサイクル可能品の選別後にリサイクル事業者へ引き渡すことになっております。

なお、プラスチック製容器包装を可燃ごみから分けて排出することは、可燃ごみの減量化、資源の再利用及び再資源化をさらに進め、将来にわたり持続的な循環型社会の実現を目指すための取組になります。

次に、可燃ごみの指定袋につきましては、材質及び形は変更いたしません、デザインを一新し、色を緑色から桜色へ変更いたします。

なお、袋の大きさは45リットル、20リットルの袋と、新たに30リットルのサイズを加えました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 今回の変更は、再利用に回すプラスチックごみを増やし、同時に可燃ごみに回すプラスチックごみを減らすというふうに理解しました。

また、プラスチック類の再利用の分類については、大宮環境整備組合からプラスチックごみを受け取る業者に任せられるとの認識でよいでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、プラスチック製容器包装の分別収集の目的は、再利用できるプラスチック製容器包装を増やし、可燃ごみの減量化を図るものです。また、収集されたプラスチック製容器包装は、大宮地方環境整備組合から業者へ引き渡され、再利用されます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 今の答弁で、そのとおりだと思うんですけども、何か私の個人的な印象ですが、こういうふうに集め方が変わるよというときに、その背景の思想をもうちょっと市民によく伝えたほうがいいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

指定管理者制度の契約について伺います。

現在の市の事業で指定管理制度を行っているのは何で、それぞれの契約期間、受託金額について伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

現在、本市において指定管理者制度を導入している施設は、総合保健福祉センター、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎、那珂聖苑の3施設です。

総合保健福祉センターの指定期間は、令和5年4月から令和8年3月までの3年間で、指定管理料は総額9,000万円です。

次に、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の指定期間は、令和6年4月から令和9年3月までの3年間で、指定管理料は総額390万円です。

続きまして、那珂聖苑の指定期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間で、指定管理料は総額1億7,810万円です。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 物価の変化は大きい今日で、3年とか5年の長期の契約、特にそういう長い場合は、契約締結時とその後の物価変動で見込みが外れる場合があると予想されます。それに対する考えはどうなっていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

資材価格の高騰や人件費の上昇などの社会経済情勢の変化は、施設の管理運営に影響を及ぼすものと認識しております。

本市におきましては、各指定管理者と定期的に運営状況の確認や協議を行っております。その上で、社会情勢の変化や賃金水準の変動などの特別な事情により、指定管理料の変更を行っております。また、その取扱いにつきましては、あらかじめ基本協定等に定めております。

引き続き社会情勢の変化を的確に把握し、施設の安定的な管理運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 情勢の変化に応じて適当にというのは変だけれども、適切に契約変更を行えるようにしているということですね。了解しました。

最後の質問大項目になります。

中部電力の基準地震動データ不正について伺います。

この質問の項目に入る前に、今回の一般質問の打合せを行った翌日に日本原電と私花島の間でやり取りがありましたので、若干長くなりますが、そのことをお話します。昨年6月議会の一般質問で触れたことにも関連しています。

昨年、那珂市内で日本原電の状況説明会がありました。その説明会で私から昨年2月5日に起きた東海第二原発の制御室で起きた火災に関連した意見を言い、幾つかの技術データを要求しました。

少し専門的なことを説明します。

東海第二原発では、多数の中性子検出器が原子炉内にあります。それらの感度を較正するために、感度に変化していないとみなせる別の中性子検出器の検出値と比較して較正しているとのことでした。

その較正用の検出器は案内管を通して、圧力容器とその外の間で出し入れできるようになっています。そして較正作業中以外は引き抜いておき、案内管の途中のボールバルブを閉め、圧力容器の中でトラブルがあっても、案内管を通じて放射能を含んだ蒸気や水などが漏れないようにすることになっています。

しかし、何らかの故障で較正用のセンサーが引き抜けなときは、ケーブル類が邪魔をしてボールバルブを閉めることができません。そのようなときに圧力容器のほうで重大な事故が起きると、案内管を通して放射能が圧力境界から外へ出てくるおそれがあります。それを防ぐためにボールバルブが閉められなくても、別のバルブ、日本原電ではシェアバルブと呼んでいますが、それを閉めることになっています。それは火薬の点火で動作し、案内管と内部のケーブルを切断しながら、圧力容器からの漏れがないように塞ぐ装置です。

その火薬点火を制御する装置が制御室にあり、昨年の2月に火災を起こしました。火災の直接的な原因は、ある作業のため火薬を点火しようとしたときに、あろうことか装置内の0.5アンペアスローブローヒューズを10アンペアヒューズに替え、しかもスイッチを30秒程度以上入れたままにしたからとされています。

日本原電は、去年の8月、茨城県に最終報告書を提出しました。ここにコピーがありますが、153ページに及ぶ大きなものです。そこでは根本原因分析を行ったとし、前述のほか、技術伝承の不足、作業者の能力、作業前のチェック体制の不備などが言われています。そして、定格の20倍のヒューズに差し替えた原因を、作業者が0.5アンペアヒューズのままでは、動作によってヒューズが切れてしまうことを嫌がったことにしています。

ですが、私は電子回路の設計の知見から、その分析にとどめてよいのかを疑問に思いました。0.5アンペアのヒューズでは点火できてもヒューズは切れてしまうでしょうが、同時に一度動作したバルブは再利用できないものです。ですから、その交換とともに新しいヒューズ、多分1個1,000円もしないでしょう、そのようなものを入れ替えばよいはずとの疑問があります。

また、元の設計は火薬の点火とヒューズの溶断は時間的に競合するのです。点火前にヒューズが溶断すれば点火失敗になります。

私はヒューズは一般に作動時間のばらつきが大きいので、断になる時間がクリティカルなところに使うべきではないとの認識があったので、その点の検証がなされているのか疑問に

思いました。

日本原電の報告書にはスローブローヒューズ、つまりゆっくり切れるヒューズとしていますが、花島が幾つか調べた範囲では、スローブローヒューズとうたっていても、定格の10倍の電流に対しては最短10ミリ秒程度で切れるものしか見当たりませんでした。当該の回路では、0.5アンペア定格のヒューズに5.8アンペア、つまり11倍以上の電流が流れることになっています。すると目的の電流を流したときに、確実な点火に必要な最短時間がどうなのかが問題になります。

そこで昨年、日本原電が開催した状況説明会で、ヒューズと点火部の部品の仕様を明らかにすることを求めていたものです。それらの仕様上でヒューズが切れる最短の時間が確実な点火に必要な最短の時間を上回っていれば、花島の疑問は危惧であると分かるのです。

日本原電は同日、後日データを示すと言っていました。しかし、いつまでたっても連絡がないので、私が活動している東海第二原発地域科学者・技術者の会から、1月28日、茨城県に提出した東海第二原発中央制御室火災に関する質問・意見書に、この件の疑問について書き加えてもらいました。

その後、日本原電からこの件で説明したいとの連絡があり、先ほど言いましたように2月26日に話を聞いています。2月26日の日本原電の説明では、さきの説明会では、ヒューズの型番、製造会社を示すと言いましたが、設計データなので示さない、点火部も同じとのことでした。また、「8月の最終報告書は、火災に至った原因だけに注目したもの」と言いました。

花島が「報告書には根本原因分析をしたとある。そうであるなら、いろいろな可能性を探った分析でなければおかしい。ヒューズ交換の背景には、元の設計、つまり0.5アンペアのヒューズのままで点火できないことがあったことを知っていたのではないかという疑問が拭えない」と言うと、根本原因分析とは、組織要因など幾つかの定型的な要因を分析するものを業界用語でそう呼んでいるのであって、本当の根本を分析するものではないとのことでした。

結局、日本原電との対話で花島が知ったことは、根本原因分析は根本の分析ではないこと、日本原電は、ヒューズと点火部の仕様について無頓着のまま、8月の報告書にあるようにヒューズ部に鍵をかける、テストは乾電池を行うなど、とんちんかんな対応で過ごそうとしているとのことでした。

同様の装置は東京電力でも使われていて、テストは乾電池で行っているという話も聞き、疑いは晴れるどころかますます強くなりました。

この件の装置は、原子炉のトラブルが二つ重なったときに必要なものです。しかし、それはまれだから重要でないわけではありません。スリーマイル原発事故では、事故時の対応の中で圧力が下がれば自動的に閉まるはずの弁が閉まらず、それに気がつかないでいて大きな事故になりましたし、福島第一原発では、隔離時冷却系が動いていないことに気づかず、メ

ルトダウンに至ったこともあります。そして、中性子センサーが引き抜けなくなるトラブルは女川原発でも起きています。高い信頼性が求められる原発では、まれなことにも確実な対処が必要です。花島の簡単な質問に真っ当に対応できない日本原電の技術力は信用できないと思っています。

さて、質問本体に入ります。中部電力の件です。

今年1月の報道等により、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働に向けた原子力規制委員会の審査において、同社が規定している地震動の件について誤りがあった。ごまかしがあったということですか、それがあったと聞いています。那珂市では事件の経過を把握していますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和8年1月の報道等により、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働に向けた原子力規制委員会の審査において、同社が想定される最大の地震の揺れである基準地震動を過小に、あるいは実態と異なる形で評価し、同委員会へ説明を行ったことを知りました。かつ、中部電力による外部第三者委員会の設置や、原子力規制庁職員による現地立入検査が実施されたことを把握しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 中部電力で原発サイトの基準地震動見積もりに不正があったとされていますが、この件では地震の素人どころか規制機関もすぐには理解できない内容だったと聞いています。専門的なことが分かる内部からの通報が重要であることが分かる例と考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

組織内で起きている不正は、外部から察知しにくいものと考えます。

本市といたしましては、日本原電に対し適正な管理運営ができる体制づくりとして、社員及び協力会社員を含めた関係者同士のコミュニケーションの活性化を図り、相互理解を促進するとともに、職務の重要性、作業内容の透明性に努め、不正実態が発生することがない現場を含めた職場環境づくりを求めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 同様の不正が、ほかの原発でも行われている可能性があります。特に日本原電には過去に悪い実績があります。日本原電東海第二原発の基準地震動データは大丈夫と見ていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

今回の中部電力の事案を踏まえ、福島第一原子力発電所事故の後、原子力産業の自立的かつ継続的な取組の定着を目的に、効果ある安全対策を立案し、原子力事業者の現場への導入を促す組織として、各電力会社及び電気事業連合会などの19法人・団体が構成された原子力エネルギー協議会が、東海第二発電所を含む原子力事業者に対して、基準地震動の選定プロセスと原子力規制委員会へ説明した内容や、基準地震動の代表波策定プロセスの妥当性について調査しましたが、不適切な事案は確認されませんでした。

なお、東海第二発電所の基準地震動は、東北地方太平洋沖地震の知見などを踏まえ、地震の揺れの強さを表す加速度を最大1,009ガルに設定し、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けております。

しかし、能登半島地震において、地震の揺れによる加速度が志賀原子力発電所の耐震設計基準をわずかに上回った事例もあり、また中部電力が設置した第三者委員会の調査結果などの新たな情報を踏まえた上で、原子力エネルギー協議会が実施する基準地震動についての確認結果により、各原子力発電所の基準地震動の妥当性が明らかになってくると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 原子力エネルギー協議会について少し調べてみましたが、結局原子力村と言われている中の団体のように見えます。やはり誠実さと実力に疑問が若干出てきます。

また、規制委員会も含めて、福島事故の後、いろいろ変わって実力が少し上がっているんですが、やはり非常に広い範囲の技術と難しい技術がかかっている原子力の中において、批判的にきっちり見れる機関が日本にはないということが、私はそう思っています。特に特別大きくはない一つの市、那珂市で検証できることは限られていると思いますが、批判的な目を持って原子力政策に臨んでいただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告7番、花島 進議員の質問を終わります。

◇ 鈴木明子君

○議長（大和田和男君） 通告8番、鈴木明子議員。

質問事項 1. 子どもの命と権利を守る性教育と健康支援について。2. 教職員へのカスハラについて。

鈴木明子議員、登壇願います。

鈴木議員。

〔5番 鈴木明子君 登壇〕

○5番（鈴木明子君） 議席番号5番、立憲民主党の鈴木明子です。

初めに、私ごとではございますが、来月より大学院に進学し、地域政策の研究に取り組むことといたしました。学びを通じて視野を広げ、議員として、よりよい政策提案を行い、那珂市の発展に一層尽力してまいりたいと考えております。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

前回の一般質問では、小中学生への包括的性教育について質問させていただきました。その後も未成年者への性暴力についての報道は後を絶ちません。

今回の一般質問では、幼児期からの包括的性教育について質問をしております。

改めまして、包括的性教育とは、人権を基盤とした性の教育です。子供たちが自らの健康や安全について考え、よりよい人間関係を築き、幸せに生きるための選択ができる力を育てるようにする教育です。性の健康世界学会の性の権利宣言ではこのことが明確に記されており、性は心身の健康と幸福と切り離せず、性の健康は身体や精神、社会的に良好で、差別や暴力に遭わない状態で実現されるとあります。

人間らしく、健康で、幸せに生きていくための権利が性の権利であり、それを確かなものにしていくのが包括的性教育です。しかし、その性教育は世界と比べると日本では大きく遅れていると指摘されています。その理由として、様々な背景がありますが、明治時代まで遡ると、明治になって近代の家族の在り方となる家父長制が法的に確固としたものになり、その価値観の下では、異性愛以外の多様な性は認められないし、女性が主体的に考え、行動することや財産を持つこともできなくなりました。そして、戦後の純血教育においては、女性の性を抑圧するような性道徳が重視されました。また、2000年代初頭に起きた性教育バッシングにより、教育現場では性教育はリスクという認識が広まり、自主的な教育が萎縮する失われた20年を招いたと言われ、性教育が遅れる理由になったと言われてしています。

このように様々な歴史・背景がある中で、性教育は少しずつ進み、子供たちを性暴力の被害者にも加害者にもしない、その必要性が求められています。

そこで、現在は幼児期からの性教育が、子供が自分の体を理解し、自分の体は自分だけのものという感覚や人権意識を育てるために重要だと言われてしています。それはプライベートゾーンや、「嫌」と言っているのだということを学ぶことで、性被害やトラブルを予防し、自分や相手を大切にできる態度の土台ができるからです。

また、家族や身近な大人と性について話せる関係性ができると、思春期以降に生じる悩みも相談しやすくなり、心身の健康や幸福の向上にもつながります。

そこで、幼児期からの包括的性教育についての質問になります。

まず、保育所での体と心の学びなどの現状、プライベートゾーンや「嫌」といっていい権利の教育の状況について伺います。また、家庭での性教育についても、今後は働きかけをし

ていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

公立の菅谷保育所における取組ですが、身体測定時やプール活動での着替え時等において、子供たちに対し、ほかの子供や周りの人、知らない人にはプライベートゾーンは見せない、触らせないことを伝えているほか、着替え時には外から見えないようカーテンを閉めたり、ほかの子供からも見えないようパーテーションを設置しております。

また、子供が使用するトイレにつきましては、目隠しシートを貼り、ほかの人から排泄やおむつ替えをしているところが見えないようにしております。

今後は、保護者に対して、お便りや保育参観、保護者会の機会を活用して保育所における取組を共有し、家庭での性教育についても情報発信や助言をまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。様々な工夫をいただいているとのことですね。

また、保護者の中でも子供たちにどのように伝えたらいいのか悩んでいるというお声もお聞きしますので、ぜひ保護者への情報発信、助言など、よろしく願いいたします。

次に、ひまわり幼稚園での体と心の学び、家庭での性教育についての働きかけについて、現状を教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわり幼稚園においては、常日頃からプライベートゾーンについての教育を絵本の読み聞かせやプール時の着替えの対応などの機会を用いまして行っております。

また、今年度は家庭教育学級におきまして、子供の性教育をテーマとする学習会を行いました。学習会では、助産師を講師として招き、子供たちは大切な存在であることを伝える必要性や、子供が性器の名称を口にしたり、性について質問してきたりしたときの対応方法などにつきまして講演を聞いた後、保護者同士の情報交換を行いました。

講師からは、性に関する教育の参考になる絵本を紹介いただくなど、これからの取組としての参考となる情報もいただきまして、非常に有意義な機会となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

園児だけでなく、保護者同士の情報交換を行えたこと、とても有意義な教育を行っていただけだと思っているので、ぜひ来年度以降も継続して行っていってください。

また、性教育も日々進化しているものであり、プライベートゾーンについても、以前は水

着で隠れるところと指導していましたが、現在は水着や体操服で隠れる部分に加え、口もプライベートゾーンであるという認識が一般的になっております。こうした考え方の変化を踏まえ、子供たちが自分や他者の心身の安全を守るために、必要な知識を確実に身につけられるよう、最新の知見や社会状況に応じて指導内容を見直し、柔軟にアップデートしていくようお願いいたします。

性教育は、早ければ早いほど自分の体ってすごい、自分の命ってすごい、大切にするもの、そして同じようにほかの人の体も心も大切ということが当たり前のように素直に子供たちに入っていくものであり、今後も幼児期から小中学生と継続した包括的性教育の推進をよろしくお願いいたします。

次に、緊急避妊薬について質問します。

緊急避妊薬、アフターピルは、避妊に失敗した際、意図しない性行為の後に緊急的に妊娠を避けるために服用する薬剤です。女性の体や心、将来を守る重要な選択肢として位置づけられています。

性交から原則72時間以内に服用し、妊娠を阻止する薬です。主に排卵を遅延、停止させる働きがあり、服用が早いほど避妊率は高まるものです。

今年の2月、先月より一部の指定薬局で、処方箋なしでも購入できるようになりました。全国で約5,400から7,000店舗の薬局、ドラッグストアで取扱いがあり、研修を受けた薬剤師が対面で販売します。購入に年齢制限はなく、その場での服用が必須になります。これは24時間以内の内服で約95%の成功率であり、24時間から48時間以内で約85%、48時間から72時間以内だと約58%と時間経過とともに効果が急激に低下するため、入手してすぐ飲むことが最も確実な方法になるからです。

市内で、緊急避妊薬が購入できる薬局を把握しているのかお聞きします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

緊急避妊薬につきましては、先ほど議員からもご紹介ありましたが、これまで医師の処方箋が必要な医療用医薬品でありましたが、緊急に服用する必要がある医薬品であることから、国において検討が行われ、医師の処方箋がなくても薬局等で購入できる要指導一般医薬品へ転用が承認され、令和8年2月2日から販売が開始されたと認識をしております。

なお、緊急避妊薬が購入できる薬局につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、購入可能な薬局及び対応可能な薬剤師の一覧が定期的に更新・公表されており、閲覧することで確認が可能となっております。

令和8年2月20日現在、市内で緊急避妊薬が購入できる薬局は7か所あることを把握してございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

今後も随時更新などもあると存じますので、市民からの相談などがありましたらご返答できるよう、担当職員間での情報共有をしていただければと存じます。

では次に、市では緊急避妊薬が処方箋がなくても購入できるようになったことへの周知方法についてどのようにお考えですか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

緊急避妊薬につきましては、予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性にとって重要な医薬品であると理解をしております。しかし、現在のところ緊急避妊薬は適正な販売と適切な利用のために、研修を受けた薬剤師が販売することとなっており、全ての薬局において手軽に購入できるものではありません。

また、緊急避妊薬の内服後における女性の体を守る観点からも、薬局と医療機関などの関係機関の連携は重要なものと考えます。

現時点では、薬局での販売開始からまだ日も浅く、国や県並びに医療機関や薬局などの動向を注視する必要があると考えており、市での緊急避妊薬の周知につきましては考えてございません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 緊急避妊薬は飲んだら終わりというのではなく、服用後の心身のケアまで含めた支援体制の整備が不可欠であります。思いがけない妊娠の不安や葛藤、対人関係や生活への影響など精神的負担は大きく、適切な情報提供とともに、継続的な相談支援を受けられる環境を確保する必要があります。予期せぬ妊娠や性暴力被害などに悩む方が、安心して利用できる相談窓口の一層の充実、強化をお願いいたします。

必要に応じて、医療的ケア、精神的ケア、福祉的支援、法的支援が必要になる方もいらっしゃることもありますので、緊急避妊薬が利用される方が孤立することなく、支えられる社会の構築をしていただきたいと存じます。

また、先月から販売方法が変更になったことをきっかけとして、学校での命の授業の開催などを行うこともご検討いただきたいと存じます。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチン、以降HPVワクチンと呼ばさせていただきます。こちらについてお聞きします。

予防接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはないということを前提に続けさせていただきます。

HPVワクチンは主に、性交渉で感染するHPVの感染を防ぎ、将来の子宮頸がんを80%から90%予防する有効な手段です。小学6年生から高校1年生相当の女子は、公費で接種でき、最大3回の接種で完了するワクチンです。接種状況と推移についてお伺いします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）は、本市におきましては、中学校1年生から高校1年生の女子を定期接種の対象として実施をしております。

このワクチンは約6か月の間に2回または3回の接種を行うことになっております。そのため、本市の接種状況につきましては、1回目の接種を受けた方の接種率についてお答えいたします。

令和6年度の接種率は23.7%となっております。なお、令和4年度からHPVワクチンの積極的勧奨が再開されており、接種率は令和4年度が4.8%、令和5年度が14.8%と少しずつではございますが上昇してきております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

徐々が増えていくということですが、まだまだ高い数値とは言えません。

以前もお伝えいたしましたが、日本では子宮頸がんは年間約1万1,000人の女性が新たに罹患し、約2,900人が亡くなっています。20歳代から30歳代の若年女性が増加傾向にあり、子宮を失うケースも年間約1,000人に及びます。そして子宮頸がんはほかのがんと大きく異なり、ワクチンの接種で8割から9割の予防ができます。法律で定められた接種年齢は小学校6年生からであり、ほかの自治体でも小学校6年生からの接種を行っています。これは、性交渉を経験する前に接種することで、子宮頸がんの最大原因であるHPVへの感染を高い確率で防げるためであり、また、若い年齢ほど最も免疫が付きやすく、効果が長持ちするとされているためです。

しかし、本市では中学1年生からが接種対象となっております。中学生になってからの接種は、さらに子供たちが多忙となります。中学入学前までの準備の一つとして、1回目の接種が法律で定められた小学6年生からできるようにすることで、接種率の向上にもつながるのではないかと考えます。法律上の接種対象年齢と標準接種期間について改めて議論し、速やかに検討を行っていただきたいと強く要望いたします。

次に、対象者へはどのようにHPVワクチンについて情報提供を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

接種対象となる中学1年生とその保護者に対し、予防接種に必要な予診票と併せて、予防接種の効果と副反応などが記載されたリーフレットや、接種できる医療機関の一覧などを送付しております。

また、市ホームページにもHPVワクチンに関する情報について、厚生労働省のホームペ

ージをリンク先として表示し、必要な情報が得られるよう努めております。

定期接種の最終年度となる高校1年生の未接種者に対しては、はがきによる接種勧奨を行い、そのはがきにも市や厚生労働省のホームページのQRコードを記載するなど、予防接種についての情報が得られるよう案内をしております。

さらに今年度におきましては、那珂高校と水戸農業高校にご協力をいただき、在籍する高校1年生へHPVワクチンについてのリーフレットを配付いたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

様々な工夫をされていて、広く周知を行ってくださっていると存じますが、最終学年の高校1年生の接種率は、那珂市では34.6%であり、全国の高校1年生相当の接種率が約41.9%から50%程度ということから見ても、残念ながら下回っていると言わざるを得ません。70%近い接種率である自治体に確認したところ、校長会や教頭会、養護教諭の会などで、HPVワクチンの必要性を担当課から説明する時間を複数回設けたり、学校の年間スケジュールを共有し、大会や行事などに被らないように市内の病院に協力を依頼して、休日接種の取組を年に数回行ったりと、工夫しているという話も伺いました。

命を守るために、まだまだできることはたくさんあります。市民誰一人も知らなかったということで後悔するということがないよう、先進事例を参考にし、今後も引き続きより活発な周知活動をよろしく願いいたします。

そして、様々な方面からの周知ということが必要だと考えています。そこで、毎年各学校で作成されている保健調査票の実施済み予防接種欄にHPVワクチンが掲載されているか、お聞きします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

毎年、各学校におきまして作成、更新しております児童生徒の保健調査票につきましては、実施済みの予防接種について母子健康手帳から転記していただく欄がございます。

現在、この欄には麻疹、風疹、水痘、3種混合などの主要な予防接種の名称があらかじめ印字されておりますが、HPVワクチンについては掲載されておられません。

なお、この保健調査票の様式については、茨城県学校保健会において、茨城県保健体育課からの指導や、各専門医が参加する保健調査票検討委員会におきまして、掲載項目の検討を行った上で作成しているもので、現時点ではHPVワクチンの掲載の予定はないとのことでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） HPVワクチンは、那珂市では母子手帳に平成25年度から掲載が開始

されていますが、子供が小学生、中学生と育っていく中で、母子手帳を見る頻度は少なくなっていくと思います。予防接種は子供たちだけへの周知だけでなく、保護者への周知ということも必要になります。

厚生労働省の調査によると、小学6年生から高校3年生相当の女性では自発的に調べる人は少なく、特に低年齢層では母親からの情報が全てという人も多く、また小学6年生から高校3年生相当の女性の母親では、公的機関からの案内を読んで、それ以上は調べない人が多いという調査結果も出ています。そのような理由からも、毎年1回、学校と家庭で共有される保健調査票にHPVワクチンの記載をすることで、接種機会の周知ができるようになるのではないかと考えます。

また、茨城県保健体育課に問い合わせた後、文部科学省に確認したところ、保健調査票は法的な縛りはなく、学校の設置者レベルで項目の追加修正など可能であり、現在掲示しているものはあくまで参考例であるという返答をいただいております。

那珂市の小中学校の設置者は那珂市です。これは、大きな予算をかけずともできる、市民の命を守る工夫の一つであります。ぜひ、保健調査票へのHPVワクチンの記載を求めます。

続きまして、男性へのHPVワクチン接種についてですが、男性へのHPVワクチン接種は、自身の肛門がん、中咽頭がん、尖圭コンジローマなどのHPV関連疾患を予防し、さらにパートナーへの感染を防いで子宮頸がんの撲滅にも貢献する重要な対策です。

男性のHPVワクチン接種は、自分と未来の大切なパートナーを守るために必要な予防医療です。男性へのHPVワクチン接種の費用助成についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

男性へのHPVワクチンの接種は、HPV（ヒトパピローマウイルス）への感染が原因となる肛門がんなどの疾患を予防するとともに、性交渉による女性へのHPV感染を予防するなどの効果があるとされております。

令和2年には4価、令和7年には9価のHPVワクチンの男性への接種が薬事承認されております。

令和7年5月の県の調査では、県内7つの市と町で男性のHPVワクチン接種の費用助成を実施しております。

現在、国においてHPVワクチンの男性接種における安全性や費用対効果について分析を行い、定期接種化に向けた検討がされております。

本市では、現在のところ、男性への接種費用の助成は予定しておりませんが、国及び近隣自治体の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 国及び近隣自治体の動向を注視していくとのことですが、全国的にも

男性へのHPVワクチン接種助成を実施する自治体が増えてきております。例えば、水戸市をはじめ茨城県内では龍ヶ崎市、大子町、土浦市、石岡市、鉾田市、河内町など7市町が小学6年生から高校1年生相当の男子を対象に助成を開始しており、隣接する水戸市民であれば公費支援を受けられる状況です。

一方、本市にお住まいの場合、こうした機会が得られず、住んでいる地域で守られた命があるか否かが決まるというような事態は避けなければなりません。市として市民の体と命を守ることは最優先の責務であり、HPV関連がん予防のための男性接種助成を早期に導入し、全ての市民が安心して健康を維持できる体制を構築すべきと考えます。

この項目において、様々な提案、要望をさせていただきました。

そこで最後に、市民の命を守り、子供や若者が自らの健康と将来について主体的に考えられるよう、包括的な支援について市長のお考えをお伺いします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 鈴木議員におかれましては、ご自分の看護医療に関わった経験、あるいは子供たち、若者と接する中での貴重なご意見をいただいたと思っております。

性教育、あるいは緊急避妊薬、そしてHPVワクチン、それぞれの観点からご意見をいただきました。ありがとうございます。貴重な提言として受け止めさせていただきます。

細かい部分は部長のほうから答弁しましたので、総括的な答弁を申し上げます。

子供や若者の健やかな成長を支えることは、社会における重要な責務であると考えております。特に、女性特有の健康課題を含め、心身の発達段階に応じたきめ細やかな支援が重要であると認識をいたしております。

今後も本市においては、保健、保育、教育、医療などの関係機関が協力して、正しい知識の普及から相談体制の充実、必要な医療との連携など総合的支援ができるように、地域社会全体で支える体制を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 力強いお言葉をありがとうございます。

今後も、ぜひ絶え間ない支援をよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

昨今、カスタマーハラスメントは民間企業だけでなく、自治体窓口や医療機関など、あらゆる現場で深刻な社会問題として顕在化しており、職員の心身の健康やサービスの質に直接影響を与えています。

昨日の渡邊議員の一般質問でもありましたが、市職員の中途離職の一因に、住民対応への精神的負担もあるという旨の答弁も見られ、現場の職員を守りながら市民サービスの質を維持向上させることが重要であります。

本市ではカスタマーハラスメント対策が進んでいると存じますが、どのような経緯があり、

対策することになったのか教えてください。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

近年、長時間の執拗なクレーム、暴言や人格否定、不当な謝罪要求などにより就業環境が害される、いわゆるカスタマーハラスメントが全国的に増加傾向にあり、その対策が急務となっていたことから、国は昨年6月に法律を改正し、事業主にカスタマーハラスメント対策を義務付けました。

本市におきましても、行政として誠意を持って対応しているにもかかわらず、執拗に無理な要求を繰り返すといった事案が複数発生していたことから、カスタマーハラスメントに対する市職員の心理的な安全性を確保し、個人ではなく組織一丸となって毅然とした対応ができるよう、昨年10月に市職員を対象とした対応マニュアルを策定いたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 昨年10月より市職員を対象とした対応マニュアルを策定したとのことですが、どのような対策をしていますか。今後はどのような対策が予定されているのか教えてください。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

カスタマーハラスメントに対する職員の対応力向上と組織的な対応体制を構築するため、マニュアル策定に併せまして、管理職を対象とした説明会を開催し、具体的な対応方法などについて共有し、理解を図りました。また、庁舎や市内の施設には、国や本市が独自に作成した啓発ポスターを掲示し、来庁者にご理解とご協力を呼びかけております。加えまして、カスタマーハラスメントの抑止と事実確認に有効とされている電話録音装置につきましては、本年5月の導入に向け、現在準備を進めているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

マニュアルを策定し、ポスターも市内で見かけることが多くなり、今後は録音装置についても準備を進めているということですね。

そのほか、職員への対応方法の教育、相談しやすい環境づくり、被害を受けた場合のケアを適切にスムーズに行うなど、実効性のある運用体制を整えることこそがカスハラ対策の要となります。そして、一人一人の職員がどこまで対応し、どこからは線を引いてよいのかを安心して判断できるよう支援し、組織として職員を守り抜くという明確なメッセージを発信していくことが、市民サービスの質を守り、結果的に市全体への信頼向上にもつながると考えます。

市民サービスを充実させるためには、職員の心身の健康はとても大切なことであり、市民の方々と良好な関係を築き、無理な要求には毅然と対応する組織的な対応をぜひ今後も進めていってください。

そして現在、企業のみでなく学校におけるカスタマーハラスメントが問題となっております。教職員へのカスタマーハラスメントは、保護者や地域住民から指導の範囲を超えた暴言、土下座の強要、頻繁な深夜電話などの理不尽な要求を受け、教員の心身が疲弊する深刻な問題です。教師の休職や若手の離職を招き、教育の質低下に直結するため、学校組織、教育委員会による組織的対応や法的介入が急務となっていると言われていています。

教職員と保護者や地域住民との良好な関係を築くために、どのような状況であるかお聞かせください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

教職員の働き方改革の取組の一つとして、放課後及び休日の電話対応軽減のため、令和3年11月から市内各小中学校において留守番電話を導入いたしました。

具体的には、小学校においては平日の午後5時半から、中学校においては部活動最終下校1時間後から翌日の午前7時30分までを留守番電話対応として、教職員が勤務時間外に電話対応により超過勤務となるようなことがないようにしております。

また、学校だけの判断では対応が難しい事例が発生した場合には、教育委員会と連携しまして、法務相談など専門的な助言を受けることができる体制を整えております。

さらに、教職員への過剰な苦情や不当な要求に対応する取組として、今年度から次年度にかけて、各学校の電話に録音機能を設置することといたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

電話対応の時間を制限していること、また専門的助言を受ける体制の整備を行っており、今年度から次年度にかけて各学校の電話に録音機能を設置するとのことですね。徐々に対策が取られていることと考えます。

また、さらには面談の複数人対応や対応は原則30分以内とすること、また、段階的対応の徹底、教職員のケア、法的措置、警察通報などの対策を明確化した対応ガイドラインを策定することも必要かと考えます。対応ガイドラインを学校全体で共有し、教育委員会として理不尽な要求やハラスメントから教職員を守るという強い姿勢を内外に示していくことが重要だからです。

また、ガイドラインを策定した後は、運用状況を定期的に検証し、現場の声を反映して見直しを行い、机上のルールにとどまらない実効性ある仕組みへと育てていってほしいと存じます。そのことが安心して教育活動に専念できる環境づくりにつながり、結果として、子供

たちに対する教育の質を守ることに直結すると考えます。

最後に、このような学校における取組をどのように周知しているのかを教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和3年の留守番電話導入時には、放課後などの勤務時間外の電話対応が留守番電話となる旨を在校生の保護者に通知をしております。

このたびの録音機能設置については、前回と同様に録音機能を設置したことについて、全ての保護者にお知らせする予定でございます。その際には、併せまして教職員と地域、保護者の皆様からのご要望などに学校が適切に対応できるよう、教職員とのよりよい関係づくりにもご配慮をお願いする内容の文章を加えまして周知する予定であります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 対応のルールや守るべき線引きを明らかにすることで、保護者や地域住民との間で共通認識が生まれ、不要なトラブルを未然に防ぐことができ、結果的に健全な協力関係の構築につながります。

教職員が安心して教育に専念できる環境を整えば、子供たちに向き合う時間とエネルギーを十分に確保でき、教育の質の確保、向上にもつながるため、よりよい効果的な周知方法を行って行ってください。

本日の一般質問では、幼児期からの包括的性教育の推進、緊急避妊薬に関連した相談体制の充実や命の授業の開催、HPVワクチン接種の促進と男女双方への支援など、自らの心と体を尊重し、将来について主体的に選択できる環境づくりや教育の質の確保、向上について提案、要望をさせていただきました。

市長からも保健、保育、教育、医療などの関係機関が協力し、正しい知識の普及から相談体制の充実、必要な医療との連携など、総合的な支援を地域社会全体で進めていくとのご答弁をいただくこともできました。

命と健康、そして一人一人の尊厳を守る取組は、一度の制度改正や1回きりの施策で終わるものではなく、状況の変化や新たな課題に応じて常に見直し、更新し続けていくことが求められます。

どうか今後も全ての市民が自分の体は自分のものと安心して言える社会、市民誰一人として、情報不足や支援不足の中で後悔を抱えることのない那珂市の実現に向けて、関係部局が連携しながら、切れ目のない包括的な支援を一層推進していただくことを強くお願い申し上げます。

市民の命と権利を守るまちづくりへの揺るがぬ決意を共有させていただき、私、鈴木明子の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告8番、鈴木明子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（大和田和男君） 再開をいたします。

◇ 寺 門 勲 君

○議長（大和田和男君） 通告9番、寺門 勲議員。

質問事項 1. マンホールトイレについて。2. 新一年生プレクラス導入について。3. 小中学生の視力低下について。4. 児童・生徒の紫外線対策について。5. 小中学校の落雷事故防止対策について。

寺門 勲議員、登壇願います。

寺門 勲議員。

〔7番 寺門 勲君 登壇〕

○7番（寺門 勲君） 議席番号7番、寺門 勲でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、地域防災力の充実、強化の観点から、マンホールトイレについてと児童生徒の安心安全について質問をさせていただきますので、執行部の皆様の明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、マンホールトイレについてお尋ねいたします。

令和7年第3回定例会で、災害発生時のトイレの確保、簡易トイレの備蓄状況について一般質問をさせていただきました。

災害発生時に心身の健康を維持するには、早急にトイレ機能を確保することが必要であり、改めて災害時のトイレ環境は重要な課題であると認識をいたしました。引き続きいつ起きるか分からない災害に備えて、災害時のトイレの確保体制を進める必要があります。

そこで幾つかある災害用トイレの組合せの一つとして、活用が確保できるマンホールトイレについて伺ってまいります。

まず、災害用マンホールトイレとはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

マンホールトイレとは、災害時においても、日常を使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できるという特徴がある非常用トイレになります。

災害時に下水道管路のマンホールの上部に、便器及び仕切り施設などを設置し、迅速にトイレ機能を確保する設備になります。

従来の仮設トイレと異なり、し尿を下水道管路に流下させることができるため、衛生的であり、臭気が軽減され、継続利用ができる点が大きな特徴になります。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 本日は、議長の許可をいただきまして、マンホールトイレのイメージ図を、議員の皆様にはタブレットに、傍聴者の皆様には資料をお配りさせていただきました。

日常使用しているトイレに近い環境や感覚が素早く確保できるということが分かりました。

そこで、災害が起きた場合、本市における地域の状況に応じた整備や、被災直後の一時的な使用や長期間の使用など、避難時期を考慮する必要があると考えますが、マンホールトイレにはどのような形式のものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

マンホールトイレには大きく分類して、本管直結型、流下型、貯留型の3種類がございます。

本管直結型につきましては、下水道本管に直接接続するもので、既存のマンホールの上部に便器及び仕切り施設などを設置するものになります。

流下型につきましては、あらかじめ避難所等の施設内にマンホールと下水道管路を設け、下水道本管に流すものになります。

貯留型につきましては、流下型同様に、あらかじめ避難所等の施設内にマンホールと下水道管路を設け、一定量の汚水量を貯留した後、下水道本管に流すものになります。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

3種類あるとのことですが、それぞれの形式のメリットとデメリットをお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

本管直結型のメリットにつきましては、下水道に直接排出できるため、上流から流れてくる下水を利用することでトイレ用水を確保する必要がなく、既に設置されているマンホールを有効活用できることになります。デメリットにつきましては、放流先の管路が被災している場合は使用できないことになります。

流下型のメリットにつきましては、あらかじめ公共施設などの施設内に設置していること

から、使用者が安全・安心に使用できることや管路が小口径で済むこととなります。デメリットにつきましては、放流先の管路が被災している場合は使用できないということになります。

貯留型のメリットにつきましては、一時的に貯留する機能を持たせるため、放流先の管路が被災していても使用が可能なこととなります。デメリットにつきましては、貯留するための貯留槽や管路を大口径にする必要性があり、本管直結型や流下型と比較しますとコストがかかることとなります。

以上となります。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） それぞれの形式によって特徴が異なっていることが分かりました。

次に、マンホールトイレの設置基準は示されているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

国土交通省より、マンホールトイレの整備、運用のためのガイドラインが示されております。

ガイドラインにつきましては、マンホールトイレの有用性や整備、運用の考え方、さらには過去の経緯を踏まえた被災者が使いたいと思う快適なマンホールトイレの整備の在り方などが示されたものになります。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） そこで、国においては、マンホールトイレの整備、運用に関するガイドラインを公表しているとのことですが、使用想定人数の目安や要配慮者への配慮などが示されているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

マンホールトイレについては、避難所の避難者収容人数を使用想定人数として必要基数を算出するものになります。避難所の居住エリアの近くなど、夜間でも利用しやすく、人目につきやすい場所に設置し、男性用、女性用に分け、その運用につきましては、女性用トイレを男性用トイレよりも多くし、また車椅子の方でもアクセスできる配置にするなど、安全性や快適性を高める配慮が必要となります。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

マンホールトイレは、災害時のトイレ環境の改善に有効と思われませんが、本市のマンホールトイレの設置状況はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

現在、本市においてはマンホールトイレの設置はございません。
以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

そこで那珂市の拠点避難所の下水道への接続状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

本市の拠点避難所6施設のうち、ふれあいセンターよこぼり、中央公民館、ふれあいセンターごだい、那珂総合公園、総合センターらぼーるの5つの施設につきましては、公共下水道に接続されております。また、ふれあいセンターよしのの1施設につきましては、農業集落排水に接続されております。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

マンホールトイレについて最後の質問になります。

フレキシブルなトイレとして普及している災害用マンホールトイレの整備を推進すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、市内には現在マンホールトイレを設置している施設はございませんが、毎年のように災害が発生している昨今、本市においても例外でないことから、多くの人が集まる拠点避難所には、衛生的な生活環境を確保することが重要であると考えております。そのことからマンホールトイレの設置に向け、本年度実施設計を発注しており、来年度より拠点避難所6施設への貯留型マンホールトイレの整備を順次進める予定としております。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） ありがとうございます。

今後も市民の安全・安心を最優先に、適切な場所に確保し、多様な視点に配慮した快適で清潔なトイレを提供できるよう、よろしく願いいたします。

本年2月に、日立市で行われた災害用マンホールトイレの現地視察会に参加してまいりました。

災害時にマンホールトイレを円滑に使用するために、平常時と災害時の管理体制を確立し、日常の維持管理や市民への周知、防災訓練での設置訓練などを行うことが重要であると感じました。

導入に向けては、市内の地域間のバランスなどを勘案し、また、庁内関係部署が相互に連携して取り組むことが大切であると思います。

いずれにせよ、市民の皆様の災害時の負担と不安を少しでも減らし、健康を守り、明日への活力を養うために、しっかり取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に、児童生徒の安心安全について質問をさせていただきます。

まず初めに、新1年生プレクラスの導入についてお伺いいたします。

来月4月には、市内の小学校で令和8年度の入学式が挙行されます。

小学校入学を控え、お友達と一緒にのクラスになれるかなとか、どんな先生だろうとドキドキしているお子さん、保護者の方も多いのではないのでしょうか。

小学校入学して間もない4月、5月はずい最近まで幼稚園だった子が1年生になって、座席に座っているのも難しい時期だと思います。このような中、子供を取り巻く環境が大きく変化する小学校1年生のクラス編制は、どのように判断して決定しているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校1年生のクラス編制につきましては、例年、各小学校において、出身幼稚園や保育園からの情報、就学児健診や保幼小中連携事業による小学校体験時の様子などの情報を元に、総合的に判断して決定しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

1年間、毎日過ごすクラスなので、子供たちの可能性が広がるように、そしてたくさんのお話を学べるように、引き続き最適なクラス編制をお願いいたします。

小学校1年生のクラス編制をする際、児童の様々な特性や発達段階を考慮して、バランスよく分けると思います。ですが、いざスタートすると、全く違う特性が見られたり、落ち着きがなくなったりする子が出てくる場合があります。そうしたときに、経験豊富な力量のある先生が担任だったらよいのですが、経験の浅い若手の先生が担任の場合、1年間クラス運営に悩むことにもつながります。

そこで小学校1年生の担任の経験年数等の基準はあるのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校1年生の担任の選定におきましては、経験年数等の基準はございません。各クラス

の担任につきましては、各学校に配属される教員が決定した後、学校長が各学年の生徒の状況等を踏まえまして決定しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

そこで、きめ細やかな安定した学級運営につながると期待されるプレクラス制度は、小学校1年生の4月に仮の学級を編制し、その期間中の児童の様子や相性を把握した上で、5月に正式なクラスを編制し直す制度です。

東京都港区が小1プロブレム対策や、多様な背景を持つ児童へのきめ細やかな対応を目的に、令和7年4月から全区立小学校で導入を決定したと報道されました。

プレクラス制度導入により、教員等が児童の特性や発達段階の理解を深めた上で、学級編制を行えるため、学年体制でのきめ細やかな指導が可能となり、安定した学年、学級経営につながるとされております。

子供たちがより安心し、楽しく学校生活を過ごせるようにすることは、義務教育の土台として大変重要であると考えます。

そこで、本市でも導入を検討していただけないか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市におきましては、保幼小中連携事業により、市内の幼稚園・保育園などとの連携体制を整えていること、就学児健診や小学校体験、新入学時の説明会など、保護者や児童が入学予定の小学校へ訪問し、各校の教職員と接触する機会を持っていること、1年生のクラスが1クラスとなる学校が複数存在することなどの理由から、当制度の導入は検討してございません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 新しい人との出会いの中で、様々な刺激を受け、子供はより大きく成長していきます。また、異なる環境に適応していくことで子供の社会性を伸ばしていくこともできます。

小学校1年生の場合、生まれ月による差も大きいため、4月生まれの子供と3月生まれの子供のバランスを取っていただき、引き続き児童一人一人の特性を理解し、対応していただきたいと思っております。

次に、小中学校の視力低下について伺います。

近年、パソコンやゲーム機が普及し、さらに各世帯でのスマートフォン保有率は90.5%、タブレット型端末保有率は37.7%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透しております。

かつてないほどの近くを見る生活環境になっていますが、目の進化は時代の変化に追いついていないと言われております。子供たちの生活は時代とともに目まぐるしく変化しておりますが、子供たちの視力に関する状況と対策についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和7年度茨城県学校保健統計調査結果によりますと、裸眼視力1.0未満の者の割合は、小学校が34.4%、中学校が60.5%となっております。全国平均と比較をすると、小学校は1.7ポイントを下回っておりますが、中学校は1.1ポイント上回っております。

本市の児童生徒のうち、裸眼視力1.0未満のものの割合は、小学校は32.6%、中学校が54.2%となっておりますので、小中学校とも県平均及び全国平均を下回っている状況でございます。

本市においては、県平均及び全国平均を下回っているとはいえ、裸眼視力1.0未満の割合の児童生徒が一定数いることは確かでございますので、毎年の学校検診における結果を各学校におきまして、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA役員などが出席します学校保健委員会で報告、情報を共有しまして対応を協議しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

平均を下回っているとのことですが、今後も児童の視力低下の予防対策の必要性について認識し、学校全体で実効性のある取組を行うことが重要であると思っております。

人間の情報は、約80%が目から入ってくると言われております。成長過程において、その大切な目は、就学前後の幼児期までにほぼ完成されると言われております。目の成長時期に異常を発見してあげることが子供の将来につながるようになります。

そこで、目の健康に対する知識や周知は行っているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学校検診における視力検査の結果につきましては、保護者に通知し、結果が1.0未満のB判定以下の場合、医療機関への受診を勧めております。

また、養護教諭が作成しております学校保健便りにおきまして、目の愛護デーがある10月に学校全体の視力検査結果を掲載しまして、学年ごとの傾向や注意点、目を大切にするための方法などを併せて周知啓発を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

目の異常は、子供は気づかないことが多く、周りの大人が気づいてあげることが大切です。

そのため、目の大切さの重要を認識していただくための周知活動等を引き続き推進していただけますようお願いいたします。

次に、児童生徒の紫外線対策について伺います。

環境省の紫外線環境保健マニュアルには、紫外線を浴び過ぎた場合には、日焼け、しわ、染み等の原因となるほか、長年浴び続けていると良性・悪性の腫瘍や白内障等を引き起こすことがあります。

また、多くの研究により、紫外線を浴び過ぎると、人の健康に影響があることが分かってきましたと記載されています。このような紫外線の影響は、社会的認知も高くなってきております。

ここで、子供たちに紫外線が与える影響についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 正午になりましたが、このまま議事を続けます。

教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

紫外線が与える影響につきましては、しわや染み、皮膚の老化を早めること、将来、皮膚がんや白内障などの目の病気を発症する可能性が高まることなどが指摘されております。そのため、子供のうちから強い日焼けをしすぎないように注意することが大切だと言われております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

そこで学校での紫外線防止対策が取られているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学校におきましては、紫外線防止対策という形ではなく、熱中症予防対策としまして、気温が高い時期において、屋外活動の時間の制限や帽子の着用や、小まめな水分補給、日陰での休息などを指導しております。

また、希望する児童生徒には、登下校時の日傘や日焼け止めクリームなどの使用、屋外プールでの水泳授業の際に、ラッシュガードなどの紫外線防止効果のある衣服の着用を認めております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

引き続き、各学校がそれぞれの実情に応じて指導していただければと思います。

子供たちに紫外線が与える影響はとても大きいものがあると、改めて認識いたしました。強い紫外線から子供たちの目を守るため、紫外線対策としてサングラスの使用を推奨すべき

と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

登下校時や屋外での運動時など、使用機会を限定する必要があるかと思いますが、着用の必要があり、希望する児童生徒につきましては、登下校時の日傘の使用と同様に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

環境省紫外線環境保健マニュアル内でも、紫外線対策としてサングラスの使用を進めていますが、紫外線防止効果のあるサングラスを適切に使用すると目への紫外線の影響を最大で90%カットすることができるため、サングラスや眼鏡を使用する場合は、紫外線防止効果のはっきり示されたものを選ぶことが大事であるとされております。

学校生活において、しっかりと紫外線から目を守るができるものがないと、かえって危険となってしまう場合もあり、体育や休み時間中の安全面の確保といった視点など、様々な課題も考えられますので、引き続き対策を取っていただき、リスクを最小限にとどめるよう努めていただけますようお願いいたします。

最後に、小中学校の落雷事故防止対策について伺います。

令和7年4月10日、奈良県の中学校のサッカー部の活動中、落雷事故が発生しました。

本市では過去に落雷事故の事例はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中学校等におきまして、落雷などによる児童生徒及び教職員の事故の事例はございません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） これまで本市において事故の事例はなかったとのことですが、令和7年4月11日に文部科学省から通知があり、全国の小中学校では、対策をいただいていることと思います。

本市でも子供の命を守るため、教訓を生かした安全対策は重要であると考えます。そこで児童生徒に対して、落雷に対する防災教育は行われてきたのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

落雷に特化した防災教育は行ってございませんが、登下校時の安全指導や理科の授業など、様々な機会におきまして、落雷をはじめとします急な天候の変化や、それに伴う行動

についての指導を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

本市では、これまでも落雷事故の防止については、適切に対応してきたかと思いますが、登下校時において落雷が発生した場合の対応についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

各学校におきましては、気象情報に常に注意を払いまして、雷をはじめとします各種の気象情報や注意報が発令された場合には、その都度対応策を講じております。

雷については、注意報が発生された場合には屋外活動を制限し、特に下校時間に近い場合においては、降雨の情報なども踏まえまして下校時間を早めたり、遅くしたりするなどの対応を取っております。

また、地域の皆様にご協力をいただいております「子どもを守る110番の家」においては、天候などの変化による保護にもご協力をいただいておりますので、下校時に落雷などによる危険を感じた場合には、子どもを守る110番の家に一時的に避難をさせてもらうことができることを児童生徒にも周知しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

引き続き、各学校において適切に対応していただき、昨年、市内には110番の家の看板がきれいなものに更新された地域もあり、さらに地域との連携を図っていただきますようお願いいたします。

次に、幼稚園、小学校、中学校に設置が義務付けられている危機管理マニュアルにおいて、全ての幼稚園、各学校で、雷への対応について掲載されているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

各学校で整備しております危機管理マニュアルを確認したところ、全ての学校におきまして、地震や風水害、原子力災害などにおける対応について定められてはおります。その中で、雷という言葉が明記しての規定をしていない学校も一部見受けられました。

落雷事故は年間を通じて発生する可能性があることから、文部科学省作成の「学校の危機管理マニュアル作成の手引」などを参考に、落雷防止のための適切な措置を講じることができるよう、改めて明記するよう指示したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

一部、明記されていない学校が見受けられたとのことなので、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

学校は、子供の命を預かる場でもあり、保護者の皆様にとっては、日々の安心や信頼に直結する施設だと考えますが、本市の小中学校には、避雷針や避雷球は設置されているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

避雷針などの避雷設備の設置は、建築基準法により高さ20メートルを超える建築物や工作物に設置義務付けられております。高さ20メートルの建物は、およそ6階から7階建てのマンションやオフィスビルに相当いたします。

市内の小中学校においては、それに相当する高さの校舎はありませんので、避雷針等は設置しておりません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

最後に、落雷事故から子供たちを守るために、落雷のおそれがあるときに人の判断に依存せず、科学的な知見に基づき、避難の判断の基準となる支援装置の導入の検討を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

雷の探知につきましては、現在学校において、気象庁などが提供するリアルタイム情報サイトを利用して、学校付近の発生状況を確認または予測しまして、屋外活動の可否を確認、対応しております。

一方、ネット環境がない場合においても、雷の発生位置や距離を瞬時に特定し、雷鳴より早く警報を発し、安全に役立てることができる携帯型の雷探知機などの支援装置があることから、必要に応じ導入を検討していきたいと考えております。

しかしながら、雷探知機についても雷の発生源が直上にあったり、探知機の限界の距離が短かったりする場合、検知、警報の時点で既に危険なケースもあると聞いておりますので、雷注意報などの気象情報や各種機器に頼るだけでなく、実際の現場において、空の様子が暗くなる、冷たい風が吹くなどの雷の前兆と言われる現象にも注意を払いながら、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。よろしく願いいたします。

予測困難な自然災害から子供たちの尊い命を守るため、最善の安全対策を常に追求していき、あらゆる手を尽くして、未来を担う子供たちの命を守るため、今後も取組を進めていきたいと思っております。

最後に、これからも那珂市のさらなる発展と、よりよい未来の実現に向けて、また、市民の皆様のご幸せを実現するため、先崎市長をはじめ職員の皆様には引き続き頑張ってくださいをお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告9番、寺門 勲議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時00分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（大和田和男君） 通告10番、富山 豪議員。

質問事項 1. 火災予防と林野火災への対応について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔10番 富山 豪君 登壇〕

○10番（富山 豪君） 議席番号10番、富山 豪。

今回は、火災予防と林野火災への対応について、通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨今、全国各地において住宅火災や林野火災が数多く発生し、尊い命や貴重な財産が失われてしまう痛ましい事案をニュース等で目にする機会が増えてきていると感じております。事実、本県においても、この季節においては新聞の社会面の事件事故欄を見ておりますと、ほとんど毎日のよう、県内各地で起きました痛ましい火災の記事を目にいたします。本日も筑西市で起きました連続不審火の記事を目にしたところであります。言うまでもなく、火災は一瞬にして市民の平穏な暮らしだけではなく、その尊い命までも奪いかねない極めて恐ろしい災いであります。特に全国的に見ても、住宅火災においては高齢者が亡くられます事案が多く発生しており、その多くが逃げ遅れによるものとされております。本市におきまし

ても、高齢化が大きく加速する中で、火災による被害を未然に防ぐ取組は大変に重要であり、必要不可欠であると考えるところであります。

そこで、まず昨年度、全国で起きました火災の状況とその出火原因について伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

令和6年総務省消防庁の統計によりますと、全国で発生した火災の件数は3万7,141件で、火災種別の内訳としまして、建物火災が2万972件、林野火災が831件、車両火災が3,546件、船舶火災が62件、航空機火災が3件、その他の火災が1万1,727件となっております。

出火原因の主な内訳としまして、たばこが3,058件、たき火が2,781件、こんろが2,718件、電気機器が2,577件、放火が2,377件となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） ただいまの答弁によりますと、全国で起きた3万7,141件の中、建物火災が2万972件と、全体の半数以上を占めており、主な出火原因として、たばこやたき火、こんろ、電気機器、放火が上げられており、放火を除けば、そのほとんどが我々の生活に極めて身近なものや行為がその原因であるということがよく分かります。

そこで、本市における現状はどのような傾向にあるのか。まずは、過去5年間の火災件数の推移とその原因について伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本市における過去5年間の火災件数につきましては、令和3年が20件、令和4年が25件、令和5年が15件、令和6年が27件、令和7年が26件です。年間20件台を推移している状況です。

出火原因の主なものにつきましては、たき火が28件、農地で害虫駆除などによる火入れが13件、その他が10件、たばこが4件、放火が4件で、たき火による出火が多くなっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 本市における状況としましては、火災件数は20件台をおおむね推移しているということですが、直近の27件、26件という数を見ますと、本当にわずかながらではありますが、微増傾向にあるのかと認識いたしました。また、その原因としては、庭先でごみや枯れ草などを燃やすたき火によるものや、畑や田んぼなどで害虫駆除や雑草などを燃やす目的で行う火入れなどが多くを占めるということで、この那珂市という地域ならではの慣習的な部分が大きく影響しているのではと感じるところであります。

いただきました答弁から見えることは、全国的に見た火災の原因でも、本市における火災

の原因でも、たき火や火入れ、いわゆる野焼きによる出火が多い現状にあると言えます。私の認識では、原則として、野焼きやたき火は禁止であると記憶しております。

しかしながら、本市において、枯れ草や軽微なごみなどを庭先や畑などで燃やす光景をよく見かけることがあります。これらの対応として、注意喚起や指導はどのように行っているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められており、農業行為の一環として行う焼却など、一部例外は認められているものの、原則禁止となっております。

しかし、野焼きなどの通報があった場合には、環境課もしくは消防本部で現地を確認し、たき火行為者に対して、消火準備をすること、監視人を置くか不燃性の容器内で焼却することを説明しており、火災予防上、危険と判断した場合は直ちに消火していただいております。

消防へは火災と紛らわしい届出を出すことになっておりますが、焼却の許可をするものではなく、消防が火災と誤認することを防ぐためのものになります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 一般的な野焼き行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止と定められており、農業行為として行う場合にだけ一部例外が認められているとのことであります。そして、本市において通報を受けた場合には、消防本部の対応として現地確認を行い、消火準備の徹底、監視人の配置、不燃性容器での焼却、危険時の即時消火指導を行っているとのこと。火災を発生させないという予防の観点から見ましても、極めて重要な取組であると理解いたします。引き続き火災予防への力強く丁寧な指導をお願いしたいと思っております。

一方で、このような適正指導を行っていても、本市の出火原因の多くを占めるのがたき火や野焼きなどです。事後対応の指導に加え、もう既に行っていることとはなりますが、たき火や野焼き行為の未然防止として、防災無線での呼びかけや広報紙などへの掲載、さらにはパトロールなどの呼びかけを強化していただき、法令遵守の周知徹底と安全意識の向上に努めていただきたいと思います。

冒頭いただきました答弁によりますと、全国で発生した火災の半数以上を建物火災が占めており、おそらくそのほとんどが住宅火災によるものと推察されます。言うまでもなく、生活の場である住宅火災は市民の生命はもちろんのこと、その生活にまで極めて大きな影響を及ぼすものであると考えられます。

そこで、本市における建物火災の発生状況は、現在、どのようになっているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

過去5年間における本市の建物火災の発生件数ですが、令和3年7件、令和4年13件、令和5年6件、令和6年、7年ともに10件となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 本市における建物火災は、年ごとの増減はあるものの、おおむね年間10件前後で推移しており、急激な増加はないものの、毎年一定数の建物火災が発生している状況であると理解するとともに、割合的に見ると、全国の約半数程度が建物火災であり、全国と似た状況にあるとも言えます。そして、この建物火災は皆様方もご存じのとおり、一たび発生すれば、そこに暮らす方々の財産はもちろんのこと、時にはその生命までも奪いかねないという極めて恐ろしい災害であるというところであります。それらを踏まえまして、全国的に見ましても、火災による死者の多くは住宅火災において発生しており、そして、その多くが逃げ遅れによるものとされております。

そこで、逃げ遅れなどにより亡くなられた方はどれくらいおられて、どのような年齢層の方々なのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

過去4年間で逃げ遅れなど火災により亡くなられた方は、全国で5,871人、茨城県では111人、本市においては亡くなられた方はおりません。

年齢層につきましては、令和6年の統計によりますと、火災による死亡者数1,451人中、5歳以下が1人、6歳から64歳までが430人、65歳以上が1,011人、年齢不明が9人となっております。高齢者の死亡者数が多くなっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 本市においては過去4年間に火災による死者はいないということで、率直によかったなと感じております。しかし、同じ過去4年間で全国を見ると5,871人ということで、1年で見ると1,500人弱の方々が、県内でも約30人弱という大勢の方々が火災により命を落とされていることが分かります。また、本市の現状はゼロ人であるとのことですが、私の話とはなりますが、30年勤めさせていただいております消防団での現場出場において、火災により命を落とされた方々を何人も見てきていることは、紛れもない悲しい事実であります。それらを踏まえると、本市での直近の死者数ゼロは誠によいことですが、たまたま過去4年間ではという偶然的な部分があるものと考えられます。

ここでいま一度重視しなければならない点は、逃げ遅れなどにより亡くなられた方の大部分を65歳以上という高齢の方々が占めているという現状であります。住宅火災による死者の多くを高齢者が占めるという背景には、身体的機能の低下により迅速な避難行動が困難であることや、高齢者のみの世帯あるいは単身高齢世帯であることから、発見が遅れやすいこと

などが上げられます。こうした方々の命を守るためには、言うまでもなく、火災の早期発見と迅速な避難が極めて重要であると考えます。住宅火災の逃げ遅れを防ぎ、住民の生命を守るため、全ての住宅に住宅火災警報器の設置が義務付けられていると伺っております。

そこで、どのような場所にどのような方法で設置するのが望ましいのか、また設置を怠った際の罰則はあるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

住宅用火災警報器につきましては、本市の火災予防条例により設置・維持について義務化しておりますが、罰則等はありません。

設置する場所については、就寝中の逃げ遅れが多いことから、寝室ごとの設置が義務付けられております。寝室が2階にある場合には、寝室に通じる階段にも設置しなければなりません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 住宅用火災警報器につきましては、火災予防条例によりその設置と維持が義務化されておりますが、設置せずとも罰則などはないとのこととあります。また、寝室や階段といった適切な場所への設置が逃げ遅れを防止する上で大切であると理解したところであります。その一方で、ごくごく当然ですが、義務化されているとはいえ、実際に設置がなされていなければ、その効果はゼロであります。

そこで、本市における住宅用火災警報器の設置普及の状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本市における住宅用火災警報器の設置率につきましては、令和7年の火災予防週間中に戸別訪問し、調査した結果では79%となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 令和7年現在で、設置率79%。約8割の住宅に設置済みであるというところで、大分普及が進んできていると感じる一方で、依然として約2割の住宅が未設置であると理解いたします。住宅火災による被害、特に高齢者の逃げ遅れによる被害を防ぐためにも、ぜひとも100%の設置率を目指していただきたいと考えます。

そこで、未設置世帯に対する今後の普及啓発をどのように進めていくのか、また、スピード感ある設置促進を図るために補助金制度の検討をお願いしたいが、市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

春と秋の火災予防運動では、職員と防火クラブ員にて各地区を戸別訪問し、住宅用火災警報器設置の重要性を説明し、普及促進しているところです。

また、催し物などでチラシを配布したり、ホームページや広報紙などにも掲載し、市民の皆様に周知しております。

補助金につきましては、県内で1自治体が補助を出していることを確認しておりますが、本市におきましては現在のところ補助制度は考えておりません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 春と秋の火災予防運動において、職員や防火クラブ員の皆様方による戸別訪問やチラシの配布、加えて、ホームページや広報紙などを通じて普及啓発に取り組まれていることは理解いたしました。

しかしながら、スピード感ある設置普及の拡大に有効であると思われまます補助金制度について、現時点では導入の考えがないとのことで、大変に残念であると感じております。あまり他自治体でも先行事例がないという事業であるということですが、年間補助の戸数を決めた補助金制度や、年間の予算上限を決めた制度など様々小さいところからでも始めてみても必ず成果となる施策であり、なおかつ最も重要である市民の生命を守ります施策につながりますので、なかなか難しい中ではあるかもしれませんが、ぜひとも再考をお願いしておきたいと思います。

それと、もう一つ、逃げ遅れが多いとされます高齢者世帯においては、火災警報器を購入しても、その取付け自体が難しく、設置に対するハードルを上げる原因ではと感じております。

そこで、高齢者世帯への普及には、設置取付けに対する支援があれば大変に助かると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

市内にお住まいの方で、住宅用火災警報器の取付けが困難な高齢者から申請があった場合に、消防本部職員が直接お宅を訪問し、取付けの支援を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 現在、本市においては機器の取付けが困難な高齢者を対象に、直接職員が取付けの支援を行っているとのことであり、高齢世帯への安全確保に対して既に対応していただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

また一方で、この住宅用火災警報器は、誤作動や機器の劣化も踏まえまして、その交換時期がおおむね10年程度と言われており、適切な更新が行われないと、十分な効果を得られないことが心配されております。その対応についての本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

設置後10年を経過すると、部品の寿命や電池切れ等により火災を感知しなくなることがあります。10年経過を目安に本体ごと交換するよう、火災予防週間における戸別訪問や、催し物等でチラシ配布により、引き続き推奨活動を行ってまいります。

また、半年に1度は掃除機等でほこりを取り、定期的な作動点検も勧めております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 火災予防週間での戸別訪問や、催し物等でのチラシ配布などを通じて、10年を目安とする機器自体の交換を推奨します周知活動を既に行っていることと理解いたします。しかしながら、ここでも高齢世帯などにおいては、その電池の交換時期や機器の更新の時期を把握できないケースが容易に考えられます。ぜひとも機器の更新漏れによりまず逃げ遅れを防ぐためにも、特に高齢世帯においては丁寧で分かりやすい説明を継続的に行っていただきますようお願い申し上げます。

一方で、近年の空き家の増加に伴い、管理が行き届かない空き家も増加しており、空き家火災の危険が心配されております。本市において空き家火災を予防するために、どのような対策を行っているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

空き家と思われる判断基準に関しましては、関係者への確認が必要となり、判断が困難となりますので、消防としましては、建物、敷地内の管理状況から判断し、あくまでも延焼危険箇所として把握し、火災時の活動計画を立て、対策を取っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 空き家と判断するには関係者の確認が必要であり、その判断は困難となるため、消防署としては建物や敷地内の管理状況を踏まえ、あくまでも延焼危険箇所として把握しているとのことですが、所管します部署により呼び名は変わりますが、その多くは空き家に属するものか、空き家そのものであると思われまます。

そこで、改めてこの空き家火災を防止するためには、空き家所有者への徹底した注意喚起と関係部署の連携が極めて重要であると考えます。市の対応と考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

空き家の火災では、発見が遅れ、周囲の住宅などに延焼し、大きな火災に至るおそれがあります。

本市火災予防条例では、空き家敷地内に立ち入らないよう周囲をフェンスで囲んだり、雑

草などを刈り取るよう、所有者による管理を定めており、ホームページにも掲載し、市民に周知しているところです。

今後も、消防団や警察、地元自治会などとも協力して、火災予防に努めてまいります。
以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 空き家火災の恐ろしさは、ただいまの答弁にありましたが、発見が遅れ、その被害が拡大しやすいといった点や、人の目が届きにくく放火の被害に遭いやすいなどが上げられます。ぜひとも空き家火災を未然に防ぐため、所有者に対して周囲に可燃物を置かないことや施錠などの防犯対策、定期的な草刈りなどの管理の徹底を関係部署と連携し促していただきますようお願いいたします。

次に、林野火災について伺いたいと思います。

近年、少雨による乾燥や強風などの極端な気象条件の影響などもあり、全国各地で林野火災が相次いで発生しております。また、その被害は広範囲となり、地域住民の生命、財産のみならず、地域の自然環境にも大きな影響を及ぼしております。

皆様方もニュースや新聞報道でご存じのとおり、先月の2月19日に常陸太田市で林野火災が発生いたしました。この山林火災は、近くで発生した建物火災の火が山林に燃え移ったことで発生しており、地元近隣消防に消防団を加え、茨城県の防災ヘリ、さらには災害派遣要請を受けた自衛隊ヘリなどが消火活動を行ってきました。およそ18ヘクタールという大きな山林を焼失し、3月2日に鎮火となったということです。本市消防からも消火活動を支援されたということで、大変ご苦労さまでございました。この常陸太田市の山林火災から見ましても、市の北西地域に大きな山林を持ちます本市にとっては、決して他人事ではない状況にあります。

そこで、林野火災の発生防止を目的として発令されます林野火災警報について、その発令と解除の条件はどのようなものなのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

林野火災警報は、消防法に基づき、本市火災予防条例により、市長が発令いたします。

発令の基準に関しましては、林野火災注意報が発令されているほかに、気象庁が強風注意報を発表した場合に、市内においての風速状況を勘案して発令しております。解除につきましては、林野火災注意報が解除されるか、または強風注意報が解除された場合となります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 林野火災警報につきましては、消防法に基づき、本市の火災予防条例により林野火災の危険性が高い気象条件時に市長より発令することができ、また解除についても、適切な気象条件が必要であると理解いたしました。

そこで、本市の林野火災の発生状況はどのようになっているのか。また、その予防に向けてどのような取組を行っているのか、併せて伺いたします。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

本市の過去5年間における林野火災件数は、令和3年に3件、令和4年、5年、7年に1件ずつ発生いたしました。

予防対策としましては、令和8年1月から林野火災警報などを発令し、発令中における屋外での火の使用制限などを防災行政無線、車両広報、SNS、ホームページなどで広く市民の皆様に周知しているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 本市においても過去5年間において6件の林野火災が発生しており、いずれも大規模な被害とはなりませんでしたが、しかし、それはただの偶然であり、発見の遅れや気象条件次第では大規模な火災状況にもなりかねないという危険な状況であるとともに、決して少なくない発生状況であることも改めて認識したところであります。また、警報の発令時には防災行政無線、車両広報、SNS、ホームページなどを活用し、市民の皆様に周知を図っているという取組は大変に重要であると考えます。

もう一方、林野火災の原因として上げられますことに、たばこなどの人為的な原因が多く占めると言われております。林野や山間部を訪れます方々に対して、現地における直接的で具体的な注意喚起も火災予防には有効であると感じておりますが、本市はどのような対策を講じているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

林野火災は、例年、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹く時期に多く発生する傾向があります。

主な原因につきましては、たき火や火入れ、放火など、大部分は人為的な要因による出火が多くなっております。山菜取りやハイキング等で林野へ入られる方の目につきやすい場所へ山火事防止看板を設置するなど、火気の取扱いについての注意喚起を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 様々な情報収集の手段が多様化している現代におきましても、現地において直接注意を促す山火事防止の看板やのぼりなどは、今でも大きな役割を担っていると考えられます。適切な場所に設置管理を、そして更新を行っていただきますようお願い申し上げます。また、加えて、直接的な注意喚起としまして、同時にパトロール巡回

での指導強化を併せてお願いしておきたいと思えます。

さて、覚えておきたい林野火災の特徴には、市街地の火災と比べ、道路や水利、その地形などの条件から、消火活動が困難を極めるケースが多いことが上げられます。また特に空気の乾燥と強風が多いこの時期は、一たび出火すると、瞬く間に燃え広がりやすいことから、初動対応、とりわけ防災ヘリコプターの早期投入が被害拡大防止に大きく影響すると考えますが、防災ヘリの要請は誰がどの段階で判断し、どのタイミングで行うのかについて伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

林野火災における防災ヘリの要請につきましては、気象状況、延焼拡大の危険性、陸上部隊の現場接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性などを考慮し、市町村長または消防長が県知事に対して要請いたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 林野火災における防災ヘリの要請には気象状況や延焼拡大の危険性、陸上部隊の接近の困難性、人命や家屋への被害などを踏まえて、市長、消防長が総合的に判断し、要請に至ると理解いたしました。

先ほども申し上げ、繰り返しとなりますが、山林火災においては初動対応が極めて重要であるとされております。

そこで、現在、本市において、迅速な要請が行える体制は常時十分に確保されているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

防災ヘリを活用した消防活動は、林野火災に非常に有効な消火活動の一つであります。速やかな活動にするため、消防指令センターが林野火災を覚知した場合、県消防防災航空隊へ第一報を入れ、防災ヘリの出動準備を開始いたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 消防指令センターが林野火災を覚知すると、県消防防災航空隊に一報が入り、出動準備開始であるということなので、迅速な要請体制の確保はできていることと理解いたします。早期の防災ヘリの出動要請は、被害を最小限に抑える極めて重要な鍵であると考えます。手当たり次第に要請するのは問題ですが、迅速な要請体制が確保されているのであれば、ぜひとも早期の要請を念頭に心がけていただきますようお願い申し上げます。

また、林野火災は行政区域を超えて延焼するおそれがあることから、山林が隣接します自治体との連携も必要不可欠であり、とても重要であると考えますが、自治体間における連携

及び情報共有はどのように図られているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

自治体の境界付近での林野火災を消防指令センターが覚知した場合には、当該自治体に火災指令を下し、消防指令センターが初期の情報統制を行います。

現場での消防本部間の情報共有につきましては、消防無線のチャンネルを統一し、活動隊間で連絡を取り合いながらの活動ができるようにしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 山林が隣接する自治体との境界付近で火災が発生した場合には、消防指令センターが初動の指揮統制を行い、また、現場においても無線チャンネルを統一することで、混乱することなくスムーズに消防本部間の連携と情報共有が図られていると理解いたしました。

一方で、地域の地理条件に精通し、初期対応においてもそのマンパワーを含めて大きな役割を担います消防団の存在は大変重要であると考えます。

そこで、林野火災における消防団との連携やその役割はどのようになっているのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

広範囲にわたる林野火災等の災害が発生した場合、常備消防だけの消防力では対応できないため、消防団の協力が必要不可欠となります。

発災初期は、災害の発生した地区分団へ出動要請を行いますが、延焼危険が広範囲になる場合などは、必要な人員を随時投入し、災害対応に当たります。

また、消防団員はその地域の方で編成されておりますので、地域特有の地理状況や災害危険について熟知されており、消火活動だけでなく情報収集などにおいても非常に重要な役割を担っていただいております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 答弁の繰り返しとなりますが、広範囲に及びます林野火災の対応においては、常備消防に加え、地域事情に精通した消防団との連携も極めて重要であり、特に消火活動や情報収集に大きな役割を担っていることを改めて理解いたしました。このような連携を災害時において確実なものにするためには、平時から関係機関が実践的な訓練を重ねておくことが必要であり、重要であると考えます。また、何度も申し上げておりますが、特に林野火災は一度発生しますと、その対応が長期化、広域化するおそれが強いことから、実践を想定した訓練の重要度は極めて高いものと考えます。

そこで、本市は大規模林野火災を想定した資機材を含む対応とその訓練の実施をどのように考えているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えいたします。

林野火災の対応は、地形上、大型消防車両の進入困難や消火ホースの延長が長距離になるため、可搬式ポンプや動力噴霧器、背負い式消火水のうや簡易水タンクなど、消火に必要な資機材を常時、東西消防署に配備しております。

林野火災に対応する訓練につきましては、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を教訓に、本市消防団による長距離消火ホース延長及び多数の消防ポンプを介した中継送水訓練を実施しております。

この訓練により、消防本部と消防団の活動の連携強化を図っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 資機材等を含めました対応は、車両の進入困難やホースの長距離延長を見据えた可搬式ポンプや動力噴霧器、私も一度体験しましたが、背負い式の消火水のうや簡易水タンクを運搬車に積載し、東西二つの消防署に配備しているとのことで、とても心強く感じております。また、既に消防団による長距離ホースの延長や中継送水訓練を実施しているとのことで、消防本部との連携がさらに強まることは大変重要であると感じております。

しかしながら、林野火災の特徴やその恐ろしさを考えますと、消防本部と消防団だけではなく、様々な関係機関が連携したより実践的で実効性を持った訓練が必要であると考えます。本日の新聞報道でも、ひたちなか市、東海村の消防が県防災航空隊と合同で林野火災を想定した大規模訓練を行ったとされる記事が出ておりました。昨年より始まりました消防団との訓練もまだ半分の第1中隊での実施という状況ではありますが、ぜひとも消防本部、消防団に加え、関係機関と関係部署がそろい、連携を確認できます大規模な山林火災を想定した訓練実施を、このせっきくの機会でありますので、再度お願い申し上げておきたいと思っております。

最後に、本市の火災予防への今後の取組と火災対応への危機管理について、市長の見解を伺います。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

市議会議員の皆さんの中には、消防団員として現場で活動していただいている皆さんもいらっしゃいます。ありがとうございます。過日の常陸太田市の林野火災でも、常設消防が応援に出ましたけれども、一たび起これば、大変な災害になるというのは、もう当然のことです。そういったことを踏まえてのご提案、真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。細かい答弁については消防長が対応しましたので、私のほうは総括的なご答弁を申し

上げます。

消防行政につきましては、令和8年度施政方針の中で述べましたとおり、近年、激甚化する様々な災害に対応するため、常備消防の消防車両及び消防団ポンプ自動車等の更新整備を計画的に行い、災害に対して、迅速かつ統制された消防活動が行われるように、さらなる訓練と消防力の充実・強化を進めてまいります。

消防団につきましては、団員の皆様方は、生業の傍ら、地域住民の生命財産を守るため日夜ご尽力いただいていることに対しまして、深く感謝と敬意を表するとともに、団員が安心して活動できるよう装備品の配備を計画的に進めるとともに、地域の自主防災組織等に対しまして、火災発生時の初期消火の重要性について消防団員による訓練指導を行い、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

火災の予防につきましては、林野火災警報発令に関する条例の改正を行い、市民に火気の取扱いに対し幅広く注意喚起を行ってまいります。

また、市民に対しましては、住宅火災の安全対策の推進と、住宅用火災警報器の設置促進を行い、火災時における市民の安全を確保してまいります。

以上であります。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） ありがとうございます。

近年、全国各地で相次いで大規模な林野火災が発生するなど、災害の激甚化が進み、その様相も大きく変化しております。こうした事態を他人事とすることなく、消防をはじめとする関係機関がこれまで以上に連携を密にし、実効性の高い訓練や防災力強化を積み重ねることが極めて重要であると考えております。

本市におきましては、今後も市民の生命と財産を守るため、消防力の充実と防災体制の強化を全力で目指していただきますよう心よりお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告10番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（大和田和男君） 通告11番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 道の駅について。2. 子育て世帯への支援策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番、遠藤 実です。

今回も通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、道の駅について質問をいたします。

今、市内で一番興味、関心のあるテーマでございます。それがずっと続いておりますので、今回もまた、あえて質問いたします。執行部におかれましては、明快なご答弁をお願い申し上げます。

さて、今度予定されている道の駅は、果たして年間にどのくらいのお客様に来ていただけるのか。これが計画の全ての大前提です。これが狂うと、そもそもの大本が崩れます。市民の間でも、那珂市に道の駅ができて、那珂インターを降りて、トイレ休憩くらいで、すぐに目的地の奥久慈方面に向かってしまうのではないかと。日中は観光の目的地である大子辺りで食事や買物をして、途中の常陸大宮市のかわプラザでトイレ休憩、また買物、そして那珂市に戻ってきて、那珂インターに乗る前にもう一度トイレには寄るけれども、そこで果たしてどれくらいのお客様が売店に寄って、たくさん買物をしてくださるのか。このような多数の声があり、一体何名のお客様が来られ、買物をしてくださるのか。この根本をいま一度ただしたいと思います。

これまで何度となく道の駅の敷地に入ってこられる予定来場者数と、そのうちレジを通過して買物をしてくださる人数に疑問を呈してきました。ですので、私は全国の道の駅、計画をいろいろと調べてみました。その結果が今回も議長に許可をいただきまして、皆さんに配付している資料。まず、資料の3でございます。③です。こちらをご覧ください。これは入り込み客数に対するレジ通過者の割合を表にしてみました。

ほかの道の駅ですと、こういうふうに道の駅の敷地に入ってくる来場者数と、そのうちレジを通過する人数を分けて考えているんですね。そして、その割合はこのようになっています。例えば、福島県石川町の道の駅では、敷地に入ってくる来場者のうちレジを通過する方の割合は、コンサルの調査によると0.4。いわゆる敷地に入ってくる人のうちの4割が買物をしてくれるという計算をしています。山形県道の駅村山では、山形県内の道の駅から推定して0.4。留萌市道の駅では、市民アンケートより直売部門は0.4、飲食部門は0.3。こう書いてありますけれども、鴻巣市道の駅とかでは、財団法人地域活性化センターの報告書より0.67を参考にしているようです。

つまり、敷地に入っている人全部がレジ通過しないだろうという計算をそれぞれの道の駅

ではしているということなんです。それぞれ根拠はいろいろありますよ。まさか、道の駅に入ってきた人100%がレジを通過は当然しないでしょうということの結果なんです、これ。こういうちゃんと調査をしているという意味です。

これを那珂市の道の駅に当てはめるとどうなのかと。昨年度に示された市の基本計画、これがお手元の資料⑩になりますけれども、これによりますと、年間の来場者数は約95万人。これは前面道路の想定交通量、立ち寄り率、そして乗車率を掛け合わせて、たたき出された数字ですが、そして、これが全員レジを通過して、1,005円の単価の買物をして、それで成り立つ約9.6億円なんです。でね、私はずっともう3年前からそうじゃないでしょうと、敷地に入ってくる方95万人のうち、レジ通過は何割かでしょうと。実際にレジ通過をして買物をする方、どれぐらいなんですかと。その人数に単価を掛けたものが実際の売上額じゃないんですかというふうに指摘をずっとしていたんですよ。

ただ、全国の事例を調べると、こういう先ほどの③のような状況です。それぞれ0.4とか0.67、いろいろな違いはあれど、いずれも敷地に入ってきた方全てがレジを通過して、買物をするわけではないという現実的な考えの下に大規模なこの事業の売上額を計画しています。那珂市はそうじゃないんですか。まだ敷地に入っている方全員が1,005円の買物をするという考えでこの計画を立てているんですか。仮に、この全国の考え方でいくと、レジ通過者は、例えば来場者の約半数だと、0.5だということになれば、敷地に入ってくるのは、これは係数は目の前の交通量とか立ち寄り率、乗車率ですから、敷地に入ってくるのは95万人、だけど、レジ通過者は半分だというと、47万人にしかすぎないということになります。それに単価1,005円を掛けると、年間の売上高は約4.7億円にしかすぎません。これだと当然年間3億円程度とかの赤字になってしまいますよね、年間。これが20年、30年続いてしまう。これは経済破綻を起こしかねません。

これを踏まえて、那珂市は予定来場者数と予定レジ通過者数、どう考えているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計における需要予測におきましては、前面道路の計画交通量を基に算出した基本計画時の想定利用者数に対して、営業時間の拡大分や交通量平均増加率、藤森建築による効果分を加算し、予定レジ通過者数として年間約95万人と試算しております。

しかしながら、議員ご指摘のトイレのみ利用する方などを含めた予定来場者数の算出方法は現在確立されておらず、近隣の道の駅の状況を見ましても、計画時の想定利用者数よりも、開設後のレジ通過者数が上回る実績であることから、算出方法として妥当であると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 算出方法は確立されていないという答弁は、前からお聞きはしています。確立、何をもって確立というのでしょうか。分からないですけれども、少なくとも、これだけの大規模な予算が動く事業なんですよ。正確に数字は把握すべきだと思います。何を根拠にするかは、それぞれの道の駅の考え方で結構だと思いますが、少なくとも敷地に入ってくる人が全員レジ通過するなんていう考え方は、もうやめていただきたいんですよ。もう実際にそういうふうな、ほかの道の駅の事例があるわけですよ。そこらのところをしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

最後に答弁された、結局近隣の道の駅の状況では人が来ているから、うちも来るだろうというのは、ちょっと強引な論理じゃないかなと思います。例えば、スーパーの出店をするに当たって、この地域のスーパーみんな儲かっているから、うちも出せば儲かる。そういう問題ではないと思うんですよ。ですからアバウト過ぎる根拠と言わざるを得ませんね。いかがでしょうか。

この利用者数95万人が客単価1,005円を掛けて9.6億円。これは考え方によると、これが根本ですから、これが間違うと、大本が全て崩れてしまいますので、まず一つ、冒頭に重要な指摘をしておきたいというふうに思っております。

では、続きまして、予定している年間の売上額と営業利益について伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

実施設計における収支計画におきましては、飲食コンテンツの具体化や運営体制、各種経費の精査を踏まえ、また、施設利用料を売上高の1%と設定し、960万円を施設利用料として、市へ納付することとして、より実態に即したシミュレーションを行っております。

その結果、予定売上高は基本計画時と同様の年間約9億6,000万円とし、予定営業利益としては、年間約4,000万円が見込まれるといった試算となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

今、見ていただいている資料①の55ページと書いてあるところがそうですね、売上げが9.6億円。そして、次にめくっていただくと、下に61ページと書いてあるところに営業利益が7,000万円ということが出ております。ただ、今、答弁では今年、実施設計によりますと、この営業利益は4,000万円ということでございますから、いろいろな経費をもう一回精査した上で1年間で7,000万円から4,000万円と、3,000万円も営業利益が下がったということになります。昨年、那珂市の道の駅は何回かテレビで取り上げられておりましたが、その中で出ていた数字で常陸太田市の道の駅なんかは年間の営業利益は13万円、年間ですよ。常陸大宮市の道の駅は約1,000万円だったということでしたけれども、今回、1年前の基本設計、この7,000万円というのも、さすがに、なかなかすごい数字だったと思いますが、それでも

今の答弁、4,000万円という営業利益は、これもおそらく全国の道の駅のトップクラスなんじゃないかと思いますよね。この那珂市で本当に達成できるのか、今後もしっかり検証する必要があるというふうに思っております。

では、道の駅が那珂市にできることによって、どれだけ地域によい影響を及ぼすことができるのか、これは経済波及効果として示されています。

昨年、私の所属した産業建設常任委員会では、道の駅の基本設計が果たして合理的か、地元の中企業診断士に調査をしていただきました。委員会でその結果が示されまして、数々の質疑が行われました。その中で、私も基本設計では、ちょっと資料では次のページに書いてあります、62ページというところですけども、経済波及効果として11.44億円となっていると。これはどういう根拠に基づくんでしょうかねということをお聞きしたんです。すると、これは統計的な分析シートというのがありまして、それに那珂市の数字を入れれば、自動的にこの11.44億円が出されるんだということでありました。これは全国どこでもこういう手法だということでありました。

ということは、これ、地域性はどうなんでしょうか。那珂市にはこういう事業所がありまして、こういう地域性があるって、近隣にはどういう商業施設とかスーパーがあるってと、こういう地域独特の具体的な状況まで加味されて出されたものなんでしょうかということをお聞きしても、なかなかそこははっきりとは出てはこなかったわけでありまして、少なくとも全国画一的なこの分析シートを通して、自動的にはじき出された数字だということなので、それでは本当に那珂市に道の駅ができて、この経済波及効果が出るかは、正直分からない。そう実感したのですが、那珂市への経済波及効果額と、それをたたき出せるための那珂市独自の具体的な根拠は一体何なのか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計における収支計画におきましては、茨城県経済波及効果分析シートを用いて、直接及び間接的な経済波及効果について試算を行っており、年間約11億4,000万円の波及効果が想定されるといった結果になっております。

効果の種別としては、消費などの最終需要により生じた最初の生産額を直接効果と位置付け、これに伴う原材料の投入により誘発される生産額を第1次間接効果としております。

さらに、直接効果及び第1次間接効果に伴い生じる雇用者所得が、新たな消費に使われることで誘発される生産額を第2次間接効果とし、本事業が地域経済に与える波及効果を可視化しております。

具体的には、市内農業者や事業者等の販路拡大による生産者所得の向上や施設運営に伴う雇用創出、来訪者の市内周遊による消費拡大などに加え、本市の道の駅においては、可能な限り、地域内調達率を高め、地元事業者等と連携した運営を行うことにより、道の駅単体の収支にとどまらず、地域への波及効果を拡大できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） いろいろと部長、ご答弁いただきましたけれども、なかなかちょっと分かりづらいですね。そもそも道の駅には地元のお店がポンと入るということはないというふうに聞いておりますけれども、またどういったところが発注するのか分からないし、道の駅に来た方が那珂市内を周遊して回ってもらえるのであれば、そういう効果もあるんだろうと思いますが、そのための誘発的な施策は聞いたことがまだありません。本当に那珂市の農商工業に具体的にどういう経済効果が出てくるのかは、きちんとした説明がなかなか聞かれていないかなと思っています。

さて、次の検証ですが、この道の駅は約10億円の売上げ、9.6億円ですね、を想定しています。この地域においては相当な金額ですが、市内には幾つかの直売所があります。菅谷のとんがりはっとは、これも過去に数字が出ておりますが、年間約1億円の売上げです。芳野の直売所は、大体その半分、年間5,000万円、6,000万円の売上げであります。同じように地元産の新鮮な野菜を販売しておりますけれども、これらの直売所とは競合しないのでしょうか。また、それ以外にも、幾つものスーパーマーケットが地域に点在しております。多くの市民がまさしく家から近く、車で5分から10分程度で日常使いの買物をしていらっしゃる。その方々が今の道の駅予定地まで今の買物での距離をはるかに超えて、どれぐらいの方が買物に行っていたでしょうか。この道の駅が土日祝日はまだ一般的にはよく売れるにしても、問題は平日だというわけです。ここで地元の市民にいかに日常使いをしていただけるか、いかに今の直売所やスーパーがあっても、買いに来ていただけるか。この計画によると、那珂市の道の駅は地元の人6割が買物に来てくれるという想定ですよ。ですから、地元の人に来てくれるかどうかのポイントなんです。逆に、道の駅にたくさん買いに来てくださるといふのであれば、むしろほかの直売所、スーパーは来客が減るんじゃないかなと思うので、まさしく競合はしないのでしょうか。そこらをお伺いします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅は一般的に、ご指摘のような民間施設等と競合する施設ではないと考えております。

スーパーは全国規模の商品を取りそろえ、品ぞろえも多様ですが、道の駅はその土地ならではの商品展開を行っており、日常的な買物はスーパーで、特産品、地場産品は道の駅でといったすみ分けが可能となっております。

道の駅は、産業振興や地域の魅力を広く発信することが可能であり、地域内外から来訪者を呼び込むことが期待できる施設であります。

本市の道の駅においては、インターチェンジ近接の立地性や藤森建築のデザイン等を生かした観光需要を取り込む仕掛けづくりに加え、既存の商業施設との差別化やすみ分けを図り、市内農産物や特産品等を一体的に盛り上げ、相乗効果を生む体制の構築に向け、引き続き取

り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今回の答弁だと、日常的な買物はスーパーでと、地場産品は道の駅でというすみ分けが可能だと、相乗効果があるんだということではありますが、本当にそうでしょうか。そのとおりでいいのでしょうか。これ、もっともっと皆さん、市民の声を聞いたほうがいいんじゃないかと思いますよ。いろいろと聞いていると、僕は地元菅谷ですけども、なかなか近くにスーパーたくさんあるから、わざわざあそこまで行かないよという市民の声が多いですよ。そうなんです。実際どこまで執行部の皆さん、聞いているのかなと思うし、あと実際に、去年、産業建設常任委員会で中小企業診断士の方からハフモデルの話をお聞きしました。知っていますか、ハフモデル。いろいろな地域に出店するに当たって今の店とどれだけ競合するか、そういったものが結構学術的に研究されている。結論で言うと、いろいろなお店があるけれども、やはりそれぞれ店舗の魅力度を高めつつ、近場にあるものが利用されるんだろうというふうな結論めいたものが出ております。ですから距離ってすごく大事なんですよ。なので、いま一度そういう声があるというのはしっかり受け止めた上で、しっかり検討はいただいたほうが良いと思うんですよ。

あと、そういった地元の方にも日常使いしていただけるには、今、おっしゃったとおり、差別化が図られなければいけないということなので、それは価格なのか、安いとか、もしくは特別なサービスがあるとかというものなのか、もしくはここにしかない、まさしくすばらしいコンテンツがある、キラーコンテンツがあるから道の駅に行くんだということになるのかもしれない。これも3年前からずっと問い続けている質問ですが、その那珂市の道の駅ができて、キラーコンテンツは何でしょうか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅における特産品につきましては、現在、那珂市特産品ブランド化推進事業において、毎年ブラッシュアップを図りながらブランド認証品の選定を行っているとともに、うまいもん会議を設置し、本市の代表的資源でありますカボチャやサツマイモを柱とした商品開発を進めているところです。

さらに第三セクター設立準備委員会においても、先日の全員協議会でご説明したとおり、道の駅の運営コンセプトとして掲げた「地のもの、地のとき、地のゆめ」を実現すべく、地元産へのこだわりを重視した飲食メニューやキラーコンテンツの開発について、外部からの新たな視点を加え、開業を見据えた検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 本当に、これに関しては頑張っていたいただいていると思っています。

僕も本当はこういったものというのは道の駅のためではなく、もっと早くから那珂市の農業を応援する、那珂市の地場産品をもっと開発するなんて、もっともっと道の駅関係なく、やっておくべき話だったと思っていますよ。それでも、もう一生懸命頑張ってるのは理解しています。

ただ、この基本計画ができてからもう3年なんですよ、この3月議会で、3年。まだ、これだ、これでやるんだというのをまだ見ていないですよ。これ、試作品ではなくて、もう店頭で並んで、非常に売れている、世間で評判になって、それなりの社会的な信用、信頼を得て、ブランドになっている、だから3年前から執行部の皆さんに聞いて、うちはこれですよと言われていたものが今までなかったというのが、やはりすごく残念なんだというふうに思っておりますけれども、これはちょっと今そういったものができてきているのであれば、僕はそれに大いに期待はしたいというふうに思っていますね。

次に、概算事業費について伺います。

資料①の4ページ目、下に64と記載されている、ちょっと見づらいですが、この資料をご覧くださいと思います。

この基本設計、工事は29.3億円だったものが、今度は資料②を見ていただきたいんですけども、資料②の最初のページ、同じような図ですけども、見間違いそうですが、概算事業費、これが43.2億円というふうに、約1.5倍に跳ね上がりました。1年間で計算して1.5倍に跳ね上がりましたということは、かなりの衝撃でございます。1年前のこの基本設計では、市の実質的な負担額は9.6億円だったんですが、今回は11.9億円と2.3億円上がりました。こうなると、この道の駅を造るのに一体本当に幾らかかるんだろうかということをお聞きしたいと思うんです。この計画、基本設計、実施設計に示されたものだけですかと。それ以外にはありませんかというふうにも思うんですが、僕もちょっといろいろな見たところで、まだこれあるんじゃないかなというふうに気づいたのでお聞きしたいと思っておりますけれども、まず、道の駅の前のはり道は分かるとして、そこから高速の側道は分かるとして、それ以外の西から北へ回す周回道路があります。周回道路。これは②の資料の4ページ目にちょっと全体配置として入れておきました。この外周道路でございますけれども、これはちなみにいつの間にか友好都市となっている台湾の台南市の名前をつけて「台南通り」と命名されましたね。報告は聞きました。いきなり命名されたから、びっくりしてしまいましたけれども。この建設費、聞いていません。これは一体幾らなんだろうということと、あとはその敷地内、これ公共施設を建設するので、たくさんの方が出入りされるわけです。上水道、そしてこの下水道、これも工事するわけですよ。これ、なぜか資料に入っていないんですよ、どこにも。どこに入っているんだろう、入っていないんだよね。この道路、あと上下水道の工事費を教えてください。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅の外周道路につきましては、バードラインから県道那珂インター線までの延長約400メートル、幅員10メートルの2車線道路を計画しており、工事時期は令和9年度から10年度、概算事業費として約1億4,000万円を想定しております。

また、下水道につきましては、公共下水道への接続を計画しており、工事時期は令和8年度から9年度、上水道につきましては、令和9年度に接続を計画しており、概算事業費として合計約1億円を想定しているところです。

なお、外周道路及び上下水道工事に当たりましては、国庫補助をはじめ、合併特例債などの有利な条件の地方債を活用し、可能な限り財政負担の軽減を図ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 初めてお伺いをしました。そうすると、この2つの事業費を合わせて約2.4億円ですね。先ほどの概算事業費43.2億円に追加されまして、45.6億円になるということですね。これもしっかりと市民に公表されるべき数字だと思います。

では、インフラ以外に係る経費として、藤森建築家に支払う委託料があります。これは、総工費の2割から3割と聞いていますが、具体的には幾らでしょうか。また、これは総工費が今回は43.2億円に跳ね上がっていますので、この傾向はまだ続くと考えられますが、この委託料は幾らになりますか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

有限会社藤森研究室に支払う設計費及び監理費等につきましては、基本設計から建築工事完了までの期間を含め、総工費の2.5%を想定しております。

なお、基本設計時からの資材高騰等の状況を踏まえ、委託料につきましては、引き続き藤森研究室と協議調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、今のところ、43.2億円でいいのか分かりませんが、その2.5%。これまた上がるかもしれませんね。そのほか基本設計では、道の駅を運営する第三セクターに指定管理料を支払うということになっていましたが、その金額は示されていませんでした。これはどうでしょうか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

指定管理料でございますが、実施設計における収支計画におきましては、公共性の高いサービスに係る運営については市の直営による維持管理とし、収益事業の採算性と公共性への対応を分けて整理を行っているため、市が第三セクターへ支払う指定管理料はない方向で考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） これはないという方向だということもお聞きをしました。私は、今回、この道の駅ができるに当たって、本当に一体幾らかかるんだろうということを危惧しているんです。市長はよく、投資です、挑戦ですよということをおっしゃっていただいておりますけれども、確実に利益を出せるのでしょうか。出せなかったときの責任は一体誰が負うのでしょうか。当然、これを……

○議長（大和田和男君） 静粛にお願いいたします。

○17番（遠藤 実君） これを発案、企画し、進めてこられた市長の責任は一義的には当然でしょうが、その負担は市民が負うことになります。一体幾らかかるのか。1年検討して概算事業費が1.5倍になりました。これで収まるのでしょうか。まだまだ物価高騰、資材高騰、人件費高騰が続きそうでございます。

また、世界に目を転じると、アメリカとイスラエルがイランを攻撃して、イランが態度を硬化してホルムズ海峡を封鎖という対抗手段に出ました。今後、石油が入ってこなければ、国内には深刻な悪影響が出ると思います。

そういう情勢の中、今回示された45億円では到底収まらず、場合によっては、50、60と跳ね上がることで考えられます。そうなっても、その事業費でやるのでしょうか。この概算事業費には上限はないのでしょうか。

一方、人口は急減しています。5万5,000人いた那珂市の人口は既に5万2,000人を切っている。その中で、高齢化率が上がり、生産年齢人口は減り、税金を納める方々は急減しています。一方、公共施設や道路、下水道などインフラはどんどん経年劣化しまして、建物、インフラを新しく造るよりも、今あるものを更新、補修するだけで精いっぱい。道路予算は年間約20億円あっても、新規で使える予算はそのうちの1割の2億円しか使えず、税金で新しく造るものは相当に必要性、経済性を考慮して、政策判断をしていかなければなりません。

そういう那珂市全体を見渡したときに、様々な費用が高騰する中、青天井でどんどん道の駅の工事費につぎ込むのでしょうか。それでよろしいのでしょうか。様々な状況を勘案した上で、全てを含んだ概算事業費をどう考えているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

実施設計におきましては、設計内容の具体化及び資材価格や人件費の上昇等を踏まえ、事業費の積算を行っており、建築工事費として約22億円、外構工事費として約9億9,000万円、造成工事費として約4億1,000万円、その他附帯工事費として約7億2,000万円、概算総工費としまして約43億2,000万円を想定しているところでございます。

なお、基本設計時と比べ事業費は増加しておりますが、国庫補助等の確保に取り組み、実質的な市の負担割合は3割以下となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） それはそのとおりなんですよ。3割以下になっています。ただ、実質の負担額の実数は増えていますよ。実数は増えていますよ。別にその割合を減らしてほしいんじゃない。実質的な負担額を減らしてほしいくらいです。現時点ではおっしゃったとおりですが、私が危惧するのは、その総工費がこれで済むんですかということなんです。市民が心配しているのもそこです。それを指摘しておきたいと思います。

では、それだけ高額な事業費をつぎ込んで建築した道の駅を運営していく第三セクターについて伺います。これまで三セク方式でやるということだけは聞いていますが、これは株式会社なのか、出資者は誰で、どのような収支割合なのか、資本金は幾らなのか、役員は誰で何人なのか、誰が代表取締役になって、運営の鍵である駅長は誰がやるのか。直営で運営するとはいえ、ほかの道の駅、例えば常陸太田市、常陸大宮市、笠間市などはしっかりJAが運営側に入って運営されるようですが、那珂市の場合は、JAは運営に携わらないと今のところ聞いています。それで安定的な運営ができるんでしょうか。こういったことが私たち議会にもまだ全くといっていいほど、その運営の内容が伝わってきていないんですよ。中身が決まっていないのに、建物だけをどんどん決めてしまっているのでしょうか。この進め方にも大いに疑問を感じざるを得ません。この状態でどうなんですか。頑張りますから安心してください、任せてくださいと言われても、それで納得する市民ばかりではないと思いますよ。

基本計画は令和5年3月に示されています。既にちょうど3年が経過をしました。もう、来月から造成工事を始める年度に当たるわけですから、この三セクについてもほぼ決まっています、私たち議会や市民に詳細に説明できる状況になっていなければなりません。三セクについて詳細なご説明をお願いします。

○議長（大和田和男君） 傍聴人に申し上げます。本会議中は静粛をお願いいたします。

産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅は、産業振興や地域の魅力を広く発信することが可能であり、地域内外から来訪者を呼び込むことが期待できる施設であります。

そのため、本市における道の駅の運営主体は、単に運営だけにとどまらず、道の駅を拠点とした地域活性化や交流人口の拡大に加え、持続可能な運営体制の構築を図ることを目的に、公益性の発揮と民間ノウハウの活用を最大限に可能とする第三セクターの設立に向け、令和5年度より第三セクター設立準備委員会を設置し、現在検討を進めているところでございます。

第三セクター設立準備委員会の構成としましては、那珂市をはじめ、市商工会、常陸農業協同組合、市内金融機関4行及び木内酒造株式会社となっており、運営主体となる第三セクターの設立に向け、組織構成や出資比率、駅長候補者の選定など、開業を見据えた推進体制

について、引き続き協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） その第三セクターの設立準備委員会の話は聞いております。そのメンバーも聞いております。そうじゃなくて、準備委員会なんで、それ。その中でどういう話が決まってきたかというふうには聞いているんですが、私が先ほど聞いたいろいろな事柄に関して、ほぼ決まっていない、これから引き続き考えていくと言うんですよ。それは、建物だけはこの3月議会で4億円の造成工事の予算が上がっているんですよ、予算案として。これが通れば、8年度は造成工事をもう始めるんですよ。でも中身は今言ったように決まっていないんですよ、ほとんど。これでいいんでしょうかという話をしているんですよ。ただ、話をじっくりしてほしいと思うので、僕はそれでもいいと思うんですが、だったら造るのももっとじっくりやればいいと思う。これ、大事な話だから。45億円かけて造る。国や県のお金が入るからという話ではないから。そこらのところを、やはり僕はそんなに急がなくていいと去年から話をしておりますけれども、実際中身がまだ詰まっていないんですよ。そこらのところ、どうかと思うんですよ。

まだ、これは不安もあって決定していないことも多くて、不透明な状況でもある道の駅計画については、今、多くの市民の皆さんも不安に感じているんです。行政は市民から負託を受けて各種事業を行います、その過程でもっときちんと説明をしてくださいと言われれば、しっかり説明しなければならぬ責任がありますよね。まあ、これは私たち議員もそうです。ただ、私たちは事業の説明責任ではなくて、何で議決をしたんだという、その説明責任ですけれどね。

市長、これまでも一般質問でも何度かもっと道の駅計画について市民に説明してくださいねと申し上げてきたかと思えます。この定例会は4億円の造成工事の予算を上げていますよね。もう説明会を開いて、数多くの市民に対して、道の駅はこうやりますと、理解してくださいと、市民に理解を求める努力をするという最終段階ではないですか。本当にそう思いますし、今、多くの市民がそう希望しています。やるなら、もっと市民に向き合い、場合によっては、ご自身の言葉でこの道の駅の必要性、採算性、将来の展望を語られるべきです。これを心から願いますが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

これまでもたくさんのご質問をいただいたと思っております。答弁を求められましたので、あまり変わりませんが、答弁を申し上げます。

道の駅の整備につきましては、令和2年度より計画的に事業を推進しているところであり、昨年1月にはパブリックコメントと併せて、市内2か所の会場において市民説明会を開催し、合計321人の方にご参加をいただきました。

また今年度は、各種準備委員会における協議を踏まえ、実施設計を策定し、先日の全員協議会でもご報告をさせていただきましたが、実施設計においては、施設レイアウトや配置計画など、基本設計時からの大きな変更点はないと捉えておりますので、議員ご指摘の市民説明会の開催については、現時点においては考えておりません。

しかしながら、市民の方におきましても、道の駅整備に関するご意見やご質問等があるとは思いますが、その際は道の駅整備課においてお受けをしております。

なお、説明が必要な状況となった際は、説明会の開催の有無について検討をしております。

今後は、引き続き事業内容や進捗状況について、市ホームページや市広報等を活用し周知を図っていくことに加え、市民参加型のワークショップやイベント等を開催し、市民の皆様にご理解、ご協力をいただきながら事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 市民説明会の開催を考えていないということですね。大変残念ですね。では、市長の考える説明が必要な状況というのは、どういう状況を言うんでしょうね。

○議長（大和田和男君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

これで2度目です。今後、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、静粛をお願いいたします。

議事を続けます。遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） どういう状況かということですが、私が考えるには、造るのに30億円と言っていたのが1.5倍に跳ね上がったということですね、45億。また、営業利益は7,000万円と言っていたのが、4,000万円になってしまった。今度は子育て支援センターもこっちに持ってくることになったということですね。これだけでも相当な計画変更なんじゃないかなと思いますし、丁寧な説明が必要なんじゃないかなというふうに考えております。

私は、道の駅そのものに反対のための反対をしているわけではありませんよ。何回も言っているとおり、道の駅ができて、想定どおり多くの来場者が来て、営業利益が出て、多くの方が那珂市の魅力を感じていただいて、この地の活性化につながるんだったらやりましょう。しかし、想定どおりの来場者も来ず、できて二、三年後には閑古鳥が鳴いて、後にそれこそ莫大な借金が残し、私たちの世代だけでなく、子供や孫の世代にまでそのツケを残してしまうことこそ大いに危惧をしているという、そういうことです。それは、私がお聞きしてきた多くの市民の不安でもあり、心配でもあり、そしてその方々が口にされている次世代への愛情なんですよ。

ですから、市長、そんなことにはならないよ、そんな心配要らないよ、こういうふうに考えているからこういうふうにやろうと、責任は私が取るから道の駅やらせてくれよと説明会でそう言っていただけませんか。最後にもう一度、ちょっとお聞きしたいと思っておりますので、

市民への説明責任を何とか果たしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 通告されていませんので。

○17番（遠藤 実君） 打合せではもう一回言いますよと打合せをしておりますね。でも、もしあれでしたらお話していただければと思います。

○議長（大和田和男君） 市長。

どうしますか。答弁しますか。

市長。

○市長（先崎 光君） どういう手違いか分かりませんが、通告いただけていないので、通常答弁しないんですけれども、あえて遠藤議員の熱意に負けて。

先ほども答弁したとおり、そういう状況が必要だと判断したときには、ちゅうちょなく説明会を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。特段のご配慮、ありがとうございました。

私は市民の代弁者である議員でございますから、いろいろな地域の声をお聞きをして、この場でお話をさせていただいているということでございます。大変大事な事業でございますから、私も懸命に質問をさせていただきました。

これをもちまして、1番目の項目は終了いたします。

続いて、2番目の項目、子育て世帯への支援策について質問をいたします。

これは、過去に3度、このテーマで質問しています。内容は、子育て世帯を支援するため、教育、福祉の分野で必要になる経費を無償化してほしいということです。少子化が叫ばれて何年もたち、国・県、市区町村はそれぞれに少子化対策を進めていますが、それでも歯止めがかかりません。一方で、子供を産むための課題というアンケートでは、経済的な問題が常にトップです。国においては、ようやく給食費を支援することになるようですが、それにしても子供を育てるにはまだまだお金がかかります。

そこで、那珂市の子供なら義務教育は完全に無償化、つまりランドセルから始まり、給食費はもちろん、教材費、修学旅行費やPTA会費など、公立学校でかかるものは全て行政が負担をする。つまり、家庭からは取らない。そして、福祉の分野でも、保育料や学童保育料も取らない。これをすれば、那珂市の子育て世帯からはゼロ歳から義務教育が終わる9年生までの15年間、経費を取らないというほかの市区町村では全国どこでもやっていない少子化対策が実現され、那珂市内の若い世代に大きな夢と希望を抱いていただけるでしょう。そして、このようなすごい政策をやっている那珂市なら、ほかからも移り住んできたい。さらに一旦都会に出た若者もいずれは地元に戻って子育てしたいと、戻っていただける政策になるだろうと提案をしました。

そして、これは那珂市の子供の人数を掛け合わせると、義務教育の完全無償化は約3億円、

福祉まで無償化しても合計約7億円で毎年実施できるという試算もいただきました。これは那珂市の一般会計、今の275億円からすると、ざっと2.5%でございます。教育分野や福祉分野だけからじゃなくて、社会全体で子供を育てる仕組みとして、行政の全ての分野から年間2.5%だけ少しずつ削減して、集めてこの政策に集中すると。これをすれば、実は今すぐにでもこれが完全に実現できるんです。こう提案しましたが、それについて、その後どう検討し、どう考えているのかお伺いします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することは、本市にとりましても大変重要な課題であると認識しております。

まず、給食費につきましては、国の政策により、小学校における学校給食の無償化が実現できることとなりました。これにより、保護者の皆様の負担軽減が図られるものと考えております。

一方で、ランドセル、教材費など、義務教育に係る経費全般の無償化につきましては、現時点では困難な状況でございます。

子育て支援は重要な課題ではございますが、予算は限られておりますので、まずは、教育環境の整備などを優先して実施してまいりたいと考えております。

具体的には、特別教室へのエアコン整備につきましては、令和8年度から3か年をかけまして、市内全学校への設置を予定しております。さらに、体育館につきましても、避難所としての機能強化の観点からも空調が必要であると認識しておりますので、特別教室の整備後に計画をしてまいりたいと考えております。

さらに、GIGAスクール構想に基づきました児童生徒のタブレット端末の入替えにつきましても、令和8年度から2か年での更新を計画してございます。

これらの事業は、児童生徒の学習環境の向上の観点から、優先的に取り組むべき重要な施策であると考えております。

今後も、国や県の動向を注視しながら、限られた財源の中で、子育て支援と教育環境の整備のバランスを図りつつ、優先順位を見極めながら、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

令和5年、6年の一般質問におきまして、議員から、保育所保育料及び学童保育料の完全無償化という大きな政策提言をいただきました。この無償化は大変インパクトのある政策と認識をしております。

しかし、保育所及び学童の令和7年5月1日現在の入所状況につきましては、市の人口統

計におけるゼロ歳から5歳児の合計1,833人のうち保育所入所者は1,167人であり、入所率は63.7%、同じく6歳から11歳児の合計2,558人のうち学童保育所利用者は1,018人であり、入所率は39.8%となっております。

そのため、市内全ての児童が利用しているわけではなく、一部の方への経済的支援という考え方もあり、子育て世帯への公平性の観点から、子育て世帯全てに行き渡る支援が望ましいと考えており、無償化は難しいものと考えております。

市としましても、子育て世帯への経済的支援は重要であると認識しておりますので、国や県の動向を注視しながら、子育て世帯への支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今、お二方の部長からご答弁いただきました。それぞれの分野からご答弁いただくと、そういうことになると思うんです。全くそうだと思いますね。ぜひ頑張っていたきたいと思うんですが、だからこそ全ての分野から2.5%集めて、投入していただきたいという大きなまちづくりの提案としてということで受け止めていただいているというふうに思っていたんですけれども、ちなみにこれは経済的な支援なんですけど、支給するのではなくて、取らないという考えですね。このほうが労力かかりませんし、お金もかからないし、すぐできるという意味で、取らない、無償化するという考えで提案をさせていただいているところがございます。これは、やはりインパクトが大事でございまして、何とか若い方を応援するという、そういうふうなことで全部取らないという考えなんです。これは、確かに東京都、もしくはこの間、阿見町が全国ニュースで制服の支援、ちょっと補助するとか、ランドセル支給とか書いてあって、子供が増えていると見ました。それもいいと思うんですが、さすがここまでの政策ではないです。これは全国どこでもやっていないと思うんですよ。これは前例がないからやる必要があるというふうに思っておりまして、那珂市の東木倉出身の根本 正先生が明治時代にこの義務教育費国庫負担制度を唱えて、つくっていただいたから、今、全国の子供たちがただで学校に行けている。今、少子化、また大変な問題なんで、これ、根本 正を生んだ那珂市がやはり全国に先駆けてやる必要があると改めて申し上げたいというふうに思っているんです。

これは何十億円も、何百億円もかかるわけじゃないんですよ。しかも国の支援、県の支援が必要なわけではないですよ。市の中でしっかり行革を進めればできるということなんで、何とかできないかなと思っています。全ての部分から2.5%生み出す、この規模感なんですけれども、例えば、今、市の不用額というのがどれぐらい出ているか、皆さんご存じだと思いますけれども、これは6年度の決算書でございましてけれども、この1年間予算を立てて、執行して、使わなかった額が不用額でございましてけれども、これ、皆さんが努力していただいたおかげで相当不用額が実は出ているんですよ。全ての分野でいくと、実は16億3,000万円が不用額で出ています。これは一般会計263億円のうち実に6%。6%は令和6年度の不

用額、皆さん出してらっしゃる。これは日々の皆さんの努力の賜物なんです。今の頑張りだけでも十分に私のこのご提案した事業が実現できるんですよ。それを言いたいんです。しかも、今の事務事業をほとんどストップさせることなく、実現できるんですよ。

目先を変える、考え方を変える、意識を変える、政治理念を変えるだけで、那珂市の若い世代への大きな支援が実現できます。子育て世帯の大きな希望を行政の手で自ら国や県の支援がなくともできるということなんです。どうですか、市長、やりませんか。これは市長にしか判断ができません。各部横断的に、市全体を俯瞰して見通せるお立場、市長にしかできない。でも市長にならできますよ。これはどこでもやっていないオンリーワンの少子化対策、国や県とは別に市だけでできる。こういうふうな対策なんです。東京に出ていった若者を戻すために道の駅を造りたいと去年、テレビ番組でおっしゃっていましたが、これはやはり道の駅というよりも、こういう子育てをしやすい環境を市長がつくる。これだったら、もしかしたら若者も戻ってきてくれるかもしれません。そういった意味で、このソフト政策と、もともとある那珂市の住みよさをドッキングさせて、政策の理念で那珂市を全国に売り出しませんか。こういうことにぜひ挑戦を進めていただきたいなと思いますけれども、市長に考えをお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

このことについても、かねてから遠藤議員の持論というか、そういうご提案をいただいております。確かに、一理納得するところもありますが、非常に大事なものを伴いますので、今のところ、難しいかなというのが私の結論です。答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

議員の政策提言は非常にインパクトのある政策であり、このうち、ランドセルの無料配付などを実施している市町村も一部ありますが、義務教育に係る経費、保育所保育料、学童保育料を完全無償化している市町村は、全国的に見てもないのではないかと思います。

今後の少子化対策としては、インパクトのある直接的な経済的支援が必要であると考えられますが、限られた予算の中で、施設の老朽化等への対応や、昨今の異常気象等によるエアコンの整備など優先課題への対応が求められているところでございます。そのため、すぐに支援策の実現に取り組むことは難しいと考えますが、今後とも少子化対策としての経済的支援を念頭に置きながら、市民が安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 市長のご答弁もそれはそれで分かるんですよ。そうだと思いますが、ではどうやってこの少子化止めようかねと。ここなんです。どうやったら止まるんだ。国だって、県だって、市だって、もう真面目に一生懸命やってきている。でも、なかなか止まらない。結婚は別にしたくないですよ、子供要らないですよという方の考えを変える気は全

くありません。それはもう価値観です。ただ、そうではなくて、結婚したい、できれば子供を産み育てたい、ただ、なかなか金がなくて大変なんだというのがほとんどアンケートの結果なんです。ですから、そういったところで行政でできること、政治ができることは何なんだ、やはり率直にそういったご家庭に経済的な支援をして差し上げるということなのではないでしょうか。これができれば、相当なインパクトですよ。相当規模、与えられるのではないかと思う。でも、どれぐらいお金が必要なんだということなんです。何十兆円、何百兆円を那珂市に持ってこなければできないのか。そうではなかったではないですか。皆さんの試算でてきたのは7億円ですよ。7億円です。皆さんは一昨年度16億円の不用額を出してもらっています。規模感で言ったら、できない額ではない。それをぶっ込めば、若者に大きな夢を、希望を与えられる。そういう政策なんです。

これはただ、今までやったことがない。どこもやった例がない。だからこれは冒険です。これは挑戦です。でも確実に夢、希望を与えられると思います。これはしっかり検討していただいて、前例関係なしで、那珂市の若い者に夢、希望を与える、少子化をどうやったら那珂市で止められるか、これをぜひ考えていただいて、真剣に取り組んでいただきたいことをご提案申し上げまして、私の今回の一般質問を終了いたします。

○議長（大和田和男君） 静粛に。拍手等のご遠慮ください。

以上で、通告11番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を3時15分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時16分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

議員各位に申し上げます。

一般質問につきましては、議会申合せにより、開会前までに答弁調整を終了することとなっております。先ほど、少々手違い等がございましたので、今後、しっかりとその申合せにより調整を終了することをお願い申し上げます。

執行部で責任ある答弁ができるよう徹底をお願いいたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（大和田和男君） 通告12番、木野広宣議員。

質問事項 1. 那珂市の廃棄家電について。 2. 那珂市における母子健康手帳デジタル化

について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔13番 木野広宣君 登壇〕

○13番（木野広宣君） 議席番号13番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、那珂市の廃棄家電について質問をしてみたいです。

私たちが使っている電化製品の多くは、リチウムイオン電池が使用されております。リチウムイオン電池は、軽量で寿命が長いことから、スマートフォンやモバイルバッテリーなどに活用され、今や生活に欠かせないものとなっております。

しかし、使用後は正しく処分しないと、ごみ処理施設などの火災の原因ともなります。近年、リチウムイオン電池を使用した製品の増加と比例するように火災事故等の件数も急増し、大きな問題となっております。リチウムイオン電池は強い衝撃が加わることなどをきっかけに発火するおそれがあります。リチウムイオン電池が誤った分別区分でごみに出され、ごみ収集車の中で圧縮されたり、ごみ処理施設の破壊機等で衝撃が加わったりすることで発火し、大規模な火災事故につながったケースもあります。

近年、リチウムイオン電池が原因と見られるごみ処理時の火災事故は年々増加傾向にあります。消防隊等による消火されたケースは、2022年度が4,260件であったのに対し、2023年度は8,543件と倍増しております。また、火災事故等の原因別で見ると、モバイルバッテリーが最も多く、次いで加熱式たばこ、コードレス掃除機、スマートフォン、電気かみそりの順となっております。小型で安価なものや表面がプラスチックのものが多い傾向にあり、それらにリチウムイオン電池が内蔵されていても分かりづらいものがあります。

使用済み小型家電の回収、リサイクルを進める小型家電リサイクル法が2013年に施行されました。この法律では、市町村や認定事業者が使用済みの小型家電の回収を行っております。回収方法は市町村ごとに異なります。公共施設や家電量販店などに回収ボックスが設置され、ごみ回収場所ではほかの資源と併せて回収していく場合もあります。リサイクルをする認定業者が宅配便を利用して独自に回収を行っている場合もあります。

先ほどは全国的な火災件数でしたが、総務省が1月に発表した2025年1月から6月までの県内の火災件数は9件ありました。皆様の記憶に新しいのが県内においても令和6年12月に常総環境センターでのリチウムイオン電池による焼却場火災がありました。火災になったため焼却場が使用できなくなり、改修費用もかなりかかるとの報道もありました。

私もこの報道を知り、令和7年、昨年3月、環境課に県内も含めて小型家電回収ボックスが設置されているところが多くなっているため、本市でもぜひ設置いただきたいと要望いたしました。そして、昨年12月に本市においても2か所設置していただきました。詳しくはこの後の質問の中で改めて説明いたします。

このことは、本市だけではなく、各自治体においてもこの事由に関しては切実な問題でもあります。昨今、2月24日の茨城新聞では、大洗町で町内86か所にコンテナボックスに乾電池と書かれたものを貼り、これは那珂市で使っているコンテナと同じになります。大洗町でも町民の皆様の適切な分別意識をお願いしたいと回収を始めた自治体もあります。そうしたことを踏まえて質問させていただきます。

初めに、現在の2か所の設置の運用状況、利用状況、回収量、住民の反応について伺いたします。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

本市における電化製品の処分につきましては、テレビ、エアコンなどの家電4品目を除く、廃棄小型家電は、缶類の収集日に、リチウムイオン電池などの小型充電式電池は、有害ごみの収集日に指定のごみ集積所に排出していただいております。

また、小型家電に含まれる資源のリサイクル促進及び小型充電式電池が原因による火災の予防手段といたしまして、令和7年12月1日より、本庁舎及び瓜連支所に廃棄小型家電と小型充電式電池の回収ボックスを設置しております。

設置から2か月が経過いたしました。これまでに携帯電話などの小型家電製品が本庁舎90個、支所11個の計101個、小型充電式電池が本庁舎177個、支所4個の計181個、コード類や加熱式たばこなどが本庁舎57個、支所4個の計61個で、合計343個を回収いたしました。その中で多かった品目は、リチウムイオン電池が96個、次に携帯電話端末が56個でした。

市民からは、回収ボックスを市が設置したことで、安心して廃棄できるようになったとの声をいただいております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ありがとうございます。

市民の皆様が早速利用していただいていると伺い、安心と設置をお願いしたことの市の対応に感謝いたします。それだけ関心があるのだと改めて痛感いたしました。

ここで、議長の許可をいただきましたので、資料をご参照ください。

この写真は、現在、本庁舎1階総合案内脇にあります。また瓜連支所にも実際設置されている回収ボックスになります。二つあり、廃棄小型家電と小型充電式になります。実際に見られた方、利用された方もいらっしゃると思います。ほかの自治体では、形は異なりますが、同じように回収ボックスを設置しているところも結構あります。それと、設置されてから2か月が過ぎましたが、これだけ市民の皆様が利用していただいていることに感心していることと、いかに身近にごみの捨て方というか出し方などを含めて処理の対応がご理解いただいたことに驚いております。改めて、設置したことに心よりよかったと思っております。

次に、設置候補地の検討基準や地域住民への周知方法について伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

設置する施設につきましては、市民が訪れやすく、盗難や回収物の発火などが発生した場合に、職員が対応できる施設としております。

このような考えから、本庁舎や図書館などの市民が多く訪れる市の施設で検討し、まずは、本庁舎と瓜連支所で開始することといたしました。

市民への周知方法につきましては、市ホームページ及び令和8年1月13日に発行の広報なかに掲載をいたしました。また、市ホームページ及び公式SNSの更新を繰り返し行い、閲覧者の目に留まるようにしております。

さらには、イベントでのPRや適宜広報紙への掲載をしながら、回収ボックスの利用促進を図り、資源リサイクルの推進と小型充電式電池を原因とする火災の予防に関する周知の徹底を引き続きしてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 確かに設置される施設においては大変重要なことと思います。ただ、これだけ収集方法がいかに分かりやすく、関心があったこと、そして市民の皆様の利用にもつながったことだと思います。今後も引き続き市民の皆様の利用につながるよう、よろしく願いいたします。

次に、今後、市内に設置場所を増やす方針はあるのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

回収ボックス設置場所の増設につきましては、市が管理する施設と調整し、進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 先ほども大洗町の例を出させていただきましたが、管理に关して言いますと、最悪の事例などを想定した場合を考えると、公共施設全部に設置とは難しいのかと思います。最初に設置しようと考えた公共施設、市立図書館、この施設に関しては課題が多いと思います。それらを踏まえて、今後ご検討、調整いただきますよう要望いたします。

次に、設置拡充に伴う管理体制や費用負担、維持管理の課題について伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

現在は、週2回から3回の頻度で、職員が回収ボックスから廃棄小型家電等を回収し、環境センターに搬入しております。

設置場所の増設における管理体制や維持管理におきましては、新たな回収作業及び設置し

た施設職員の業務負担が想定されます。

また、費用負担においては、廃棄家電の発火の危険があるため、金属製の回収ボックスを購入する費用がかかります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 先ほど述べたように、ただ置けばよいとは私も思っておりません。維持管理など費用もかかりますし、もし何かあればなどと、その場で判断となりますので、ぜひご検討いただければと思います。

次に、中長期的に考えて、市全域で利便性を確保するための計画、スケジュールについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市といたしましては、廃棄小型家電に含まれる資源のリサイクル促進と、小型充電式電池の適正な分別がなされないことによる、回収車及び処分施設における火災事故の発生を防ぐため、長期的に、市民へ適正排出の周知を繰り返し行ってまいります。

また、小型家電に含まれる資源のリサイクルによる有効活用を促進するため、早期に、施設管理者と維持管理体制などを調整し、身近な場所で廃棄できる回収ボックスの増設を進めて市民の利便性向上につなげてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） リチウムイオン電池の三つのCというのがありまして、賢く選ぶ。

1つは購入前に販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する。二つ目として、PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する。3、非純正品については、取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか、確認する。4、購入時に廃棄の方法を確認する。

二つ目といたしまして、丁寧に使う。一つとしては、強い衝撃や圧力を加えない。二つ目に、高温になる場所では、使用、管理しない。三つ目は、安全な場所で、目の届くところで充電する。4、異常を感じたら、使用を中止する。5、発火したときは、まず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する。6、リコール情報を確認する。7番目といたしまして、公共交通機関では持込みのルールを守るとともに、留意事項を確認する。最近では、結構飛行機の中で事故が起こったりとかがございます。

また、三つ目といたしましては、正しく捨てる、そして資源循環。一つは、リチウムイオン電池使用の有無を確認する。2、廃棄する前には電池を使い切る。3、廃棄方法を確認する。4、リサイクルされる廃棄法を選択する、ということがございます。

リチウムイオン電池が原因の火災事故等が発生した市区町村において、2024年、令和6

年度に実施した調査によると、最も火災事故が発生している分別区分は不燃ごみで、全体の72%でありました。一般的に不燃ごみは、回収したごみをそのまま埋めるのではなく、ごみを細かく砕いて、容積を減らします。次に、ごみの中にある資源物を回収するという処理を行います。不燃ごみにリチウムイオン電池が紛れていると、細かく砕く段階で電池に加わった衝撃により発火し、そして電池の中の電解液に引火して火災につながることもございます。安易に不燃ごみとして処分せず、必ず各自治体のルールを確認することが大事であります。

県内においては、そのまま捨てることが多いと思いますが、私も含めて、那珂市のごみの出し方を確認し、捨てることを改めて痛感いたしました。皆様もごみの収集、処分がいかにか大事かということを確認していただくとともに、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

那珂市における母子健康手帳デジタル化についてであります。

令和4年第2回定例会でも質問させていただきましたが、その後について、改めて質問させていただきます。

母子健康手帳については、本市の交付状況について質問しましたが、当時の答弁は、国が定めた紙媒体を使用した母子健康手帳を妊婦の方に交付し、内容は二つあり、産科、小児科での医療機関と行政の保健部署の専門職、保護者が安全な出産と健やかな子育てを行うための医学的な情報を共有することでありました。そして、保護者が自分のお子さんの子育てに関する記録が取れることもありました。交付の際には、妊娠中の健康管理についても保健指導を行い、妊婦一般健康診査受診票や子育てガイドブックなどを渡し、市として子育て支援の案内もしているとのことでありました。その後、私のほうから那珂市ではアプリの導入について考えているのかとの質問をさせていただきましたが、従来の母子手帳に加え、母子手帳アプリの導入を進める自治体も多くなっているとの答弁でありました。当時は民間によるアプリ開発が進み、行政は少し対応が難しかったと思います。

しかし、ここ数年、状況はかなり変わってきております。那珂市議会でもユーチューブなどでの本会議の配信、SNSでの配信など、状況もかなり変わってきております。母子健康手帳デジタル化について、2026年度以降、スマホから問診票入力や健診記録の確認が可能とあります。

政府は、妊娠から小学校入学前までの子供の健康状態や予防接種など、記録、管理する母子健康手帳のデジタル化を2024年度から加速化し、また目的は変わらず、母子健康手帳デジタル化は変わらず、手続や効率化を求めるなどとしております。2025年をめどに母子健康アプリを正式な手帳に位置付ける見通しも明確であります。

母子健康手帳がデジタル化されると、どのように変わるのか。一つには、紙での問診票記入が、スマホで問診票記入となります。二つ目は、紙の受診票、接種券で本人が確認できます。三つ目として、紙の母子健康手帳で記録の確認がスマホで確認できるようになります。母子健康手帳のデジタル化に伴い、民間の母子手帳アプリから妊婦・乳幼児健診や、子供の

予防接種の問診入力で、スマホからの健診診断、その後の健診等を含め、入力可能となり、利用しやすくなります。ほかにも受診券や接種券の管理にマイナンバーカードの本人確認、健診結果や接種記録も自動的にアプリに反映されることとなります。私の認識には意見とかあると思いますが、全国的には青森県むつ市、新潟県小千谷市、広島県三原市、熊本県上天草市など全国12市町村で試験的に行っているとされております。また、現在は妊産婦の間で母子健康手帳を補うアプリの利用が広がっていると。また、紙で発行している母子健康手帳のみが正式な手順と認められているのが現状であります。

そうした状況を踏まえて、質問させていただきます。初めに、那珂市の母子健康手帳アプリの導入に向けた検討状況について伺いたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、本市では、母子保健法に基づき、紙の母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までの健康管理や成長記録のほか、妊娠・出産・育児に関する情報提供に活用しております。

以前、議員からご質問いただいたことも踏まえ、母子保健事業に参加された方を対象にアンケート調査を実施し、アプリの導入について検討を続けてまいりました。今年度は県内市町村への聞き取り調査も実施し、民間事業者などが提供するアプリを導入している自治体が増えていることを把握してございます。

民間アプリは、子育て情報などをプッシュ型で通知できるほか、育児記録を入力することにより活用されておりますが、現時点では公的な母子健康手帳そのものを電子化したものではないため、予防接種歴や健診結果などについては自動的に反映されるものではありません。

そのため本市におきましては、国が検討を進めている電子版母子健康手帳の導入を考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 確かに、今回も国の動向を見てとのことでありますが、国が導入する際はぜひ本市も素早い対応をお願いしたいと思います。

次に、電子版母子健康手帳の導入により、どのような利便性の向上が期待できるのか、伺いたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

電子版母子健康手帳は、国が進める母子保健情報のデジタル化により、スマートフォンなどでも、いつでも予防接種歴や健診記録などが確認できるようになることが見込まれております。

さらに、医療機関を受診した際に、自治体で記録している必要な情報を医師が閲覧できるほか、他の自治体に転出した際にも健診や予防接種の情報が引き継がれ、適切な時期に健診

や予防接種の案内が届くようになります。

また、災害時や救急時において、紙の母子健康手帳がなくても、マイナポータルを通じて医療機関などで母子の健康情報を確認できるなど、関係者間の情報共有の円滑化が図られ、住民の利便性の向上に資するほか、自治体や医療機関等の事務負担の軽減なども期待されているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 確かに、マイナポータルを通じてとのことではありますが、住民の利便性の向上などありますので、ぜひ期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、電子版母子健康手帳が導入された場合、現在の紙の母子健康手帳との併用はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

電子版母子健康手帳の導入に当たりましては、必ずしも全ての世帯において対応できるとは限らないこと、また紙の手帳による管理を希望される世帯への配慮や、医療機関など関係機関におけるデジタル化への対応状況を踏まえると、当面は紙の母子健康手帳との併用が必要であると考えております。

また、国におきましても、母子健康手帳のデジタル化を推進する一方で、紙の手帳についても引き続き活用されることを前提に方針が示されております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 確かに、紙での母子健康手帳も引き続き対応する方針ということで、ご理解いたします。

次に、電子版母子手帳導入にセキュリティ及び個人情報保護についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

電子版母子健康手帳の導入に当たりましては、セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保が重要であると認識をしております。国におきましては、マイナポータルなどとの公的基盤の活用を含め、安全性を確保しながら、母子健康情報のデジタル化を進める方向性が示されております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 確かに、個人情報につきましては、取扱いが大変重要だと思ってお

ります。安全性を確保しながら、ぜひよろしく願いいたします。

次に、今後、市として電子版母子健康手帳の導入はいつ頃を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

国におきましては、令和6年度に母子健康手帳の今後の在り方などを検討する有識者会議を設置し、将来的に電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、課題の整理や対応について検討が進められております。令和7年度中にはガイドラインが示される予定ですが、具体的な導入時期は未定となっております。

本市といたしましては、今後示される当該ガイドラインの内容を踏まえ、市民の利便性及び安全性に十分配慮しつつ、また医療機関をはじめとする関係機関の環境整備に対する理解や国の動向を注視しながら、必要な準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 確かに、以前も同じ答弁だったと思いますけれども、やはり国の動向を注視するということでしたので、しっかりと、もし国のほうでやる場合には、市のほうも対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

政府は、母子健康手帳の在り方や母子健康手帳の機能について再度アプリの見直しを含め、制度見直しを位置付けられております。今後も、前向きな検討をしていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告12番、木野広宣議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（大和田和男君） 続いて、日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第1号及び議案第3号から議案第25号までの以上24件を一括して議題といたします。質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（大和田和男君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第1号の1件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第3号から議案第25号までの以上23件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認をお願いします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時44分

令和8年第1回定例会

那珂市議会会議録

第5号（3月23日）

令和8年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第5号)

令和8年3月23日(月曜日)

- 日程第 1 議案第 3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第14号 那珂市空家等対策の推進に関する条例
- 議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算
- 議案第18号 令和8年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第21号 令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算
- 議案第24号 市道路線の認定について
- 議案第25号 市道路線の廃止について
- 日程第 2 議案第26号 那珂市副市長の選任について
- 日程第 3 議案第27号 那珂市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 議案第28号 那珂市教育委員会委員の任命について

- 日程第 5 議案第 29 号 那珂市監査委員の選任について
日程第 6 議案第 30 号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 7 議案第 31 号 人権擁護委員の推薦について
日程第 8 議員派遣について
日程第 9 委員会の閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	大和田 和 男 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	富 山 豪 君
11 番	花 島 進 君	12 番	寺 門 厚 君
13 番	木 野 広 宣 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕 四 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	加 藤 裕 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市 民 生 活 部 長	秋 山 光 広 君
保 健 福 祉 部 長	生 田 目 奈 若 子 君	産 業 部 長	大 内 正 輝 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上 下 水 道 部 長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	浅 野 和 好 君	消 防 長	寺 門 薫 君
会 計 管 理 者	秋 山 雄 一 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	澤 島 克 彦 君
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君		

議会事務局職員

事務局長 会 沢 義 範 君 次 長 補 佐 (長 総 括) 三 田 寺 裕 臣 君
次 長 補 佐 岡 本 奈 織 美 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに搭載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに搭載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場内の皆様、傍聴の皆様一言申し上げます。

本日は、多くの皆様に傍聴としてご参集賜り、お越しいただき、開かれた議会を旨とする私たちといたしましても感謝申し上げます。

しかしながら、今定例会において、数度ですが、傍聴人に対し注意をさせていただきました。議会内においては、会議規則があり、そこには傍聴人に対する規則も明示をされております。会議中においては、私語やかけ声、拍手など、音を立てることはご遠慮を賜りたいと思います。せっかく足を運んでいただいたのですから、各議員、また、執行部の市長等を、規則にのっとり拝聴だけしていただいて、静粛にさせていただくことを改めてお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方もご配慮をお願いいたします。

◎発言の訂正

○議長（大和田和男君） ここで、本日の議事に入ります前に、教育部長から3月6日の寺門 勲議員の一般質問に対する答弁内容について、発言を一部訂正したい旨の申出がありましたので、これを許します。

教育部長。

○教育部長（浅野和好君） 一部訂正をお願いいたします。

3月6日の寺門 勲議員からの一般質問におきまして、小中学校の落雷事故防止対策において、避雷針、避雷球の設置状況の質問に対しまして、市内の小中学校においては避雷針などは設置しておりませんと答弁をいたしましたが、2つの学校に設置していることを確認しましたので、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

◎議案第3号～議案第25号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第1、議案第3号から議案第25号までの以上23件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小宅清史委員長、登壇願います。

小宅委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小宅清史君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小宅清史君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例外7件です。

次に、結果でございます。

議案第4号から議案第6号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第17号及び議案第19号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。理由でございます。

議案第4号は、給食調理業務の民営化や施設の統廃合に伴い、比較的職員実数に変動がある期間が生じた一方で、福祉の複雑化、子育て支援の充実、産業振興の必要性の増加等の事情により、市長の事務部局の職員が定数に迫りつつあります。このことから、必要となる行政課題に対応できるよう、本条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、令和7年8月に発出された人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律が令和8年4月1日施行により改正され、駐車場等利用者に対する通勤手当が新設されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正概要としては、駐車場等利用者に対して、月5,000円を超えない範囲で駐車場等の料金に相当する額として、市規則で定める額を通勤手当として支給できるよう改正するものです。

議案第6号は、近年の福祉業務に係る現業員（ケースワーカー）業務の複雑化、困難事案の増加の現況を鑑みるとともに、近隣市町村における特殊勤務手当の支給状況から、現行の

福祉事務所現業員に対する特殊勤務手当について、その対象を生活保護に係る現業員から拡大するため、本条例の一部を改正するものです。

改正概要としては、現行の福祉事務所の現業員とあるところを福祉業務の現業員に改編し、その支給対象となる業務について規則に委任するものです。

議案第11号は、近年、大規模災害における緊急消防援助隊の派遣や救急需要の増加による重症事案への対応など、消防業務は従来の危機業務に加え、より高度な専門性、即応性が求められるなど、業務負担が一層増大しています。こうした状況を踏まえ、特殊勤務手当について所要の改正を行うものです。

改正概要としては、消防職員に支給する特殊勤務手当について、現場の実態や業務負担に対応した支給体系へと見直すものです。

議案第12号は、近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントバレル（木たる）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しており、現行のサウナ設備とは別に小規模サウナに対して基準を定める必要性が生じていること、また、過去の大規模地震において、電気が起因する火災が多数発生していることから、災害時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及促進が必要であるとされました。このことから、総務省消防庁が定める火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第15号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第17号の当委員会所管部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第19号は特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。

○議長（大和田和男君） 続いて、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。

寺門 勲委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告申し上げます。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例外7件でございます。

次に、結果でございます。

議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第22号から議案第25号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第10号は、都市公園において、遊びの場や憩いの場という役割に加え、地域活性化や市民サービス向上の場としてのニーズも高まっていることから、興業の実施に係る規定を「行為の禁止」から「行為の制限」に変更するものです。

議案第14号は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、那珂市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正し、法律と重複する条項を削除した上で、法改正により所有者等の責務強化がなされたことから、所有者等の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務を含め、空家等対策全般について定める「那珂市空家等対策の推進に関する条例」とするものです。

議案第15号、議案第17号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第22号、議案第23号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第24号は、市道路線6件を認定するものです。

議案第25号は、市道路線3件を廃止するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大和田和男君） 続いて、教育厚生常任委員会、富山 豪委員長、登壇願います。

富山委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例外10件でございます。

次に、結果でございます。

議案第3号、議案第7号から議案第8号、議案第13号、議案第15号から議案第17号、議案第20号及び議案第21号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第9号及び議案第18号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第3号、令和8年6月施行の予防接種法の一部改正により、定期予防接種データベースが整備されデータ登録が行われることに伴い、市で実施する任意予防接種についてもデータ登録できるよう、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により個人番号を利用するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第7号は、令和7年度税制改正による政令等の改正に伴い、「特定扶養親族控除」が新設されたこと等により、茨城県医療福祉対策実施要領の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、外の基準府令における同種の規定に合わせた表記の見直し等があったため、本条例の一部を改正するものです。

議案第13号は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布されたことに伴い、特定

乳児等通園支援事業者がその事業を行う際に遵守しなければならない基準を定めるため、本条例を制定するものです。

議案第15号、議案第17号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第16号、議案第20号及び議案第21号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第9号は、国民健康保険特別会計において、令和5年度から歳出が歳入を上回り、不足分の補填のため、支払準備基金を取り崩して対応し税率等を据え置いてきましたが、基金が減少し安定的な運営ができない状況となっているため、令和8年度から税率等について改正を行い、収入を確保するものです。

あわせて、子ども・子育て支援法第71条の3第1項の規定により、令和8年度から新たに徴収を開始する子ども・子育て支援納付金について所要の改正を行うものです。

議案第9号及び議案第18号は、委員より、国や県の政策に納得ができない、支払準備基金を多少取り崩してでも、特に負担の大きい方へ配慮すべきものであるという反対討論があり、採決の際、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大和田和男君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

また、質疑の際は、議案等の番号を述べてから発言されるようお願いいたします。

質疑ございませんか。

渡邊議員、自席でお願いいたします。

○6番（渡邊勝巳君） 産業建設常任委員会の委員長にお聞きしたいと思います。

議案第17号なんですが、こちらの予算の中には、道の駅に関するものがあるかと思います。

これにつきまして、委員の方々からどのような質問があったのか、また執行部からどのような答弁があったのかお聞きいたします。

○議長（大和田和男君） 寺門 勲委員長。

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） お答えいたします。

委員から、今年度工事請負費、これ造成工事になりますけれども、4億300万円となっております。以前は3億8,000万円でありましたが、その額が上がった理由、これどういう理由なのかという委員からのご質問がございました。

その中で、執行部からは、3億8,000万円は基本設計時の概算の額であり、今回、実施設計を行うに当たって、数量や物価高騰等の要素を鑑みて、余裕を持って精査した結果が4億300万円となりましたというご答弁がありました。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 外にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に反対・賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

また、討論の発言に際しましては、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

討論の順序につきましては、会議規則第53条の規定により、議長より指名をいたします。

討論の通告がありましたので、初めに、花島 進議員に発言を許します。

花島議員、自席でお願いいたします。

○11番（花島 進君） 議案第9号と議案第18号に反対の意見を述べます。

両議案とも、那珂市国民健康保険税の徴収に関わる条項です。

議案第9号については、国民健康保険税の条例の一部を改正する条例で、これは徴収の部分ですね。

これは、先ほど教育厚生常任委員長から報告がありましたように、これまで、国民健康保険税の県に納める額が、市民から徴収する額よりも多かった分を支払準備基金の残額から補填していました。

これが、今年度終わりで、約1.47億円ぐらいになるということで、これ以降同じようなことができないということから改定の提案があったわけです。

この背景には、数年前に国の制度が変わって、国民健康保険の被保険者になる基準が変わり、これまでの国民健康保険者の一部が、協会けんぽや組合健保に移行するようになりました。その部分というのは比較的収入の高い部分と見られます。

もう一つは、国や県の方針で、一般会計から国民健康保険会計の繰入れが抑圧されていることがあります。数年前は、一般会計から年間多いときは1億円くらい補填していました。それが現在ほとんどありません。

今回の改定では、執行部の試算によると、最大14万円の増税になる被保険者の方がいます。そのほか、全体的に市民の負担が大きく変わりますので、私としては、一つは国の政策、そして県の方針、そしてまたそれに倣う那珂市の姿勢に賛成できないので、議案第9号、国民健康保険税の改定について反対しますし、同じように第18号の国民健康保険会計についても反対いたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 続いて、笹島 猛議員に発言を許します。

笹島議員、自席でお願いいたします。

○15番（笹島 猛君） 私は、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

この当初予算のうち、ふるさと寄附金「ふるさとの便り」事業費6,356万円の予算が計上されております。

ふるさと納税については、その在り方に様々な議論があります。例えば、ふるさと納税の返礼品をめぐって、総務省は、返礼品は地場産品として、返礼品は寄附額の3割以内とするなど、基準を設けております。

この3割ルールは、自治体を悩ませておりますが、この制度を生かして自治体独自の財源はしっかり比較をし、魅力ある施策に活用している市町村も増えております。

このふるさと納税については、私がかねてから大いに活用すべきと訴えてきたところがありますが、那珂市の実績といたしますと、この制度をうまく活用しておらず、納税額は近年4,000万円から5,000万円あたりで推移し、県内でも下位に低迷して赤字状態が何年もわたって続いている状況です。

利用ポータルサイト18サイトでポータルサイト利用料金は1,526万7,000円の予算を計上しておりますが、できれば閲覧数が多いポータルサイト3、4社に絞るべきです。そして、ありきたりの特産品ではなく、那珂市のふるさと寄附金でしか購入できないもの1品、2品の返礼品を添えないと寄附金の拡大はしませんし、リピーターも増えません。

使える財源は限られているのですから、なぜ、このふるさと納税をもっと積極的に活用して財源を増やしていかないのか、不思議でなりません。

そのような中、今回も事業継続しているのですが、もっと手法を工夫して、これなら納税額が増えるという施策に取り組むべきです。

この事業内容では、この状況を打開するとは思えません。もっと財源を取っていくという気概を感じさせることができない予算です。今あるこの制度を効果的に活用できなければ、今後計画されている道の駅のような大規模商業施設を成功に導くことなど相当厳しくなると思えてなりません。まず、今取り組んでいるふるさと納税事業を県内上位に食い込めるくらいの事業展開を期待したいところですが、残念ながら、今回の予算、そして事業はそうなっておりません。

その意味で、この予算を認めることはできませんので、私はこの当初予算の議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算に反対いたします。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 議事進行をよろしいでしょうか。

○議長（大和田和男君） 議事進行の発言としてですか。

○9番（小宅清史君） はい。

○議長（大和田和男君） 内容はどのようなものでしょうか。

○9番（小宅清史君） 今、笹島議員からの発言ですけれども、例えば、赤字だというような内容でしたが、それは事実に基づかないことなので、ご訂正いただきたいと思っております。

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○議長（大和田和男君） 再開をいたします。

ただいまの小宅議員の議事進行の発言に対して、企画部長の発言を許可いたします。
企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） 答弁を申し上げます。

寄附金に対する予算の割合は、総務省のルールにより、返礼品などの調達費用を含めて寄附額の5割以下と定めております。

また、市外に納税されるものに対しまして、交付税措置として別に国からの交付税が措置されておりますので、赤字ではございません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 赤字ではないという企画部長の答弁でした。

赤字という部分に関しては、交付税という話がありましたけれども、修正していただいて、どうでしょうか。

笹島議員。

○15番（笹島 猛君） これは、実質赤字なんですよ。

先ほど言っていたとおり、交付税措置があるからということで補填しているわけであって、それ認めてほしいんですよ、実質赤字なんです。

要するに、収入から支出を引いた分に対しては赤字だというふうに、私、2年前に、去年、おとしの一般質問のときに、ふるさと納税について問いかけたときに、実質1,500万円から2,000万円の赤字だということを認めていらっしゃったと思ったんですけれども、今、今回限って、その実質赤字じゃないということを言って、それは何で赤字じゃないのかと聞いたら、交付税措置で補填していると、これ実質赤字のところ交付税措置を補填してからということで黒字化させると、とんとんさせるということで間違いないんじゃないですか、何かおかしいですか、それは。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） 国からの交付税措置については、その制度ですので、あくまでも国の制度にのっとって交付税措置をされておりますので、その点も含めると赤字ではないということでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 赤字という部分に関しては、その部分だけ、再度、今の発言もう一度、マイク入ってなかったので、笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今言っていた、赤字じゃないということを認めまして、ただ、私が

言いたいことは県内でも最下位に近いということだけは認めてほしいということで、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 先ほど笹島議員のほうから、赤字という部分に対して修正の、取消しという発言がありましたので、そのようでも進めさせていただきたいと思えます。

続きまして、討論を続けたいと思えます。

原田悠嗣議員に発言を許します。

原田議員、自席でお願いいたします。

○3番（原田悠嗣君） 私は、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算の道の駅整備課所管部分に反対の立場から討論させていただきます。

一般会計予算全ての反対ではなく、その中の商工振興費、複合型交流拠点施設「道の駅」整備事業に関する予算に反対いたします。

現在、道の駅整備事業に関しては、実施設計が終了し、2月25日の全員協議会でその内容が議会に説明されました。

しかし、想定利用者数に関する事等、もっとしっかりと精査し議論しなければいけないということがあるなど私が思っているにもかかわらず、執行部としては、性急に事を進めようとしているなというふうに私は感じております。

市民の税金、そして国の補助金を使って行う事業であり、建物も数十年残り、維持管理費や運営費が今後継続的にかかってくる、そういった事業であるため、焦って事を進めて失敗してしまうと、市の財政と市民生活に大きな負担となってまいります。したがって、造成工事を焦って進めずに一旦立ち止まって、道の駅事業の精査、見直しを行うべきであるという、そういう意味で反対をいたします。

そう考える具体的な理由を以下2点で述べさせていただきます。

まず1点目は、道の駅の想定利用者数のこの解釈に関して、改めて精査、議論する必要があるということです。

確認させていただきますが、現在の道の駅想定利用者数95万人というのは、前面道路の計画交通量を基に算出した基本計画時の想定利用者数約77万人に対して、その23.1%の増加を見込んで約95万人と今算出されているということ、これは議員の皆様も既知のことと思えます。基本計画時に算出された77万人を基に、そこから23.1%増加して95万人の想定利用者数ということです。

それでは、この基本計画時には、どのように77万人という想定利用者数が算出されたのかということを確認してみると、これは、基本計画の65ページにその算出方法が示されています。こちらは、市のホームページからも見ることができますので、よければ今見られる方は見ていただいて、後で皆さんも確認していただきたいと思うのですけれども、こちらに示されている算出方法を見ますと、9時から18時の計画交通量掛ける補正立ち寄り率掛ける乗車率掛ける356日イコール想定利用者数となっております。

こちら、もうちょっと丁寧にみると、まず、この計画交通量というのは、9時から18時の予測される平均交通量のことです。この基本計画に示されているものであれば、大体1万2,000台通りますというふうに予測になっております。

続いて、補正立ち寄り率ですが、こちらは、東日本高速道路の設計要領に基づいて出されたものであり、前面道路の交通量のうち、何台が道の駅に立ち寄るかという割合です。もともとたしか0.175という数字だったと思うんですけども、そこに常陸太田市とか常陸大宮市道の駅があるという、そのところから補正されて0.07とか、あと、幅がある数字になっていますけれども、そういうふうに算出された数字であります。

そして、乗車率というのは1台に乗っている平均乗車人員です。つまり、車1台に平均何人乗っているかということです。これは、普通の車とかバスとかも含めて平均で出しています。

最後の365日は営業日数です。

これらを全て掛け算するということですが、まず、計画交通量掛ける補正立ち寄り率で割り出されるのは、9時から18時の間に何台の車が道の駅に立ち寄るのかということです。そして、それに乗車率を掛けることで割り出されるのは、9時から18時に何人が道の駅に立ち寄るのかということです。そこに、営業日数365日が掛けられて1年間の利用者数というふうに出されています。

この数式を見ると、基本計画で示されている想定利用者数の意味は、道の駅に立ち寄る人の人数、つまり、道の駅への想定来場者数というふうに読み取ることができるというのは明白です。その基本計画の想定利用者数を23.1%増加させて算出した95万人という想定利用者数も、当然、想定来場者数というふうに見るのが普通だなと私は思っております。

レジ通過者数95万人というのが、今の執行部のシミュレーションだと思うんですけども、この来場者の中にトイレのみの利用者や駐車場だけの利用者、そういった人は1人もいなく、なおかつ、赤ちゃんや子供も含めた来場者全員がレジを通過するという今の解釈ですというふうになってしまうわけです。

これに関しては、遠藤議員もずっと前から指摘していますが、私も、この来場者全員がレジ通過者ということはあまりにも非現実的な見積りでおかしいなと思うので、立ち止まって精査、議論するべきだと、そういうふうに考えているわけです。

これについては、執行部もおっしゃっていたんですね、令和6年の3月12日の全員協議会の議事録17ページにあるのですが、遠藤議員の、道の駅に入って来た全員が950円買っただけで7億円でないと成り立たない計算で間違いはないですかという質問に対して、執行部は、立ち寄った方全員がレジ通過というふうにはなっておりますというふうな答弁をされています。

ただ、この執行部の答弁に関しても、もっとしっかりと精査して議論しなければいけないなというふうに思っております。ただ、何かというと、答弁の内容が変わってしまっているなというふうに感じるわけです。

それは、令和7年第2回定例会での桑澤議員が質問の中で、約95万人はあくまでもレジ通過者かと思いますが、総来場者数は明らかにこの数字以上が想像されますが、レジを通過しないトイレのみや情報発信施設だけの利用を含めた総来場者数の見込みはどう捉えているんですかという、そういった質問に対して執行部は、レジ通過者数の約1.4倍程度が総来場者数となると推察しておりますと答弁されています。

ですので、執行部は、令和6年3月12日時点では、立ち寄った方全員がレジ通過、つまり総来場者数イコール、レジ通過者数と言っていたのに、令和7年の6月16日には、レジ通過者数の約1.4倍が総来場者数というふうに変わってしまっているわけですね。

この執行部の答弁の変化について、なぜ変わったのか、その根拠は何かというよりも、そもそもどちらの解釈が適切なのかということですね。私は、数式を見ると前半のほうが正しいのかなというふうに思っているんですけども、そこに対して十分に精査できていないというふうに感じております。この解釈は、総来場者数イコール、レジ通過者数なのかというのは、非常に道の駅の経営を予測する上で、そこに直結する大事なことです。

これに関して、十分な精査、議論をしないまま造成工事を進めるべきではないと思いますので、ですので、一旦立ち止まってここを見直し、精査をしていただきたいなという、それが私の思いであります。

2つ目は、これもうずっと、僕、しつこく言っていますけれども、建築アドバイザーとの随意契約の妥当性の根拠となる客観的な数値とかを基にしたデータが示されていないなという点です。

藤森氏を選んだ根拠の一つとして、令和7年の第1回定例会では、これ執行部の答弁ですけども、藤森氏は現代建築と自然との調和をテーマとした建築設計を行うことで知られる建築家であることに加え、太古から現代まで世界のあらゆる建築を凌駕した建築家としても高度に蓄積された知見を有しており、地域の特性や歴史的背景を踏まえた独創的な空間を創造する上で、他に類を見ない唯一無二の存在であることから、本市の道の駅建設を進めるに当たり随意契約を締結している、といった答弁をいただいております。

ですが、私からすると、この根拠は全て主観的で、客観性、合理性に欠けているなというふうに感じます。

随意契約ですので、なかなか特殊な契約ですので、藤森氏以外の建築家ではなぜ駄目だったのかということとかを、そういうことを数字で示した客観的で合理的な根拠が必要だなと思っております。

そして、今回の予算には、ワークショップ運営業務として199万円が乗せられています。こちらは、令和8年度に関しては、藤森氏の講演会を開催する費用ですね、ワークショップに先立ってということで上げられています。市民参加型のワークショップならまだこういう予算を乗せるというのも分からなくもないんですけども、それに先立った講演会というのを行う必要があるのかということも、私としては疑問がありますし、何よりもただの講

演会の運営に199万円も費用がかかるのかということも私は疑問です。私、個人的に100人規模の講演会とかの運営にも携わったことがありますけれども、ここまでの費用はかからないかなと思っております。

以上のことから、私は、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算の道の駅整備課所管部分である商工振興費、複合型交流拠点施設「道の駅」整備事業に関する予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 静粛に、拍手等のご遠慮ください。

続いて、渡邊勝巳議員に発言を許します。

渡邊議員、自席でお願いいたします。

○6番（渡邊勝巳君） 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

まず、前提として、今回の争点となるのは、道の駅に関する内容であると私は理解をしております。その上で申し上げます。

道の駅につきましては、これまで全議員に対し執行部から多くの時間をかけ説明をいただいたところでございます。また、議会におきましても、産業建設常任委員会においては、多くの議論や調査を行い、さらに、基本計画、基本設計、そして、今年度は用地買収費と実施設計の予算を可決し事業の執行を認めてきたところでございます。

執行部からの説明があった道の駅の計画に対しまして、私自身もその内容や根拠、それが妥当なものであるかどうか、国の制度、国の調査結果、そして他の道の駅の計画、さらには、文献等を参考に検証してまいりました。

結論から申しますと、私の考えとしましては、本計画は妥当だと考えております。

しかし、根拠となる計数には幅があります。要は、採用する値によって、計画自体が有利になる場合、不利になる場合もあります。例えば、現計画では、レジ通過者数が95万人、そして来場者数はその1.4倍の程度の説明や答弁がありました。これによりますと、おおむね133万人が総来場者数という形になるのかなと思っております。つまり、根拠の計数の値の取り方によって、レジ通過者が100万人にも70万人にもなる可能性があるんです。

しかし、これは、道の駅の完成後の未来の来場者、未来のレジ通過者ではないはずなんです。そして、今、この数値を議論するべきなのではないでしょうか。未来に変化する数字に対し、さらに時間をかけて議論をし、そして、それによって工事の着手が遅れれば、建設コストがさらに膨らむのは想定できます。

仮に1年度、物価や賃金が5%上昇するとすれば、今の事業費は約2億円、費用が増加します。この費用負担は誰がやるのでしょうか。そして、この増加分を補填をするため、計画を見直す作業、これに関する費用は誰が負担するのでしょうか。これらを考えると、私は、見直すこと自体がプラスにはならない、マイナスのイメージしか想像できません。

むしろ論点はそこではなくて、今後いかに来場者を増やすか、いかに売上げを増やしていくかというところに力を注ぐべきではないでしょうか。実際の来場者数や、売上高の数字はこれから出ていく結果なんです。今やるべきことは、いかに来場者を増やすか、それをどうするかと考えることではないでしょうか。

那珂市の道の駅は、非常に注目されています。

私は、個人的に行ったんですけれども、昨年、青森県弘前市、こちらにある弘前城の出店の店員さんにお話をさせてもらいました。お客さんどこから来たんですか、茨城県的那珂市から来たんですよ、分からないですよねと言ったところ、あの道の駅、テレビで問題になっているところねと言われてきました。

また、岐阜県多治見市にあるモザイクタイルミュージアム、こちらの館長さんとお話しする機会もいただきました。これも個人的にお邪魔したんですけれども、そして、藤森建築のすばらしさ、集客力の多さというところを直接聞いてまいりました。さらに、市内の飲食店、生産者の皆さん、そして、地元の高校生までも一生懸命に知恵を絞りながら、未来的那珂市のために、目玉の商品の開発に取り組んでいるところです。

議員の皆様、そちらで作られているもの、実際に見たことございますか、実際に感じたことがありますか、実際に食べてみて感想を持ったことがありますか。私は、試食をさせていただきました。とてもすばらしいものが作られていますよ。

ただ、これ、事前に公表してしまうと、那珂市の唯一無二の商品がなくなってしまうと私は感じます。ですから、全部を公開するのはどうかと考えていたところです。

いずれにしても、私たち議会は、執行部からの説明を受け、その妥当性を基に民主的に予算を認めてきたのは事実なはずです。そしてそれは、工事の実施を行うことを前提とした、実施設計も認めてきました。さらに、道の駅を建設するための用地の確保にする費用も認めてきたわけじゃないですか。であれば、令和8年度一般会計予算も認め、一日も早い事業の完成を目指すのが至極当然なことではないかと私は思います。

那珂市議会において、既に6年以上も議論を重ね、その上、予算の計上も認めてきた責任とその判断の正しさを証明するために、各議員の適切なお判断をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（大和田和男君） 続いて、遠藤 実議員に発言を許します。

遠藤議員、自席でお願いいたします。

○17番（遠藤 実君） 私からは、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

この当初予算のうち、複合型交流拠点施設「道の駅」整備事業に約4億8,000万円程度の予算が計上されています。

この内容を見ますと、事業用地造成工事の請負費として約4億円、負担金補助及び交付金に5,000万円などが計上されており、令和8年度に造成工事を完成させる予算になっており

ます。

この道の駅計画に関しましては、私も過去何度となく一般質問、常任委員会、全員協議会などで様々に指摘をさせていただいてまいりました。

検討課題は複数あると感じておりますが、最大の懸念事項は、果たして想定どおり利用客が来ていただけるかどうかです。

那珂市は、前面交通量などから年間95万人が来場者されると計算していますが、これはあくまで道の駅の敷地に入って来る客数であります。本来は、道の駅はトイレ休憩施設ですから、トイレ休憩だけして目的地へ行ってしまうお客様も当然いらっしゃるわけです。ですから、敷地に入って来るお客様のうち、何割がレジ通過をして買物してくださるかを想定して、売上額を算出しなければならないはずです。

実際、全国の道の駅を調査しましたが、山形県道の駅むらやまでは、コンサルの計算により、敷地に入って来られたお客様の4割がレジ通過者ということで、売上額を算出していました。埼玉県鴻巣市や小川町の道の駅では、財団法人地域活性化センターの数値を使って、3分の2がレジ通過をするという計算をして、売上額を算出しております。

このように、売上額を算出するに当たっては、トイレ休憩だけされるお客様を、これを想定して現実的に算出すべきなのですが、那珂市の計画ではそうなってはいません。敷地に入って来るお客様全てが、単価1,005円の買物をしないと成り立たない9.6億円の売上額なのです。

これは、幾ら何でも非現実的と言わざるを得ず、仮に、敷地に入って来るお客様のうち半分しか買物してくださらなかつたら、売上げは5億円程度にしかならず、2、3億円は毎年赤字になるのではないのでしょうか。それがオープンしてから20年、30年続くとなると、那珂市の財政状況が危機に瀕し、本来やらなければならない事業もできなくなるとか、赤字分は現在の私たちだけでなく、子供や孫の世代にまで引き継がれることが大いに危惧されます。

また、那珂市内には、既に多くの直売所、スーパーマーケットがあるにもかかわらず、この施設との競合は起きないのか、また、それだけ多くの農産物を四季を通じて安定的に供給できるのか、そして、那珂市ならではのキラーコンテンツある商品が何なのか、いまだに確率をされていない中、見切り発車をするのが心配されているところです。

さらに、この運営母体である第3セクターについても、その内容がほとんど決まっておらず、責任の所在も不明なまま建物を建設することのみが先行しており、本当にこのままでいいのかという市民の声は大きくなっております。

また、この1年かけて市が作成した実施設計を見ますと、概算事業費は29.3億円から43.2億円と1.5倍近くに跳ね上がり、当初見込んでいた営業利益も年間7,000万円から4,000万円に縮小いたしました。物価、資材、人件費高騰のためですが、これがこのままで終わると思えません。このままさらに50億、60億と上がってくることで想定されます。市民生活が厳しい折、道の駅の予算だけが青天井で無条件に許されていいはずはありません。

私がかねてから申し上げてまいりますが、この道の駅が本当に、那珂市の起爆剤になり、那珂市の発展に大いに寄与するものであるならば、ぜひ進めていただきたいと思っております。

しかし、将来どうなるか保障されているわけでもないため、これまで述べてきたような市民の懸念、不安も当然だと思っております。

そのため、今行政に必要なことは、市民協働の考え方にに基づき、しっかりと市民に向き合って、市民説明会を何回も開催し、もっと積極的に市民の声をお聞きする、説明するということだと考えております。これまで、道の駅に関する市民説明会は一日2会場でしか開催されませんでした。もうこの造成工事の予算が議決されようとしている今だからこそ、しっかりと市民説明会を開き、市民と向き合っていただきたい。

しかし、この3月議会での私の一般質問では、市長は、今説明会を開催する段階ではないと、過去の答弁を繰り返したのみであり、その姿勢には大いに疑念を抱かざるを得ません。その姿勢が変わらない限り、この道の駅を進める予算を今回も認めるわけにはまいりません。

今回も、このように多くの傍聴に来られている方がいらっしゃいます。おそらくは、動画配信をこれ以上のたくさんの方が見ていらっしゃると思います。

市民の血税を使わせていただくわけですから、市民にもっと説明されてしかるべきです。その道筋を見いだせない限り、市民の代表である議員として、この予算を唯々諾々と認めることは、市民の代弁者としていかなるものでしょうか。執行部もですが、私たち議員も、しっかりと市民の皆さんと向き合って、この道の駅の必要性、採算性に対する説明責任を果たしていかなければならないと感じます。地元に戻って、今日のこの議決の理由をしっかりと市民の皆さんに説明する責任を、私たち議会議員は負っております。

るる述べてきましたが、道の駅は、できるとすれば、市民のためのものでなければなりません。市民の多くが大いに不安と心配を抱えているこの現状で、私はこの当初予算の道の駅関連予算に同意できないことから、議案第17号 令和8年度一般会計予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 続いて、桑澤直亨議員に発言を許します。

桑澤議員、自席でお願いいたします。

○2番（桑澤直亨君） 私は、ただいま議題となっております令和8年度一般会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

まず、本予算案全体を見たときに、執行部から提出された予算案は、厳しい財政環境の中にあっても、市民生活への配慮と将来に向けた必要な投資の両立を図った、バランスの取れた予算編成であると評価しております。

歳入では、根幹である市税について、社会的な賃金上昇等に加え、企業収益の改善などによる市民税の増などにより、増収を見込んでおります。

一方、歳出では、賃金上昇や物価高の影響に伴う障がい者支援や、子育て支援等に関わる扶助費、人事院勧告による職員人件費が増加する中であっても、引き続き、国の交付金を活用しながら、物価高の影響を受けている市民への支援を行うこととしております。

さらに、都市計画道路の整備や、市道の改良、補修、公共施設の長寿命化対策に加え、本市の新たな活力の創造につながる複合型交流拠点施設「道の駅」の整備、そして、小中学校特別教室への空調整備も進める内容となっております。

すなわち、本予算案は、福祉や子育て、物価高対策といった足元の市民生活を支える施策と、道路、公共施設、教育環境、そして地域活性化に向けた将来投資と偏ることなく組み合わせた予算であると受け止めております。

その上で、反対討論においては、とりわけ道の駅整備事業について、市民説明の不足、採算性、出荷体制や競合、そして、事業費の増加などを理由に、いま一度立ち止まるべきであるとの趣旨が述べられております。これらはもちろん重要な論点であり、私も十分に検討し、議論を深めるべき内容であると考えております。

しかしながら、その上で申し上げておきたいことがございます。それらの課題があるからこそ止めるのか、それとも、課題を解決しながら前に進めるのか。そこが今回の判断の分かれ目であると考えます。

まず、市民への説明についてであります。

確かに、今後も丁寧な説明は必要かと思えます。しかしながら、市民への説明が不足しているとの指摘はやや一面的ではないかと私は考えます。

本事業については、昨年1月19日に市民説明会を午前午後と2回開催し、約321名が参加しました。質問者22名、質問意見は計39件に及んでおります。その内容も、需要予測、収支計画、概算事業費、施設レイアウト、子育て支援機能など、事業の核心に関わるものがあります。さらに、その後には、基本設計案に対するパブリックコメントも実施され、52人から281件もの意見が寄せられ、市は、それに対して1件1件考え方を整理し、回答をしております。

また、議会に対しても、その後段階ごとに説明が行われ、昨年10月には子育て支援センター機能の移設について、今年2月には、実施設計の策定について全員協議会において説明され、質疑応答も行われております。

さらには、道の駅整備課においては、現在もなお個別の問合せに関して丁寧に対応を行っております。

つまり、説明の機会は、説明会、質疑応答、パブリックコメント、議会説明、そして個別対応を含めた継続的な意見聴取と、複数の形で積み重ねられてきておるわけです。

その上で、反対討論では、事業費の増加や子育て機能の移設があった以上、改めて市民説明会を開くべきであったとの趣旨が述べられております。

しかし、ここも冷静に見なければなりません。

事業費の増加は、計画そのものが別物になったということではなく、実施設計の具体化、資材費や人件費の上昇、設備使用の精査等を反映したものであります。

また、子育て支援機能についても、基本設計時の説明会の段階から論点として扱われ、その後も、議会への報告や実施設計資料で具体的な説明が重ねられております。

したがって、重要なのは、説明会を何回開いたかという回数論ではなく、説明と対話を積み重ねてきたかどうかであります。私は、その努力はこれまで一定程度を積み重ねられてきたと考えております。

次に、収支や採算性についてであります。

今回の収支計画は、交通量センサスなど客観的な統計データを基に、専門機関によって試算されたものであり、来訪型施設における需要予測としては、一般的かつ合理的な手法に基づいております。

さらに、実施設計段階では、臨床コンテンツや運営体制、各種経費の精査を踏まえ、基本設計時の想定を見直し、より実態に即した形で整理されております。もちろん、不確実性があることも事実です。しかし、それはどの事業にも共通することであり、重要なのは、不確実だからやらないというのではなく、不確実性を前提にどう管理するかであります。

また、出荷体制や市内商業施設との競合も今後の重要な検討課題です。

しかし、だからこそ必要なのは、停止ではなく、地域農業との連携強化や、出荷者組織との充実、既存商業との共存関係の構築など、具体的な仕組みを積み上げていくことでもあります。止めることでは何も進みません。

次に、事業費の増加についてであります。

実施設計資料では、基本設計時の概算事業費は29.3億円、実施設計時は43.2億円とされております。しかしその一方で、資料では、国庫補助などの活用により、実質負担額の増加は抑制すると整理されております。

ここは、総事業費だけでなく、実質的な市民負担を冷静に確認する必要があります。市民負担を比較する際には、基本設計時の旧金利1.2%ではなく、現在の金利水準である2.4%にそろえて比較するのが適切であります。その場合、基本設計時の公債費年額は約6,764万円、これを15年かけて返済する計画です。実施設計時は、約7,840万円となっております。その差額は年間約1,100万円程度であります。

確かに総事業費は増加しております。しかしながら、市民負担まで同じ割合で大きく増えているわけではありません。したがって、事業費の増加だけを強調して不安をあおるのではなく、実際に市が負う負担を補助金や交付税措置を含めて正確に見るべきであります。

そこで、改めて申し上げます。

少子化対策や生活基盤の整備を優先すべきだから、この事業は立ち止まるべきだという議論についてであります。確かにそれらは重要です。しかし、それと地域産業の活性化や交流拠点の整備は対立するものではありません。むしろ、地域に活力があり、産業が回り、雇用や所得が生まれるからこそ、子育て環境も生活基盤も持続可能になります。

少子化対策か地域活性化ではありません。生活基盤か道の駅かでもありません。どちらも必要であり、その両方を見据えて判断するのが議会の責任です。

さらに、本施設は単なる商業施設ではありません。防災井戸や非常用発電設備、備蓄機能などを備えた防災拠点としての役割、そして、子育て支援機能との連携による日常的な利用拠点としての役割を担います。これを単純にリスクのある事業とだけ捉えるのは、あまりにも一面的であります。

この議論で最も重要なのは、ここです。不安を並べて立ち止まるのか、それとも、課題を直視しながら成功に向けて前に進むのか。私は後者を選びます。

私には、課題をどう解決するかという議論よりも、立ち止まる理由を重ねている議論に聞こえます。那珂市の発展を本当に望むのであれば、不安をあおることに力を使うのではなく、この事業をいかにして成功させるか、そのために英知を結集することこそが健全な議論であると言えます。

私自身、この事業を成功させるために、これまで様々な提案を行ってまいりました。今後も、整備費の管理、運営体制、地域との連携、収支の検証、市民への説明について、議会として責任を持って関与していく覚悟であります。

止めることだけが責任ではありません。前に進めると決めた事業を失敗させないように監視し、改善を求め、成功へ導くことも議会の責任であります。反対することは簡単です。不安を語ることも簡単です。しかし、議会の責任はそれだけではありません。那珂市の未来に必要な挑戦であるならば、どうすれば成功させるのかどうか、どうすれば失敗を防げるのか、そのために知恵を出し、責任を持って前に進めることこそ、私たちに求められている姿勢であります。

以上のことから、私は、この令和8年度一般会計予算案は、市民生活への配慮と将来に向けた必要な投資を両立させたバランスの取れた予算案であり、その中に位置づけられた道の駅整備についても、本市の発展に向けた重要な事業であると確信しております。

議員各位におかれましては、将来への責任ある判断として、本予算案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

- 議長（大和田和男君） 遠藤議員。
- 17番（遠藤 実君） 議事進行でございます。

内容に基づいて、事実の確認をお願いしたいと思っております。

年間95万人というのは、その敷地に入って来る人数なのか、これを執行部の答弁を含めて確認をしていただいて、それは違うというのであれば、今の発言の訂正を求めます。

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時45分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

先ほど、遠藤議員より議事進行の発言がございました。それについて、桑澤議員、ございますでしょうか。

桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 先ほどの討論の中で、

私としては、議会答弁の事実の下に発言した内容かと思っておりますので、
明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 先ほど、私は議事進行を申し上げました内容は、意味合いは、まずは、先ほどの発言、この時間というのは、議案に対しての賛成、反対の討論でございます。あくまで議論として、その政策に対していいか悪いかという話をすべきであって、それぞれ議員というのは、各個人個人考えがあるし、それぞれの意見がありますからそれは結構ですけども、

なぜそういうふうに申し上げたかということ、これ多分、そもそもの掛け違いがあると思っていて、年間95万人の来場者数の意味合いが多分違っていると思うんですね。僕は、今まで幾つもの議論をした中で、95万人というのは、前面の交通量と立ち寄り率と乗車率を掛け合わせたもので出てきたのが、年間、当初は77万人、それが、今後林音ができる藤森設計のものでプラスになるだろうということで、95万人になっているんですね。

そこに、どういうふうにしてレジを通過するかなんていう観点が入っていない方程式で出ている95万人なんですよ。これは何かというと、その敷地に入って来てどれぐらいの駐車台数が必要かを計算する数字から基づいて出てきた数字だというふうに担当者からも聞いています。いわゆる駐車のますの台数を計算する数式なんです。だから、あの敷地に入って来るのが95万人に違いないですね。

—————私は、執行部からの話を何回も積み重ねた上で、あの95万人というのは敷地にあくまで入って来る人数だということを確定を私はしたから、先ほどの反対討論もしましたし、そこのボタンの掛け違いが僕はあるんじゃないかなと思って、—————

—————話をいたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） その発言につきましては、議事録等を精査しなければならないと考えますので、後日、議運並びに関係各位で題を精査して進めさせていただきたいと思います。肅々と進めさせていただきたいと思います。

ですが、その後の来場者数の話については、そのボタンの掛け違いがあるということなので、執行部のほうからの説明を求めたいと思います。

産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

総来場者数の点につきましてでございますけれども、これまでも答弁させていただいたとおり、道の駅の総来場者数の算出について確立された方法というのがないという状況でございます。そのため、近隣の道の駅のレジ通過者の算出方法を取りまして、基本設計においては95万人という数字を出してございます。

また、その際の各近隣の道の駅のほうの、当初計画していた数字を実際に来場している実績値が上回っている、レジ通過者数のほうを上回っているという状況にございましたので、そのことをもって、本市のほうの算出方法のほうの妥当性のほうをあると考えて、基本設計においては、その数字を使っているという状況でございます。

また、その後、昨年6月の定例会の一般質問において、桑澤議員から、総来場者数というところについての質問がございましたので、その際におきましては、財団法人地域活性化センターの資料において、レジ通過者数の約1.4倍程度が総来場者数と推察しているという資料がございまして、そちらに基づきまして、ご答弁は差し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） おっしゃるとおりで、もっと分かるように言ってほしいんですよ、単純に、那珂市の道の駅の敷地には何万人入って来るという計算なんですか、それだけ言ってください、何万人入って来る計算なんですか、それだけ言ってください。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

那珂市の道の駅の基本設計においては、総来場者数とレジ通過者数は同数として見ております。それが95万人でございます。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうなんですよね、そうおっしゃっているんです。入って来るのは95万人で、でもレジ通過も95万人とおっしゃっているんです、それでいいんですよね。

○議長（大和田和男君） 副市長。

○副市長（玉川 明君） ありがとうございます。

ただいまの答弁に対して、若干修正をさせていただきます。

部長のほうも答弁させていただきましたけれども、来場者、レジ通過者の算出方法については確立したものが無いということで、算出方法については、常陸太田とか常陸大宮の方式を採用させていただきました。

結果として、部長が言いましたように、その算出に基づいたレジ通過者数を大宮も太田もクリアしているという実績がありますので、この計算式については、採用するに値するというふうに判断してこの数字を採用しているところでございます。

地域活性化センターの報告書によりますと、レジ通過者数の1.4倍程度が総来場者数となっているという調査報告があったものですから、推測として、その数字を採用して総来場者数ではないかということをお答えさせていただいたという状況でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（大和田和男君） よろしいでしょうか。

最後、遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 1回だけ、すみませんでした。

全く部長のおっしゃったとおりなんです。なので、その1.何倍というのは逆ですよ、逆ですよ、95万人入って来るので、その活性化センターでいうと0.67なので、だから、そうすると60万人ぐらいしか買わないという、そういう計算になるんですよ、入って来るのが95万人なので、そういうことです。

○議長（大和田和男君） 以上で通告による討論を終結をいたします。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） すみません、議事進行上の確認をしたいんですけども、

—————質疑のやり方、この賛成討論、反対討論あるんですけども、事前にその述べられたことを繰り返すのに、その議員の名前を申し上げること。—————

—————ここできちんとしていただかないと、次、我々、進行が非常に難しくなってくると思うんですよ。そこを、今後きちんと検討していただきたいなと思います。

○議長（大和田和男君） 先ほど申し上げたとおり、前段のところは、議運並びに今回の関係者の下、再度議事録を確認しながら議論してまいりたいと思います。

花島議員。

○11番（花島 進君） 名前を上げてというのは、好ましくないと思っている方もいらっし

やるし、私なんかは、誰のどういう発言かというのを特定するために名前を上げるのは、別に問題ないと思っているんです。

議運の中でやるというよりは、もし、この場で決着つけずにどうするかルールを決めるとすれば、全員協議会の場で議論させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今の渡邊議員の話もありましたが、なぜそうなのかというのは、繰り返し申し上げますと、今、花島議員がおっしゃったように、名前を出すこと自体は引用のやり方ですから、それがそんなに問題になるとは思いません。

僕が申し上げたのは、私の名前を出して、その不安をあおって云々という部分が出たので、そうじゃない、95万人というのはあくまで来場者数なんだよと僕はずっとこの反対討論も今までも言ってきたので、しかも、執行部の方もそのとおりでという話があったものですから、不安を私はいたずらにあおっているわけではないということが、今証明されたと思いますから、

—————討論の中でほかの議員を出すこと自体が悪いのではなく、それを出すことによって、それはおかしいんじゃないか、それは不安をあおっているというふうなものを私に言われたものですから言ったままであります。

○議長（大和田和男君） それも含めて、議運もしくは全員協議会等で、今後の討論の在り方も含めて議論してまいりたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） すみません、これから採決に入るに当たって、どうしても、今の討論の中で確認しなければ採決に臨めないという事項がありますので、一度確認をさせていただく時間をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（大和田和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時04分

◎発言の訂正

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

産業部長から答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（大内正輝君） 先ほどの私の答弁の中で、訂正をお願いいたします。

基本設計時において、レジ通過者数と総来場者数イコールという形で95万人とお話しておりましたが、基本設計時においては、レジ通過者数として95万人として算出して、それに基づいて計画を立てております。大変ご迷惑をおかけして申しわけございません。

○議長（大和田和男君） これより採決を行います。

まず、議案第3号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第8号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第9号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大和田和男君） 起立者はご着席をください。

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、議案第14号 那珂市空家等対策の推進に関する条例、議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）、議案第16号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第16号までの以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大和田和男君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第18号 令和8年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大和田和男君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第20号 令和8年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第21号 令和8年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和8年度那珂市水道事業会計予算、議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算、議案第24号 市道路線の認定について、議案第25号 市道路線の廃止について、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号までの以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第2、議案第26号 那珂市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第26号をお開き願います。

議案第26号 那珂市副市長の選任について。

氏名を申し上げます。玉川 明。

住所、生年月日は、議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。

副市長の玉川 明氏が令和8年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大和田和男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、これに同意することに決定をいたしました。

ただいま副市長の選任について同意されましたので、市長より玉川 明さんを改めてご紹介したい旨、発言の許可を求められていますのでこれを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） ただいま副市長の選任につきましては、ご同意をいただき誠にありが

とうございました。

本人が議場におりますので、改めてご紹介申し上げます。

玉川 明氏です。

それでは、玉川 明氏からご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大和田和男君） 副市長。

〔副市長 玉川 明君 登壇〕

○副市長（玉川 明君） お許しをいただきまして、お礼の挨拶を述べさせていただきます。

このたびは、副市長再任のご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、議員の皆様方には、この4年間様々な場面でご指導を賜りまして、重ねて感謝を申し上げます。

今、那珂市では、道の駅をはじめ、公共施設の在り方、デジタル化や開発の推進、様々な取組を進めております。

那珂市の将来の持続的な発展のため、着実に取り組むことが必要だと考えております。

先崎市長の下、先崎市長を補佐し、住みよさプラス活力ある那珂市の実現に向けて、誠心誠意取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きのご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第3、議案第27号 那珂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第27号をお開き願います。

議案第27号 那珂市教育委員会教育長の任命について。

氏名を申し上げます。大縄久雄。

住所、生年月日は、議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。

那珂市教育委員会教育長の大縄久雄氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに教育長を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大和田和男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、これに同意することに決定をいたしました。

ただいま教育長の任命について同意されましたので、市長より大縄久雄さんを改めてご紹介したい旨、発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） ただいま教育長の任命につきまして、ご同意をいただき誠にありがとうございました。

本人が議場におりますので、改めてご紹介申し上げます。

大縄久雄氏です。

それでは、大縄久雄氏からご挨拶を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育長。

〔教育長 大縄久雄君 登壇〕

○教育長（大縄久雄君） 議会の貴重なお時間の中、挨拶の機会をいただき、一言御礼を申し上げます。

ただいまは教育長の再任にご同意を賜り、誠にありがとうございました。

再びその職責を担うことになり、今改めてこの場に立ち、身の引き締まる思いでございます。

これまで、本市の教育振興に、私なりに微力ではありますが尽力をまいりました。その成果と基盤をもとに、今後も学校教育、社会教育の充実に努めてまいります。

特に、小中一貫教育につきましては、義務教育9年間を見通した切れ目のない指導体制を確立し、子供たちの学びの連続性を確保することで、学力向上と豊かな心の育成に邁進する

所存でございます。それが、本市の子供たちの夢と希望を持ち、健やかに成長できる環境づくりになると確信しております。

山積する教育諸課題に対しまして、現場の声に真摯に耳を傾け、議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、誠心誠意努めてまいります。

今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第4、議案第28号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第28号をお開き願います。

議案第28号 那珂市教育委員会委員の任命について。

氏名を申し上げます。齋藤文夫。

住所、生年月日は、議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。

那珂市教育委員会委員の齋藤文夫氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大和田和男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、これに同意することに決定をいたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第5、議案第29号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、木野広宣議員の退場を求めます。

〔13番 木野広宣君 退場〕

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時22分

再開 午後 零時22分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

議案第29号 那珂市監査委員の選任について、市長から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第29号をお開き願います。

議案第29号 那珂市監査委員の選任について。

氏名を申し上げます。木野広宣。

住所、生年月日は、議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。

那珂市監査委員の萩谷俊行氏から退職の申出があり、市長が承認したことに伴い、後任者を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大和田和男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、これに同意することに決定をいたしました。

木野広宣議員の入場を許可いたします。

〔13番 木野広宣君 入場〕

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時24分

再開 午後 零時24分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第6、議案第30号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第30号をお開き願います。

議案第30号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名を申し上げます。高根 薫。

住所、生年月日は、議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。

那珂市固定資産評価審査委員会委員の高根 薫氏が、令和8年3月28日をもって任期満了

となることに伴い、新たに委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大和田和男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、これに同意することに決定をいたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第7、議案第31号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第31号をお開き願います。

議案第31号 人権擁護委員の推薦について。

氏名を申し上げます。曾澤範雄。

住所、生年月日は、議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。

人権擁護委員の石川富子氏が、令和8年6月30日をもって辞任することに伴い、法務大臣に対し新たな委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項に規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大和田和男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、これに同意することに決定をいたしました。

本定例会で、議決の結果、条項、字句、数字、その他整理を必要とするものについては、那珂市市議会会議規則第43条の規定により、議長に一任していただきたいと思っております。

◎議員派遣について

○議長（大和田和男君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに搭載したとおり議員を派遣したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに搭載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（大和田和男君） 日程第9、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といた

します。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに搭載した申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大和田和男君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和8年第1回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。重ねて感謝申し上げます。

本定例会を通じて、議員の皆様から賜りましたご意見やご提案につきましては、執行部といたしましても、真摯に受け止め、より一層丁寧な説明に努めるとともに、引き続き、効果的、効率的な市政運営に取り組んでまいります。

また、令和8年度は、第3次那珂市総合計画の策定に着手をいたします。人口減少による地域経済の縮小へ対応しつつ、市民一人一人が安心して暮らせる活力あふれるまちの実現を目指し、持続可能な市政運営を念頭に、第3期総合戦略との一体化を図りながら、社会情勢や市民参画を踏まえ、各施策分野の個別計画との整合を図った実効性のある計画づくりを進めてまいります。

結びとなりますが、議員の皆様におかれましては、引き続き、お力添えを賜りたくお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） これにて令和8年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時 31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 大和田 和 男

那珂市議会前議長 木 野 広 宣

那珂市議会前副議長 富 山 豪

那珂市議会議員 富 山 豪

那珂市議会議員 花 島 進